

令和7年第1回定例会審議予定表

会期日程（会期8日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第1日 本会議	3月 7日	金	午前10時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・委員会報告・議案の上程・提案理由の説明・議案説明・議案審議・討論・採決
第2日 本会議	3月 8日	土	—	休会
第3日 本会議	3月 9日	日	—	休会
第4日 本会議	3月10日	月	午前10時	一般質問・議案審議
第5日 本会議	3月11日	火	午前10時	一般質問・議案審議
第6日 本会議	3月12日	水	午前10時	議案審議
第7日 本会議	3月13日	木	午前10時	議案審議
第8日 本会議	3月14日	金	午前10時	議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第1回五木村議会定例会

目 次

第1号(3月7日)		頁
1. 議事日程		3
2. 出席議員		4
3. 欠席議員		4
4. 説明のため出席した者の職氏名		4
5. 事務局職員の職氏名		5
6. 日程第1	会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2	会期の決定	6
8. 日程第3	諸般の報告	7
9. 日程第4	委員会報告	15
10. 日程第5	議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
11. 日程第6	議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
12. 日程第7	議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
13. 日程第8	議案第6号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	17
14. 日程第9	議案第7号 五木村議会議員及び五木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	18
15. 日程第10	議案第8号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	18
16. 日程第11	議案第9号 財産の処分について	18
17. 日程第12	議案第10号 令和6年度五木村一般会計補正予算(第7号)	18
18. 日程第13	議案第11号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	18
19. 日程第14	議案第12号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算(第2号)	18
20. 日程第15	議案第13号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算(第3号)	18
21. 日程第16	議案第14号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算	

	(第1号)	18
22. 日程第17	議案第15号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第2号)	18
23. 日程第18	議案第16号 令和7年度五木村一般会計予算	18
24. 日程第19	議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算	18
25. 日程第20	議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算	18
26. 日程第21	議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算	18
27. 日程第22	議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算 ..	18
28. 日程第23	議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算	18
29. 日程第24	議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算	18
30. 日程第25	議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算	18
31. 日程第26	議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算	18
32. 日程第27	議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算	18
33. 日程第28	質疑(先議議案第9号)	26
34. 日程第29	討論(先議議案第9号)	28
35. 日程第30	採決(先議議案第9号)	28
36.	散会	54

第2号(3月10日)

1.	議事日程	57
2.	出席議員	57
3.	欠席議員	57
4.	説明のため出席した者の職氏名	57
5.	事務局職員の職氏名	58
6.	日程第1 一般質問	59
	(1) 田山淳士	59
	(2) 西村久徳	69
	(3) 中村俊也	91
	(4) 園田良治	104
	(5) 早田吉臣	108
7.	散会	120

第3号(3月11日)

1.	議事日程	123
----	------------	-----

2. 出席議員	123
3. 欠席議員	123
4. 説明のため出席した者の職氏名	123
5. 事務局職員の職氏名	124
6. 散 会	125

第4号（3月12日）

1. 議事日程	129
2. 出席議員	129
3. 欠席議員	129
4. 説明のため出席した者の職氏名	129
5. 事務局職員の職氏名	130
6. 日程第1 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算	131
7. 日程第2 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算	133
8. 日程第3 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算	134
9. 日程第4 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算	136
10. 日程第5 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算	137
11. 日程第6 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算	138
12. 日程第7 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算	139
13. 日程第8 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算	140
14. 日程第9 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算	140
15. 日程第10 質疑	144
16. 散 会	184

第5号（3月13日）

1. 議事日程	187
2. 出席議員	187
3. 欠席議員	187
4. 説明のため出席した者の職氏名	187
5. 事務局職員の職氏名	188
6. 日程第1 質疑	189
7. 散 会	221

第6号（3月14日）

1. 議事日程	225
2. 出席議員	225
3. 欠席議員	225
4. 説明のため出席した者の職氏名	225
5. 事務局職員の職氏名	226
6. 日程第1 討論	227
7. 日程第2 採決	229
8. 日程第3 議員派遣について	232
9. 日程第4 閉会中の継続審査・調査について	232
10. 県町村会議長会定期総会 宣言及び決議	233
11. 閉 会	234

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月7日（金）開会

（第1日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第1号）

令和7年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員会報告
- 日程第5 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第7号 五木村議会議員及び五木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第11 議案第9号 財産の処分について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第11号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第16号 令和7年度五木村一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算

- 日程第20 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算
日程第21 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算
日程第22 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
日程第23 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
日程第24 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算
日程第25 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算
日程第26 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算
日程第27 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算
日程第28 質疑
日程第29 討論
日程第30 採決

2. 出席議員は次のとおりである。(7名)

- 1番 園 田 良 治 君
2番 早 田 吉 臣 君
3番 中 村 俊 也 君
4番 川 邊 正 美 君
5番 田 山 淳 士 君
7番 西 村 久 徳 君
8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 6番 藤 本 新 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(11名)

- 村 長 木 下 丈 二 君
総務課長 竹 村 文 秀 君
ダム対策課長 土 肥 整 二 君
政策調整監 麦 田 健一郎 君
保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
住民税務課長 北 原 仁 司 君
産業振興課長 土 肥 博 司 君
建設課長 黒 木 光 重 君
会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

これより令和7年第1回五木村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

その前に、6番、藤本議員が昨日から体調を崩しまして、本日欠席届が出ております。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡本精二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番 園田議員、2番 早田議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（岡本精二君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。3番、中村委員長。

○3番（中村俊也君） それでは、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月28日金曜日午前10時及び本日7日午前9時半から、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。今回の3月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明をお受けしております。

執行部の提出案件は、人事案件1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、協定の締結1件、財産処分1件、補正予算6件、当初予算10件の計23件でございます。

村長より、議案第9号の財産処分については、先議の申し立てがあっております。議会運営委員会では、先議として決定をしておりますので、お取り計らいいただくようよろしくお願い申し上げます。

また、一般質問につきましては、6名の議員から通告書が提出をされております。第2日目の3月10日を予定をしております。また、質問及び答弁については、簡潔明瞭をお願いいたします。

以上の案件を議会運営委員会で検討した結果、お手元に配付をした会期日程であります。本日、第1日目を3月7日に開会をいたしまして、諸般の報告、委員会報告、議案の上程に伴う提案理由の説明、続いて、議案の説明、質疑、討論、採決を予定をしております。第2日目及び第3日目は、休日のために休会といたします。

第4日目の3月10日から、第5日目、11日は、一般質問及び議案審議を予定をしております。第6日目の3月12日から第7日目の3月13日までは議案審議、第8日目の3月14日は、議案審議、討論、採決、閉会という計8日間の会期で、当委員会では決定をしております。

以上を踏まえまして、会期の決定につきましては、よろしくお取り計らいいただくようお願いを申し上げます、議長に報告をいたします。

以上です。

○議長（岡本精二君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、会期は本日3月7日から3月14日までの8日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（岡本精二君） 日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。5番、田山監査委員。

○5番（田山淳士君） それでは、監査報告をいたします。たくさんありますのでちょっと時間がかかると思いますが、よろしくお願ひします。朗読で報告に代えます。

五監45号、令和7年2月20日。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

- 1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。
 - 2、検査現在期日、令和7年1月末日。
 - 3、検査実施日、令和7年2月20日。
 - 4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合しており、誤りなく適正に処理されていることを確認した。
- また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照

合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めました。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金 2億4,150万551円、一時借入金 7億円、基金27億9,059万1,213円、歳計外現金4,945万6,330円、現金現在高30億8,154万8,094円でございます。

次のページにいろいろな書類が付いておりますが、これは御覧いただきたいと思えます。収支計算書、それから現金の管理状況、歳計外現金の管理状況、次のページは基金の管理状況が資料に載っております。最後のページに、令和7年1月20日に実施したものと、その裏のページには12月の報告も付いておりますので、一緒に御覧いただければと思います。

続きまして、2個目にいきたいと思えます。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

これは、簡易水道の事業でございます。

簡易水道事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金の出納及び期間。

2、検査現在期日、令和7年1月末日。

3、検査実施日、令和7年2月20日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿と照合した結果、全て符号し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における預金現在高は次のとおりである。

歳計現金 7万7,295円、借入金はありません。基金もゼロです。預金残高が1,127万2,006円、現預金現在高1,134万9,301円でございます。

裏のほうに書類がいろいろ入っております。こちらは後で御覧いただければと思います。

これは、農業集落排水事業の報告でございます。上は同文ですから省略したいと思います。

農業集落排水事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年1月末日。

3、検査実施日、令和7年2月20日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿と照合した結果、全て符号し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における預金現在高は次のとおりである。

歳計現金1万7,000円、一時借入金と基金はありません。預金残高316万9,996円、預金現在高318万6,996円でございます。

これも、裏のほうに預金残高の明細とか載っておりますので、これを御覧いただければと思います。

最後になりますが、定期監査の報告をいたします。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 田山淳士

令和6年度定期監査報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1、監査の概要。

1、監査期日、令和6年12月17日火曜日、1日間でございます。

2、監査対象、令和5年度発注の公共工事入札状況について。

(1) 林道入鴨線災害復旧工事(3号箇所)

(2) 村道鶯山線落石対策工事

(3) 林道相良五木線災害及び復旧工事(8号箇所)

3、監査基準、地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。

4、実施要項、担当課において当該団体に対する関係資料の提出を求め、入札状況などについて聞き取り調査を行った。

第2、監査の結果。

監査の結果、公共工事とも設計、指名審査、入札契約、変更契約などの定められた手順を経て実施されていた。

まず、設計は標準的な単価を用いて算出するが、特殊な製品は業者からの見積もりにより単価を算出されていた。

続いて、指名審査、工事の設計額に基づき、業者のランクにて指名されている。予定価格以上や最低価格以下の入札は、調査した3工事では事例がなかったが、落札額を予定価格で外した入札物については、その率が99.5%に近い工事であった。また、最低価格を入札した参加者だけが内訳書に提出していた。なお、本村では村長が定めた予定価格は指名通知書に記載されており、指名業者は入札前にその金額を知ることができる。

最後に、工期や工事内容の変更に伴う変更契約も正しく行われている。年度をまたぐ繰り越し工事も、金額とともに令和5年度の決算書と合致している。

所見、五木村では予定価格を事前に公表するため、入札参加者が入札額の上限を容易に把握することができる。これは、上限の額を知るための贈収賄を未然に防止する効果がある。入札業者が上限額を定めることにより、談合などによる高値入札を行う可能性がないとも限らない。そこで、現在は、最低額を入札した参加者だけが内訳書の提出を行うが、公共工事の入札及び契約の適正化を促進に関する法律に基づき、適正な入札であると担保するため、入札参加者全てが入札内訳書を提出するような検討を願いたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（岡本精二君） どうも御苦勞様でございました。

次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、令和6年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を行います。それから、これは令和6年12月25日、次の第2回目の会議、令和7年2月28日、この2回分を報告いたします。

まず、最初に、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合定例会。令和6年12月25日午前10時から、人吉球磨グリーンパレス大会議室で開催されました。

日程第1、議案第8号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、執行部から補足説明を受けまして、質疑、裁決を行い、全員異議なく原案どおり可決しました。

日程第2、議案第9号、人吉球磨広域行政組合給与条例の一部改正する条例の制

定について。

日程第3、議案第10号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第4、議案第11号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の繰越の補正（第1号）。

追加議案3件を一括して提案理由の説明を、理事会代表理事から受け、続けて補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。議案第9号及び議案第10号は、全員異議なく原案のとおり可決されました。議案第11号は、議決特例に関するため起立採決を行った結果、全員が起立し原案どおり可決いたしました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設に関する調査特別委員長申出のとおり了承されました。

最後に、組合議会規則第43条の規定により議決された案件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することが決定され、閉会しました。

以上が、令和6年度第4回人吉球磨広域行政組合定例会1日目の会議結果についての報告をいたします。

次に、令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和7年2月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、多良木町議会から新たに選出された前田文議員、議席を8番に指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、23番、皆越てる子議員（あさぎり町）、1番、川上紗智子議員（人吉市）が指名されました。

日程第3、会期の決定では、田代利一議会運営委員長（球磨村）の報告の後、会期は2月27日に開会し、2月28日から3月24日までを休会、3月25日を閉会とする27日間と決定しました。

日程第4、諸般の報告では、議長から、議会閉会中に多良木町議会から新たに選出された前田文議員を、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会に指名したことが報告がありました。

日程第5、行政報告では、理事会代表理事から令和6年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第6、議案第1号、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について。

日程第7、議案第2号、人吉球磨広域行政組合給与条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第3号、刑法等の一部改正に法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例の制定について。

日程第9、議案第4号、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

日程第10、議案第5号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について。

日程第11、議案第6号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。

日程第12、議案第7号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第13、議案第8号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額。

この8件の提案理由を、一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第6号について、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案どおり可決しました。

日程第14、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案どおり同意されました。

新たに、議会選出監査委員に、田山淳士議員（五木村）が選任されました。

以上で、定例会第1日目の審議を終了し、閉会しました。

なお、一般質問等については下に書いてあるとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（岡本精二君） どうも大変ありがとうございました。

次に、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） おはようございます。それでは、人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果の報告いたします。

1、日時、令和7年2月28日金曜日、午後3時に開会をしております。

2、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場でございます。

3、出席者、議員が8名、執行部より管理者が5名、管理代行者としまして1名、球磨村から副村長が出席をされております。職員が7名、事務局から2名、合計23名が出席しております。

4の会議結果です。日程第1、会期の決定、令和7年2月28日（1日間）と決定をしております。

日程第2、会議録署名議員の指名では、1番、松村議員、2番、平田議員が指名

をされております。いずれも、人吉市選出です。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

こちらは、昨年8月に人事院が行った公務員の人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目のうち、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に対応するため、関係条例の改正を行うものであります。

両議案とも、原案どおり可決をしております。

日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

こちらは、昨年行われました人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改正を行うものです。下に給与関係、それと2ページにボーナスについて、その下に給与制度のアップデートについて書いてあります。細かい内容につきましてはそれぞれ載せておりますので、後で目を通していただければと思います。こちらも、原案のとおり可決をしております。

日程第6、議案第4号、人吉下球磨消防組合特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

こちらは、緊急消防援助隊として出動した場合の手当の新設について改正を行うものであります。原案どおり、こちら可決をしております。

日程第7、議案第5号、人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

こちらは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを考慮し、改正を行うものです。原案のとおり可決をしております。

日程第8、議案第6号、刑法等の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

令和4年6月に公布をされました刑法等の一部を改正する法律におきまして、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する5つの条例の改正を行うものです。5つの条例は、下に書いてありますとおり人吉下球磨消防組合個人情報保護施行条例から、下の一番最後の人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例、この5つとなっております。こちら可決をしております。

日程第9、議案第7号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）について。

歳入歳出予算総額からそれぞれ905万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,503万2,000円とするものです。

増減の内訳としまして、下に、まず歳入ですけれども、分担金及び負担金18万6,000円の増額です。使用料及び手数料21万8,000円の増額となっております。諸収入645万円の増額です。県支出金22万9,000円の減額です。財産収入242万7,000円の増額となっております。その下に、詳しく内容はそれぞれ載せておりますので、後で目を通していただければと思います。

次に、歳出です。こちらは、議会費11万1,000円の減額。総務費10万円の増額。消防費2,074万8,000円の増額。予備費1,168万5,000円の減額となっております。こちら、下のほうに詳しく書いてありますけれども、消防費あたりが増額となっているのは、職員の給与条例の改正によるもので、こういった部分が増額の要因となっております。こちらのほうも、原案のとおり可決しております。

日程第10、議案第8号、令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,621万円とするものです。前年度比べまして1億2,372万1,000円の増加となっております。

増減の内訳としまして、まず歳入です。分担金及び負担金1,127万6,000円の減額。諸収入11万6,000円の増額。組合債1億3,760万円の増額。県支出金25万6,000円の増額。財産収入3,000円の増額。繰入金297万8,000円の減額となっております。下のほうに、内訳は細かく載せて書いてありますので、こちら目を通していただければと思います。

次に、下のほうの歳出です。歳出は議会費が1万円の減額。総務費が4万1,000円の増額。消防費1億8,253万円の増額。公債費5,884万円の減額となっております。

6ページをお願いします。こちらは、先ほどの補正のときにも言いましたけれども、消防費が増額となっているのは職員の給与関係の改定によるもので、それが要因となっております。あとにつきましては、それぞれ載せておりますので目を通していただければと思います。こちら原案どおり可決しております。

以上が、下球磨消防組合の報告です。終わります。

○議長（岡本精二君） どうも、ありがとうございました。

次に、行政報告を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。それでは、行政報告を申し上げます。

本日、令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、1月23日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告い

たします。

1月26日、五木中学校体育館で行われた県道宮原五木線の道路改良工事着工式に出席してまいりました。まずは椿工区から着手されるとのことで、村内の安全・安心な交通の確保を期待しております。

1月28日から30日まで、球磨土木事業推進協議会灌漑施設研修のため、高知県と愛媛県の現場施設に行つてまいりました。

2月16日、役場大会議室において、流水型ダムを前提とした村の振興、ダム関連事業の進捗等についての村民説明会を開催し、国・県・村それぞれから取組状況を説明いたしました。今後も、様々な機会を捉えて振興やダム事業に関する進捗状況を村民の皆様にお知らせしてまいります。

3月1日、春の全国火災予防運動が始まりました。人吉下球磨消防組合北分署と人吉警察署にも御同行をいただきながら五木村消防団防火パレードを実施し、村民へ防火・防災意識の一層の向上を図る呼びかけを実施いたしました。

また、午後からは、人吉高校五木分校の卒業式が挙行され、5名の卒業生がそれぞれの進路に希望を膨らませ学び舎を後にいたしました。

3月3日、新たな振興計画に基づき、令和5年度から検討が進められておりました東地区まちづくりランドデザイン協議会から提言書を受け取りました。東地区の活性化、まちづくりの方向性について、生活環境の改善、移住・定住の推進、産業振興、平場の造成・利活用の観点から提言をいただいております、協議や調整が整ったものから順次取り組んでいけるよう努めてまいります。

ひかり輝く五木村の実現のために、今後も村民の皆様のお意見をいただきながら取り組んでまいりますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

以上、行政報告を申し上げます。

-----○-----

日程第4 委員会報告

○議長（岡本精二君） 次に、委員会報告を求めます。経済常任委員会、4番、川邊委員長。

○4番（川邊正美君） それでは、経済常任委員会から報告をいたします。

五木村議会議長 岡本精二様

五木村議会経済常任委員会 委員長 川邊正美

委員会調査報告について

調査事件について、調査結果を次のとおり会議規則第72条の規定により報告します。

- 1、調査経過。期日、令和7年1月15日、1日間です。
- 2、出席した委員、職務により同席した職員。経済常任委員が4名、事務局長より1名。計5名が出席しております。
- 3、説明のために出席した職員。建設課長と主事、2名が出席されております。
- 4、調査の経緯。令和6年6月27日付けで提出された村道鶴線の道路改良等についての要望書について。令和6年第3回五木村議会定例会にて経済常任委員会へ調査審査が付託されたため、現状の把握と現地調査を行った。

5、現地の概要です。要望書によれば、当該場所は川辺川にかかる村道鶴橋田橋の川辺川右岸付近にあり、橋からも鶴地区からも一番低くなる場所にあるが、大雨時に車両の通行に支障を来すほど路面が冠水し、避難の際の障害になっているという。そこで、当委員会として、現場の維持・管理を担当する黒木建設課長、大村主査より、村道鶴線の概要について現地で説明を受けました。説明によりますと、冠水地点には排水柵と排水路があり、排水路を通じて川辺川に排水することになっている。しかし、川辺川の水位が洪水により上昇した場合、排水柵と川辺川の水位の高低差が減少し排水しきれず、集水柵より水が溢れ路面冠水することがある。しかし、昨年の梅雨や台風では冠水する様子は見られなかったとのことであった。現地を確認したところ、集水柵の高さと排水溝の勾配が緩やかで、川辺川の水位が高まると排水できないこともあると思われる。また、道路の山側には側溝が整備されているが、側溝に排水するのではなく上流側に逆勾配をかけて、冠水する問題の集水柵に集まるような構造になっているということです。

6、委員の意見、感想としましては、6点ほどこちらに載せております。

7のまとめです。委員会では、要望書や現況を調査し、検討したが、冠水時の状況写真がないことから、どの程度、通行に支障があるのか。また、詳細な発生原因は何かを判断できなかった。しかし、大雨時の避難に支障があるとの地区住民からの要望は十分に考慮しなければならず、冠水する原因を調査した上で早急に必要な改良を行うべきと考える。そのため、村執行部において冠水する原因を下流に位置するJNC取水堰の高さや、川辺川に堆積している土砂などの影響を含め、継続的に調査・確認の上で対策を検討してほしい。また、現在熊本県が構想している河川整備とも連携できるよう熊本県の担当課と綿密な協議をお願いしたい。

なお、応急的な対応として山側側溝の下流側への延長なども検討していただきたい。

最後に、改良を行う際には補助事業などの活用と財源確保に努めるよう希望する。

以上、調査報告のまとめとする。

以上です。

○議長（岡本精二君） 次に、川辺川ダム対策調査特別委員会の報告をお願いします。
2番、早田委員長。

○2番（早田吉臣君） おはようございます。それでは、特別委員会の報告いたします。
五木村議会議長 岡本精二様

令和7年3月7日

五木村川辺川ダム対策調査特別委員会 委員長 早田吉臣
委員会調査報告について

調査事件について、調査結果を次のとおり会議規則第72条の規定により報告します。

1、調査経過。期日、令和6年2月9日から令和7年3月5日までです。

2、出席した委員、職務により同席した職員。委員長を含め、8名の全議員が参加しております。それから、事務局より1名です。

3、説明のために出席した職員として、木下丈二村長、土肥整二ダム対策課長、麦田健一郎政策調整監、そのほかになっております。

4、調査の経緯。川辺川に建設予定の流水型ダムによる影響と地域活性化への対応について、ひかり輝く新たな五木村の実現に向けた地域振興に関する要望に対する国・県の回答に対する要望のとりまとめや、計画の一部改訂、上流地域への河川整備計画、水源地対策特別措置法関連について、継続的に国や県からの意見や説明を聴取し調査を実施した。また、群馬県のハッ場ダムや渡良瀬遊水地への視察研修を行いました。

加えて、振興計画のさらなる推進のために地元県議会議員と意見交換や地元選出国會議員や国土交通省、総務省、熊本県への要望を行いました。

5、報告書の概要。報告の概要につきましては、このページと次ページにありますが、計15回を開催しております。

まとめとして、特別委員会としては流水型ダム計画が途上にあるので、今後も引き続き継続審査をお願いしたいと思っております。

-----○-----

日程第5 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第6号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 日程第9 議案第7号 五木村議会議員及び五木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第11 議案第9号 財産の処分について
- 日程第12 議案第10号 令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第11号 令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第13号 令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第15号 令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第16号 令和7年度五木村一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、日程第5、議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読をさせます。

○議会事務局長（木野徹也君） 朗読を行います。

日程第5、議案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第6、議案第4号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第7、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第6号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第9、議案第7号、五木村議会議員及び五木村長の選挙における選挙運動の公費負担に關す

る条例の一部改正について、日程第10、議案第8号、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、日程第11、議案第9号、財産の処分について、日程第12、議案第10号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）、日程第13、議案第11号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第12号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第13号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第14号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第15号、令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第16号、令和7年度五木村一般会計予算、日程第19、議案第17号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算、日程第20、議案第18号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算、日程第21、議案第19号、令和7年度五木村介護保険特別会計予算、日程第22、議案第20号、令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第21号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算、日程第24、議案第22号、令和7年度五木村墓地公園特別会計予算、日程第25、議案第23号、令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算、日程第26、議案第24号、令和7年度五木村簡易水道事業会計予算、日程第27、議案第25号、令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算。

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上の議案を一括上程します。

これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 令和7年第1回定例会に当たり、令和7年度当初予算の概要と各議案について提案理由を申し上げます。

人口減少・少子高齢化は急速に進展しており、全国的に人口減少社会に突入しております。

人口の少ない本村における影響は特に大きく、地場産業の担い手不足や地域コミュニティの活動縮小に波及している状況です。

誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる村づくりを目指し、子育て世帯への支援や高齢者福祉の充実、雇用創出や住まいの確保、地場産業への支援等、様々な分野で多面的にスピード感を持って取り組む必要があります。

また、本村の村づくりを進める上においては、国が川辺川に建設を計画している流水型ダムのことを踏まえながら、国・県・村の三者が緊密に連携して取り組むことも重要です。

昨年4月、私は村民集会において、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つことを表明し、7月には、この新たな村づくりの方向性

を、ひかり輝く新たな五木村振興計画に位置づけるため、基本計画の一部改訂を行いました。

現在、この新たな振興計画に基づき、平場の造成や水没予定地の利活用等の検討も含めて、国・県・村三者が共通の認識のもと、一体となって五木村の振興に取り組んでいるところです。

さらに、これらの施策の実現に当たっては、村民や村内事業者などと協働で推進することが望まれます。

令和6年度は、東地区まちづくりグランドデザイン協議会や宮園周辺地域振興協議会など、村の振興を考える場に地域の方々が参画する場面が多くありました。これからも村民の皆様としっかりと対話をしながら、協働で地域振興を実現させてまいります。

令和7年度は、五木村振興計画の第1期5年間の中間となる3年目に当たり、これまでの検討結果等を具体的な施策として実現していくことが求められます。

以上を踏まえ、令和7年度の当初予算編成においては、新たな振興計画の着実な実現に向けて、特に4項目を重点的に検討しております。

1つ目に、雇用の場の確保と移住・定住に資する施策については、雇用の場として重要である地元事業所に対して商工振興補助金や次世代を担う事業所支援補助金等を活用し、地域産業の振興を図ってまいります。

また、県内でも4団体しか認定されていない複業協同組合は、地域産業の担い手の確保と移住者の雇用の場の確保の両面を併せ持っており、今後も運営が円滑に行われるよう支援してまいります。

村の取組としましては、地域おこし協力隊制度を積極的に活用するとともに、協力隊員が任期満了後も定住し地域の担い手になっていただけるよう、起業支援も実施してまいります。

移住・定住の促進については、移住希望者の相談対応や情報発信、結婚を機に移住する世帯を対象とした補助金等を引き続き行うほか、新たにお試し移住体験事業を行い、移住者の増加を目指します。

また、住まいの確保として、空き家等対策計画に基づく空き家の利活用や村営一般住宅の整備を進めてまいります。

2つ目に、子ども・子育て、高齢者の総合的サポートと村民の健康づくりに資する施策については、子育て世帯への支援として、令和6年度から拡充した子育て応援支援事業等によりライフステージに応じた切れ目のないサポートを行い、子育てしやすい環境の充実に努めます。

また、少子化・結婚対策の一つとして、コロナ禍以降実施していなかった村独自

の婚活イベントを開催し、結婚の希望を叶えることができる環境整備に取り組んでまいります。

教育の面では、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う小中一貫教育を推進し、令和8年度の義務教育学校移行に向けた具体的な検討及び準備を進めてまいります。

本村の高齢化率は約50%であり、高齢者支援の充実は住民福祉の向上に欠かすことのできない重要な取組であります。高齢者世帯の日常でのちょっとした困りごとに対して必要なサービスが受けられるよう支援するとともに、支援金を給付し、老後の生活を笑顔で安心して過ごせるようサポートしてまいります。

3つ目に、地場産業と将来を担う人材育成に資する施策については、本村の主要産業である林業分野において、地域おこし協力隊を募り、地域に密着した活動を行うフィールドの確保やスキルアップ等の支援に取り組むことで、自伐型林家を育成し林業担い手の確保につなげる取組を実施してまいります。

また、林業担い手対策として、外国人実習生の受け入れに関する実証事業を行う事業所への支援を行ってまいります。

そのほかの分野では、村内の若手事業者のグループが村の振興や地域の発展に関する意見交換会など頻繁に行っており、今後も様々な企画などに対して必要な支援を行ってまいります。

また、人的資源が限られている本村にとって、振興を進めていくためには、行政だけではなく民間の力が重要であります。民間の自主的かつ自由な取組を通じて地域課題の解決等に取り組む活動への支援を行ってまいります。

4つ目に、流水型ダムに関わる振興、再建に資する施策については、流水型ダムを前提とした新たな村づくりの方向性に基づき、平場の造成や水没予定地の利活用、付替村道等について、国や県とも具体的な協議を進めていくこととなります。

今月3日に東地区まちづくりランドデザイン協議会からいただいた提案書を参考にしながら、東地区の活性化、まちづくりに必要なランドデザインを策定いたします。また、提案内容について、協議が整ったものから順次取組を進めてまいります。

また、安全・安心を確保する取組については、国・県が互いに連携し、洪水、土砂、流木に対し、河川、砂防、治山が一体となった多重的な取組を計画に位置づけ、整備を進められています。村としては、各事業が地域振興にも寄与し、効果が最大化するよう地域の声を届けていくとともに、事業実施に必要な住民の合意形成など、必要な協力を行ってまいります。

それでは、提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、人事案件1件、条例制定、改正案件4件、協定書の変更案件1件、財産処分の案件1件、令和6年度補正予算案件6件、令和7年度当初予算案件10件の計23議案であります。

議案第3号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、固定資産評価審査委員の任期が令和7年3月31日に満了することにより委員を選任するため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和6年6月に地方自治法が改正され、関連する条例の条項ずれが生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、令和6年5月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、職員の時間外勤務の免除対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行う必要があるため、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号「五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、民間給与の支給割合との均衡を図るために行われた国の人事院及び熊本県人事委員会の給与勧告を踏まえ、職員の給与の改定を行う必要があるため、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第7号「五木村議会議員及び五木村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令等が改正され、選挙公営の限度額が引き上げられたことから、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」は、人吉球磨圏域の連携強化のための計画である第3次定住自立圏共生ビジョンが令和7年度から新たに策定されるに当たり、現行の協定内容を変更し締結するものであります。

議案第9号「財産の処分について」は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、当該契約は議会の議決に付する必要があるものであります。

議案第10号「令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）」について、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ2億125万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を47億5,603万8,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。

総務費で、村有林素材生産（間伐）売払地主支払金を追加しております。

なお、執行残については全款にわたり減額しております。

議案第11号「令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ3,119万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1億2,693万4,000円とするものであります。

事業確定に伴い、療養給付費負担金を減額しております。

議案第12号「令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ787万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を864万9,000円とするものであります。

財産処分に伴い、ダム対策事業基金積立金を追加しております。

議案第13号「令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ729万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億4,345万円とするものであります。

介護給付費準備基金積立金を追加しております。

議案第14号「令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ192万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を3,259万6,000円とするものであります。

事業確定に伴い、被保険者負担金を減額しております。

議案第15号「令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,028万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を2億88万9,000円とするものであります。

事業確定に伴い、告知タブレット導入工事費を減額しております。

議案第16号「令和7年度五木村一般会計予算」の概要について説明いたします。

令和7年度五木村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ40億7,152万1,000円を計上しております。

主な歳出について申し上げます。

総務費では、標準準拠システム移行業務委託料や地域おこし協力隊事業に係る費用を計上しております。

民生費では、高齢者笑顔生活支援金や子育て応援助成金。衛生費では、保健福祉総合センター指定管理料や梶原地区簡易給水施設改修工事を計上しております。

農林水産業費では、自伐型林業育成定住促進事業業務委託料。商工費では、次世代を担う事業者支援補助金や白滝公園落石防護施設整備工事。土木費では、頭地団地の新築工事や竹の川村有住宅整備工事。消防費では、人吉下球磨消防組合負担金。教育費では、小中学校校舎照明LED化工事や義務教育学校移行に係る関連経費を計上しております。

議案第17号「令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1億3,726万7,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっております。

議案第18号「令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ57万7,000円を計上しております。主な歳出は、基金利子積立金となっております。

議案第19号「令和7年度五木村介護保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ2億1,119万7,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっております。

議案第20号「令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1,820万9,000円を計上しております。主な歳出は、施設修繕料、管理業務委託料となっております。

議案第21号「令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ3,585万3,000円を計上しております。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金となっております。

議案第22号「令和7年度五木村墓地公園特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ30万5,000円を計上しております。主な歳出は、墓地公園の清掃等の管理委託料となっております。

議案第23号「令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ4,151万9,000円を計上しております。主な歳出は、光伝送路及びケーブルテレビセンター施設内機器点検業務委託料となっております。

議案第24号「令和7年度五木村簡易水道事業会計予算」について、予算額は収益的収入5,929万1,000円、収益的支出4,696万2,000円、資本的収入545万7,000円、資本的支出545万6,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資本的支出の主な支出は企業債償還金となっております。

議案第25号「令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算」について、予算額は収益的収入2,687万8,000円、収益的支出2,619万円、資本的収入738万7,000円、資本的支出738万7,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資本的支出の主な支出は企業債償還金となっております。

なお、議会運営委員長の報告にもありましたように、議案第9号「財産の処分について」は、水没予定地内にある旧診療所の用地について、地権者の方々から村に寄附をいただきました。その用地を国土交通省へ売却するに当たり、登記手続等に時間を要するため、先議をお願いしたく、お取り計らいをよろしく申し上げます。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本精二君）　　ここでお諮りします。会議冒頭、議会運営委員長の報告並びに村長からの提案理由にもありましたように、日程第11、議案第9号、財産の処分について、申出のとおり先議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君）　　異議なしと認め、日程第11、議案第9号につきまして、先議することに決定しました。

-----○-----

○議長（岡本精二君）　　それでは、議案第9号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君）　　おはようございます。それでは、議案第9号の議案について説明をさせていただきます。

議案第9号、財産の処分について。

次のとおり財産を処分する。

- 1、名称、旧診療所用地。
- 2、所在地、五木村甲字田口2971番地2。
- 3、地目、宅地。
- 4、面積、448.05平方メートル。
- 5、売却金額、787万5,009円。
- 6、売却の相手方、熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3317番地、分任支出負担行為担当官、九州地方整備局、川辺川ダム砂防事務所、齋藤正徳。
- 7、売却の方法、随意契約。

提案理由でございますけども、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、当該財産の処分は議会の議決に付する必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

1枚開けていただきますと、別紙としましてこの土地の詳細を上げさせていただいております。

また、3ページ目には、この土地の場所の位置図を付けさせていただいております。こちらは、水没予定地にあります旧診療所の跡地となっております。

また、令和6年度のダム対策課の資料のほうにも少し詳細を付けさせていただいております。こちらの財産処分についてということで、旧診療所用地、左側のほうに詳細を書かせていただいております。今回のこの土地につきましては、川辺川ダム建設計画に伴いまして、水没予定地内の田口地区にありました旧五木村診療所に

については、建物は当時、村所有、土地につきましては地元の皆様の地権者の方の所有でありました。

当時、診療所は新たな頭地代替地へ移転するに当たり、土地については所有者の皆様方の御厚意により、診療所建設の費用に補償費を充てさせていただくということになっておりました。昨年12月に、この土地の権利が全て五木村へ、地元の所有の皆様から寄附がなされたことに伴い、取得した土地については川辺川ダム流水型ダムの計画に伴い、国へ土地を売却するため、今回、財産の処分について提案をさせていただいたところでございます。

以上が、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

-----○-----

日程第28 質疑（先議議案第9号）

○議長（岡本精二君） 日程第28 先議議案の質疑を行います。

議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは20年近くの放棄という失礼な話ですけれども、そのままになっておったわけですが、今度、売却することについては、いずれ村のものが国交省に売却、建物はしてある、土地だけは残っておる。787万5,009円、448.05平米、新聞を見ますとですね人吉球磨は災害で非常に単価が下がった、平米当たりの。五木はなおさら下がっておるいう、この前の新聞報道でしたが。その当時の妥結した、いわゆる価格と今日ではどのような交渉をしているのかですね、今日の土地評価で見積もっておったのか、その以前の妥結したときの評価でしておるのか、ちょっとそれをお知らせいただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、7番議員さんのほうから、令和2年の災害以降、人吉球磨の土地の値段が下がっている、評価のほう下がっていると。今回の評価の仕方について御質問かと思えます。

こちらにつきましては、基本的には現在の土地評価の基準が使われているところでございますけれども、今回の診療所土地につきましては、平成2年に川辺川にダム建設に伴う損失補償基準というものが当時は補償額が確定されておりました。これに遜色ない形で今回は算定のほうをしていただいて、この金額になったということで話を聞いております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 平米単価がどのくらいになっておるんですかね、平米単価。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） こちらにつきましては、第9号の2枚目の資料に付け

ておりますけれども、現況は公簿上、山林となっております。しかしながら、診療所が建っていたということでですね宅地の評価で行っていただいております。

今回、この用地につきましては宅地部分と道路部分がございますけれども、単価としてはですね1平米当たり1万7,600円というところで算定をいただいているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは村の財産ですからですね、隣接の単価と比較して検討してみたかどうか、それをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今の類似の近隣の評価の単価ということでございますが、基本的には今の評価の単価で算定はされますけれども、先ほど申しました当時の川辺川ダムの補償基準、こちらの宅地の単価と変わらないというところで評価を今回はいただいているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 私もここが、この土地については地権者の方が寄贈されたということで、寄贈された方に対してのお礼とかそういったものは考えていないのか。それと、もう1点は、財産が今度はダムの治水のほうにされるのか。どういった形で持っていかれるのか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、2番議員さんのほうからですね土地のほうは地権者の方から御寄附をいただいたということで、それにつきましてはですね何らかの形でお礼というか、はしたいというふうには思っております。

また、今回、補償金についてのその予算の流れということで、ダム対策課の令和6年度の一般会計補正予算の資料を御覧いただければと思います。今後の流れも含めまして、御説明させていただきたいと思います。左下のほうにですね今後の予定ということで、今回、議案第9号で財産の処分について提案させていただきましたが、こちらは議決をいただければ、国との土地の売買の契約の締結をさせていただきます。

その後、土地の名義変更、村から国へという形で変更されます。それに伴いまして、補償額のほうが村に支払われますけれども、右側のほうに予算の流れと書いております。国からの用地補償がなされた後、一般会計のほうで財産売り払いの受入をさせていただきます。受け入れたものにつきましては、歳出のほうから、今度はダム対策事業特別会計のほうへ繰り出しをしまして、ダム対策特別会計のほうで受入をさせていただいてダム対策事業基金へ積み立てさせていただくというような流

れで考えておるところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 地権者の方の御厚意なんですからここにあるように、やはり代替地に移転するときに診療所の建築のために移転するようになっていたんですが、このことを考慮してお礼のほうはしていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 参考までにですが、お聞きしておきたいと思います。診療所は地権者の方々が村の医療のために御寄附をいただいたところもあります。そこで、登記上、元の地主さんになっておるのかどうか、私もよく覚えておりませんが、それはスムーズに登記ができますかどうか、後で問題は起きないかどうか、地主さんからですね、その確認はしておるのか。

○議長（岡本精二君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいまの御質問ですけれども、昨年12月にですね全ての所有者の皆様から御寄附をいただきまして、全て12月中に村への登記が済んでおります。村に登記が済んだということから、今回ですね国のほうと補償交渉をさせていただいたという経緯になっております。

○議長（岡本精二君） ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第9号の質疑を終わります。

以上で、先議議案に対する質疑を終了しました。質疑の終結を宣告します。

-----○-----

日程第29 討論（先議議案第9号）

○議長（岡本精二君） 日程第29 先議議案の討論を行います。

議案第9号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第9号の討論を終わります。

以上で先議議案の討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

日程第30 採決（先議議案第9号）

○議長（岡本精二君） 日程第30 先議議案の採決を行います。

議案第9号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第9号は原案のとおり

可決されました。

以上をもちまして、先議の議案について全て終了しました。

それでは、議案第3号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） それでは、議案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

まず、提案理由でありますけれども、固定資産評価審査委員会委員の任期が令和7年3月31日に満了することから、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるということでございます。

お手元に資料を配付しておりますけれども、氏名は宮田大介さんです。住所、生年月日は、そこに記載のとおりでございます。

これまでも、宮田さんについては委員としてずっとですねいろいろ活動いただいておりますので、知見も含め、人柄等についても適任であるというふうに認めておりますので、どうか御承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第4号から議案第10号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第4号から8号までを説明します。少々長くなると思います。

まず、総務課の横版の資料も御用意いただければと思います。

議案第4号でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

まず、一番下の提案理由でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の条項ずれを改正する必要がありますので提案するものでございます。

今度は資料のほうをお願いします。右肩に1枚ページなんですけど、書いておるNo. 2、議案第4号と書いてあるところです。条例の制定です。令和6年6月に地方自治法の一部改正が行われまして、その法律に則り、本村の条例を一部改正し整備を行うものでございます。先ほど申したとおり、条項ずれが発生しているものです。

内容的には、①と書いております五木村監査委員に関する条例中「出納職員の賠償責任の決定」ですね、会計管理者、職員または重大な過失で現金等が紛失したりしたときに監査委員がですね20日以内に監査して、その結果を村長に通知しなけれ

ばならないという内容の中の星印がありますけども、地方自治法では現在、条例では「243条の2の8第3項」というものが地方自治法が改正されまして「第243条の2の9第3項」ということで、地方自治法分を改めるということです。

②で、議案第4号には第2条になっておりますけども、五木村簡易水道事業の設置に関する内容ですけど、条例中、上記と同じような形でですね職員等の賠償責任の決定ということで、これもですね監査委員が20日以内に監査し、その結果を村長に通知しなければならないということで、①と同じように自治法では243条の2の8第8項が第243条の「2の8」が「2の9」になりまして、第8項に改めるということです。

③になりますけども、五木村農業集落排水事業の設置等に、これもさっきの簡易水道と同じような内容で監査委員が20日以内に監査し、その結果を村長に通知しなければならないという条文がございますけども、こちらも簡易水道と全く同じでですね「243条の2の8第8項」が「第243条の2の9第8項」に変わるということでございます。

次に、議案第5号に移ります。職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるということで、こちらは条文を読んでも意味があまり分かりませんので2ページ目をお願いします。提案理由からいきたいと思います。

提案理由です。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行う必要がありますので提案するものでございます。

今度は、また横版の資料を見ていただきたいと思います。1ページ目のNo.3というところに、議案第5号の説明を書いております。ここはちょっと割愛させていただきますが、提案理由にも書いておりますけど、1行目、2行目は割愛させていただきます。

①です。まず1つ目が時間外勤務の免除請求ができる子どもの範囲の拡大ですね、子どもの年齢ということですけども、時間外勤務を免除できると。現行は3歳児に満たない子でございますけども、改正後は小学校就学の時期に達するまでの子、つまり小学校1年生未満ということですよ。

②で、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等ということで、これは新設されているものです。この②についてはですね一番下に星

印で若干説明書きしております。「介護支援制度とは」と書いて、厚生労働省がですね令和4年に制定した制度でございますけども、介護離職者を防ぐために介護休業、介護休暇、残業免除、介護休業給付金等の制度を創設したものでございます。我々公務員だけではなくて、これは全業種、企業とかですねにも適用されるということなんです。

改めまして、②については、今の介護支援制度というものを、こっちに書いておりますけども、その他の事項を本人に知らさなければならないという義務でございます。

その下が③で、また同じような話になるんですが、職員が40歳になった年度について、私たちも含め企業についてもこの制度を、介護支援制度ですね、を本人に知らせなければならないということです。

④です。職場環境の整備ということで、今の介護支援制度に関する研修会の実施とかですね、相談体制の整備を講じなければならないというものでございます。ちょっと複雑ですけども、介護の関係の法律が変わったということで、職員の勤務時間等、休暇等についても、今度条例改正をするというものです。

続きまして、議案第6号です。五木村一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。こちらもちょうと少々枚数が多いですので提案理由からいきたいと思います。皆さんのほうにはタブレットですね一番最後のページになります。

提案理由、民間給与の支給割合との均衡を図るために行われた国の人事院及び熊本県人事委員会の給与勧告を踏まえて、職員の給与の改定を行うものでございます。

これは12月にですね私たち職員分というか、12月のボーナスに間に合わせるためにですねやった条例を改正したものではありませんけども、今度は資料のほうの2ページをお願いしたいと思います、No.4と書いていますところ、議案第6号です。

まず、①で扶養手当の見直しということで、配偶者については現行が6,500円でございます、を令和7年度からは半分以下ですけれども3,000円に、令和8年度からは廃止されるということです。子どもにつきましては、現行が1万円です、来年度は1万1,500円、令和8年度から1万3,000円に変わるということです。

②です。再任用職員、暫定再任用職員の住居手当の支給ということで、60歳、今だんだん段階的に定年が変わってきていますけども、一旦というか60歳で定年された方が再任用といいますけども、再任用とか暫定再任用といいますけども、この方たちには住居手当が今まで付いておりませんが、住居手当を支給するというところでございます。

③です。管理職員特別勤務手当の支給対象、時間の設定でございますけれども、

これも拡大でございます。ここにいる管理職でございますけども、現行が午前0時から午前5時までで支給すると、の間に何かあったときに支給するとなっておりますけれども、午前0時がですね午後10時から午前5時になるとのことです。内容的には災害とか緊急事態が発生したときに勤務すると支給される手当でございます。

次に、議案第7号に移りたいと思います。議案第7号、五木村議会議員及び五木村長の選挙に関する選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

五木村議会議員及び五木村長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、次のように改めるといふことで、こちらまず提案理由からいきたいと思います。

最近のですね物価高騰とかガソリン代、いっぱいあると思うんですが、公職選挙法施行令等が改正されて選挙公営の限度額が引き上げられたことに伴い、本村の条例も一部改正するものでございます。

こちらのほうも、今度は資料のほうを御覧いただければと思います。No.5と書いてあるところです。議案第7号です。昨今の物価変動に鑑み、公選法施行令が改正されたものでございます。

①です。選挙運動用ビラですね、今、1枚当たり、現行が7円73銭でございます。これを改正しまして8円38銭、65銭、1枚当たり公費負担ができますよということです。

②でございますけれども、選挙運動用のポスターです。1枚当たり、現行が541円31銭でございますけども、これが586円88銭に変わります。145円57銭アップということになります。

議案第7号については以上でございます。

次に、議案第8号でございます。人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について。

別紙のとおり、人吉市との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第3号の規定により、議会の議決を求めるといふことです。

提案理由から申し上げます。人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決が必要であるため上程するものであります。

議会の議決すべき事件と申しますのは、財産の処分とかですね、また本村の基本構想とかですね、その中に人吉球磨定住自立圏も入っていることから議会の議決を

要するというところでございます。

説明が、横版資料のNo. 6のほうを御覧ください。令和2年3月にですね策定しました第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンと申しますけども、計画期間が令和2年から令和6年の5年間です。これを、今回、第3次、令和7年度から令和11年に移行するために協定の一部に変更を生じましたので、議会の承認を得るものでございます。

先の条例のところにもですね付けておりますけども、地域公共交通に関する事項等が、全体的に変わっているんですが、主に公共を上げております。

元の条例のほうを見ていただくとですね、別表第1の6とありますけども、これは消費生活相談業務についての文言が変わったと。あと、別表2が取組事項、圏域における効果的で持続的、持続可能な交通施策の推進ということで、取組内容はちょっと長くなりますので、後ほど読んでいただければと思います。これはですね元は平成27年、最初は平成27年にできております。皆さんのタブレットの中にもこれを搭載しております。多分初めて見られる方も多いのではないかなと思います。全部で67ページありますので、これも後ほど読んでいただければと思います。

タブレットの中にですね1枚だけ、42ページの公共交通分だけを入れております。こちらもちっと内容が多岐になっておりますけども、通勤・通学の支援とくま川鉄道が出てきますけども、くま川鉄道を含めたところで安定的な交通手段の提供をするというところで事業概要が書いてあります。また、観光客とかの人流の活性化ですね、施策に取り組むということで、役割分担、先ほどの条例のところにも書いてありますけども、甲の役割、甲は人吉市でございますけども、乙が球磨郡の9町村ということになります。多岐にこれはわたってですね、先ほど申したとおり、この冊子67ページにはですねいろんな、五木村鳥獣被害とかですね病院とか、障害者支援とかいっぱい書いてありますので、また御覧いただきたいと思います。

それから、この中の最後のほうになりますが、57ページです、メモか何かしていただければいいんですが、57ページに人吉球磨定住自立圏形成協定書、これは版ですけども、それがいろいろ書いてあってですね、58ページ以降に甲と乙の役割とかもずっと書いてありますので、また後ほどでも御覧いただければ思っております。

以上で、議案第4号から議案第8号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 先ほど、私のほうから議案第4号から議案第10号と申し上げましたが、訂正をさせていただきます、議案第4号から議案第8号と。議案第9号については、先議をしております。

ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。午後1時から再開をします。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） （不明）の前にですね、若干、私の資料の訂正をさせていただけないかなと思うんですが。横版の資料です。2ページのNo.5の選挙運動の費用負担ですけど、一番下の②の選挙運動ポスターですね、それが現行が541円31銭、改正が586円88銭、私が100円見積もりを多くしまして145円57銭と書いてあるんですが、計算したら45円57銭で100円多かったので訂正をお願いします。

それからですね、すみません、あと1点。議案第10号ですけど、財源が間違っておりまして、皆さんのタブレットの中に入っておりますので、そこで修正はできませんが、説明しながら修正箇所をお教えして、またペーパーでですね、新しく予算書を入れるのと、ペーパーで正誤表をつくりますのでよろしく、すみません、お願いしたいと思います。

それでは、議案第10号、令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）でございます。

1ページおめくりいただきまして、令和6年度五木村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億125万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,603万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入のほうから、補正予算額のみ申し上げます。村税の村民税からたばこ税まで、減額の260万2,000円地方交付税で減額の7,015万円、分担金及び負担金で負担金が減額の29万2,000円、使用料及び手数料で使用料が減額の87万円、国庫支出金、国庫補助金、委託金で減額の3,088万1,000円、県支出金の県負担金、委託金で2,239万8,000円、財産収入の財産運用収入から、下のページになりますが、財産売払収入で3,268万4,000円、寄附金で減額の2,000万円、繰入金で減額の1億3,618万6,000円、最後になります、諸収入の雑入で464万1,000円です。歳入合計額が、補正前の額が49億5,729万6,000円から、補正額減額の2億125万8,000円、合わせまして47億5,603万

8,000円です。

次に、4ページ、歳出になります。議会費で減額の211万1,000円、総務費の総務管理費から地籍調査費まで、合わせまして減額の9,026万円、民生費の社会福祉費で減額の493万1,000円、衛生費の保健衛生費で減額の286万円、農林水産業費の農業費、林業費で減額の2,278万1,000円、商工費で減額の2,914万2,000円、5ページにもわたりますが、土木費の道路橋梁費と住宅費の減額で、4ページのほうにありますが、減額の2,531万5,000円、消防費で30万2,000円の増額です。教育費で、教育総務費から歴史文化交流館費まで、合わせまして減額の1,016万円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費と公共事業災害復旧費、合わせまして減額の1,400万円です。歳出合計、補正前が49億5,729万6,000円、減額の2億125万8,000円、合計しまして47億5,603万8,000円となります。

次にですね歳出にいきます。16ページになります。議会費からになります。報酬から備品購入費まで減額の211万1,000円。

次に、17ページをお願いします。総務費の総務管理費、一般管理費で、全体で減額の2,547万3,000円です。その中のですね右側の節のほうにありますが、18の負担金、補助金で社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム利用負担金が増額の261万9,000円です。これにつきましては、令和6年度に、いわゆるマイナンバー関係でシステムが変わりましたので、その利用料が令和6年度分が増えたということと3月に支払うものです。

続きまして、18ページをお願いします。1番目の財政調整基金費です、減額の421万2,000円です。右側の積立金になりますけども、五木村ふるさと寄附金積立金が減額の2,000万円、林業振興基金積立金が1,274万3,000円、森林環境譲与税積立金が300万円、財政調整基金利子積立金が4万5,000円です。

その下になります。ダム対策費が報酬から繰出金まで548万2,000円の増額です。これは、午前中説明ありました、旧診療所の補償金が入ってくるということで、27の繰出金ですけども、ダム特別会計に繰り出しますので積み立てるために繰り出しますので787万6,000円です。

その下、企画費になりますが、これも報酬から、次のページにわたりますが、結婚新生活支援事業補助金までの合わせて減額の1,842万5,000円です。

19ページをお願いします。先ほど申し上げました企画費の中で、特定地域づくり事業推進交付金とか空き家バンクとか実績に合わせて減額しております。700万円、800万円の減額でございます。

その下、諸費です、523万3,000円の増額ということで、間伐の売上に地主の支払金が522万8,000円計上しています。

1つ飛びまして、地域おこし協力隊事業です。これも報酬から負担金まで、合わせまして減額の2,937万8,000円です。募集を予定しておりましたが、募集がなかったということで減額になっております。すみません、先ほど冒頭修正をお願いしたいと申し上げたのがですね、高野短期居住施設費で財源の内訳です、70万円の減額でございますが、財源がですね一番右が一般財源で、△の157万円となっております、87万円とプラスになっております、これが、すみません、マイナスで、実は使用料のほうが減額の使用料が入ってくる分が、実際減額の87万円の減になっていたんですが、これは△が消えていて、財源でその他の財源が87万円減るということでございます。最初申し上げたとおりですね、皆さんのほうには後から、どこがどう違うということでペーパーをお配りしたいと思います。その他の財源がマイナスの87万円、一般財源が今度は増えまして、79万1,000円に計算しましたらなります。これも引き続き、一番下の19ページの計でございますけども、ここも財源が変わってきますので、こちらも併せてペーパーでお知らせしたいと思っております。

20ページの総務費の選挙費、一番下です。衆議院選挙費でございます。減額の171万円です。これは御存じのとおり、昨年10月27日の選挙費用の精算により減額するものでございます。

21ページは飛ばしまして、22ページをお願いします。民生費でございます。民生費の社会福祉費です。社会福祉総務費から住みよいむらづくり事業費まで合わせまして493万1,000円の減額です。

次に、23ページも精算による減額がほとんどです、保健衛生費です。

24ページの農林水産業費の林業費でございます。林業総務費から、次の25ページに移りますけども、森林経営管理費まで合わせまして、25ページになりますが、減額の1,893万1,000円でございます。

次に、同じく25ページですが、商工費の観光費で減額の2,995万7,000円ということで、説明、右側を見ていただきますと白滝公園関係がですね工事請負費が県の治山工事との兼ね合いで今年度は工事をやることができなかったということで2,700万円を減額しております。逆にですね当初予算ではこの2,700万円が上がってくるところです。

26ページ、お願いします。土木費の道路維持費、道路改良費合わせまして減額の2,479万3,000円ということです。道路維持費の工事請負費で梶原線から端海野線まで合わせまして減額の1,018万1,000円。これも工事完了による精算でございます。それから、道路改良費におきましては、工事請負費で村道の橋梁の補修工事、村道九折瀬線の改良工事ということで、こちらも主に工事関連に伴う精算で、合わせまして減額の1,263万円でございます。

27ページをお願いします。27ページは飛ばしまして、28ページをお願いします。教育費の小学校費、学校管理費、教育委員会管理費、合わせまして減額の469万8,000円です。

次のページをお願いします、29ページ、教育費の保健体育振興費、体育施設費合わせまして減額の56万3,000円ということで、五木中学校のいわゆるナイター設備のLED化で、これは精算ですけれども減額の37万3,000円となっております。

30ページの中央付近、災害復旧費ですけれども、林業施設災害復旧費で、工事請負費で令和6年災の精算で減額の1,110万1,000円。その下がですね災害中長期派遣職員負担金ということで701万円の増額です。これは、今、建設課に熊本県のほうからお一人、災害復旧専門の技術職員が来ておられます。その人の社会保険料とかいっぱい入っていますけど、手当とか、その人の負担金になります。県のほうに払うものです。一番最後のところ、災害復旧費の道路災害復旧費で、全体的な減額が990万9,000円ということで、説明のほうに書いてあります、村道災害復旧工事、令和2年7月豪雨災と令和6年災ということで、これも精算した結果、689万9,000円の減額です。

31ページからは給与費明細になっております。後ほど御覧いただければと思います。

次に、歳入でございます。8ページになります。村税の村民税です。個人ですけれども、現年課税分が減額の236万4,000円です。軽自動車税、種別割ですけれども、15万2,000円の増額です。その下、たばこ税は39万円の減額。一番下になります、地方交付税になりますけれども、地方交付税の特別交付税です、減額の7,015万円。7,015万円が入らなかった理由としましては、令和5年予算ベースで組んでいました令和6年は、特段大きな災害等がありませんでしたので特別交付税が目減りした結果となっております。

次に、9ページです。9ページの真ん中の使用料、手数料の総務使用料で高野短期居住施設使用料で減額の87万円、先ほど来申し上げておるところで、ここで減額したのに、さっきの歳出のところではその他の財源が87万円プラスになっていたということで、そこが誤りでしたので、再三申し上げておるとおり、分かりやすい資料をつくりますので、よろしくをお願いします。

次に、国庫支出金の補助金、9ページになりますが、その中の土木費国庫補助金です。先ほど事業等が精算と言いましたけれども、道路改良国庫補助金で橋梁補修と九折瀬線の道路改良事業の精算ということで、減額の1,274万8,000円です。

次に、11、12ページは割愛させていただきたいと思います。13ページになります。一番下の財産収入の財産売払収入です。まず、不動産売払収入で、先ほど説明ござ

いました旧診療所の用地補償金が787万6,000円です。その下の村有林生産売払収入が2,470万8,000円です。

14ページが寄附金関係が出てきております。2,000万円のふるさと寄附金です。繰入金ですが、財政調整基金繰入金から、一番下の五木村振興基金繰入金まで、合わせまして減額の1億3,618万6,000円です。

最後のページになります。15ページになりますが、雑入の全体の補正額が464万1,000円ということで、派遣職員の人件費負担金が入っておるところでございます。

以上で、議案第10号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第11号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第11号、令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和6年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,119万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,693万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、歳入歳出予算補正ということで2ページをお開きください。まず歳入からでございます。こちらのほう、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。国民健康保険税、国民健康保険税、減額の16万円でございます。県支出金、県補助金、減額の3,100万円でございます。繰入金、基金繰入金、減額の3万9,000円です。歳入合計、減額の3,119万9,000円でございます。歳入総額1億2,693万4,000円です。

次に、歳出でございます。こちら、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。保険給付費、療養諸費、高額療養費、合わせまして減額の3,100万円です。国民健康保険事業費納付金、医療費給付分、介護納付金分、合わせまして減額の53万3,000円です。次に、諸支出金、償還金及び還付加算金33万4,000円です。歳出合計、減額の3,119万9,000円です。歳出総額1億2,693万4,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細について説明させていただきます。まず、歳出から説明させていただきます。7ページをお開きください。保険給付費、療養諸費ということで、一番上でございますが、療養給付費負担金ということで、こちら減額の2,600万円でございます。こちらのほうは被保険者数が減少と、診療報酬と療養給付費のほうが入院等が少なかったということで減額になっております。次に、

中央部あたりに高額療養費負担金です。減額の500万円でございます。こちらのほうも、入院等が減少したということで、どちらとも減額500万円となっております。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。6ページをお開きください。こちらのほうは、一番上のほうでございますが、こちらは国民健康保険税になっております。調定に合わせて減額の16万円となっております。次に、普通交付金ということで、こちらのほうは減額の3,100万円ということで、療養給付費負担金、そして高額医療費負担金に当たってくるものでございます。減額3,100万円でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 議案第12号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、議案第12号、令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開けください。令和6年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ864万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページのほうをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入のほうから説明させていただきます。歳入、繰入金で補正額が787万6,000円。歳入合計ですが、補正予算額が787万6,000円、補正後歳入総額が864万9,000円となります。

続きまして、3ページの歳出のほうを説明させていただきます。1 総務費、1 総務管理費、補正予算額787万6,000円。歳出合計、補正予算額787万6,000円、歳出総額86万9,000円となります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書のほうを説明させていただきます。まず、歳入のほうになります。6ページをお願いします。歳入、繰入金、一般会計からの繰入金として787万6,000円です。こちらは、午前中、先議いただきました旧診療所の用地の補償金を一般会計から繰り入れているところでございます。

続きまして、7ページ、歳出のほうをお願いします。歳出、総務費の総務管理費、基金費でダム対策事業基金積立金として787万6,000円、一般会計から繰り入れたものをダムの基金のほうに積み立てるところでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第13号、議案第14号の説明を求めます。高田保健福

社課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第13号、令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和6年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,345万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。まず、歳入歳出予算補正。款項、補正予算額のみを申し上げます。まず、保険料、介護保険料8万6,000円でございます。国庫支出金、国庫補助金30万7,000円です。県支出金、県補助金7万1,000円、繰入金、繰入金235万6,000円、繰越金、繰越金659万3,000円です。歳入合計729万3,000円です。歳入総額が2億4,345万円でございます。

次に、歳出でございます。総務費、総務管理費33万円、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費37万円、基金積立金、基金積立金659万3,000円です。歳出合計729万3,000円。歳出総額が2億4,345万円となります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細について説明させていただきます。まず、歳出のほうから説明させていただきます。8ページをお開きください。まず、一番上でございますが、介護保険システム改修業務委託料33万円でございます。これにつきましては、介護保険料につきましては、年金収入に合わせて80万円が基準となっているところでございます。令和7年度より、老齢基礎年金の支給額が80万円から80万9,000円に変更になりますことから、年金収入額の基準額も80万円から80万9,000円に改正されることになりました。この基準額の改正によりシステムの改修が必要となったものでございます。

次に、中央あたりでございますが、地域包括ケアシステムインストール業務委託料が9万6,000円、地域包括ケアシステムパソコン購入ということで27万4,000円を計上いたしておるところでございます。これにつきましては、地域包括センターが活用するシステムでございます。こちらのシステムのほうが6年ほど購入から経過しておりまして、数カ月前より動作の遅れが目立ちまして、今年2月にはシステムの利用ができなくなったということでソフトウェアの会社にも修理等をお願いしたところではございますけれども、ハードディスク側の基盤の故障によりまして修理不可能でございましたので、新たにパソコンを購入するものでございます。

最後に、介護給付費準備基金積立金ということで659万3,000円を計上させていただいております。

次に、歳入を説明させていただきます。こちらのほうは6ページをお開きください。こちらは介護保険料となっております。現年度分で8万6,000円を計上しております。中央あたりでございますが、介護保険事業の補助金ということで、先ほどのシステムの構築による部分の補助金ということで16万5,000円を計上をいたしているところでございます。

次に、7ページをお開きください。主なものでは、繰越金659万3,000円を計上いたしているところでございます。これにつきましては、歳出の介護準備基金の積立金のほうへと充当することといたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

引き続き、議案第14号の説明をさせていただきます。

議案第14号、令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

1ページ目をお開きください。令和6年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,259万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。歳入歳出予算の補正ということで、まずは歳入からでございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。後期高齢者医療保険料、減額の205万5,000円です。繰入金、一般会計繰入金13万2,000円でございます。歳入合計、減額の192万3,000円。歳入総額3,259万6,000円です。

次に、歳出でございます。こちらは、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金ということで減額の239万3,000円です。保険事業費、保険保持増進事業費47万円でございます。歳出合計、減額の192万3,000円。歳出総額は3,259万6,000円でございます。

次に、事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。7ページをお開きください。被保険者負担金ということで、減額の205万5,000円となっております。これは、後期医療の保険料を後期高齢者医療を広域連合へ負担する納付金となっております。減額となっております。保険基盤安定負担金ということで、こちらのほうも減額の33万8,000円です。一番下でご

ございますが、健康審査業務委託料ということで、こちらは後期高齢者の特定健診、人間ドック、歯科健診に係る業務の委託料ということで、後期高齢者制度移行に伴う増によりまして、人間ドックの受診者が増加したため不足が生じたということで、

次に、歳入のほうでございますが、6ページをお開きください。まず、一番上でございますけれども、こちらは後期高齢者の保険料でございます。こちらのほうは、確定に伴いまして後期高齢者医療連合から通知があったものを計上させていただいているところでございます。特別徴収のほうが105万円の減額、普通徴収保険料が100万5,000円の減額でございます。事務費繰入金が47万円、保険基盤安定繰入金が減額の33万8,000円となっております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 次に、議案第15号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第15号の御説明を申し上げます。併せまして、横版もお手元においていただけると助かります。後で御説明します。

議案第15号、令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページ、おめくりいただいて、令和6年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億88万9,000円とする。

2項です 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。歳入歳出予算の補正でございます。まず、歳入のほうから、補正予算額のみ申し上げます。諸収入の雑入で31万3,000円です。繰入金で、減額の1,060万円です。合計しまして、補正前の額が2億1,117万6,000円、減額の1,028万7,000円、合わせまして2億88万9,000円です。

次に、3ページが歳出です。こちらも、補正予算額のみ申し上げます。総務費の維持管理費で減額の1,060万4,000円、予備費で31万3,000円です。歳出合計が、補正前の額2億1,117万6,000円、補正予算額、減額の1,028万7,000円、合わせまして2億88万9,000円となります。

次に、歳入のほうから申し上げます。6ページをお願いします。歳入です。諸収入の雑入で公有建物災害共済金ということで31万3,000円です。これは、道路関係で線が切れてはおりませんが、移設したりしたときの共済金が31万3,000円入ったということです。その下が繰入金で、一般会計繰入金が減額の1,060万円です。

次に、歳出です。7ページになります。総務費の維持管理費で、工事請負費が告知タブレット導入及び設置工事なのですが、減額の1,060万円です。資料のほうの4ページを見てもらって、一番上から予算の総額等を書いておられますけども、告知タブレット関係ですね、新しいタブレットの設置工事で1,060万円減額したと。当初予算が1億8,000万円でした。当初請負額が1億6,940万円で、変更がないということでありまして、このような額でいきたいということでありますので、当初の変更があった場合、議案として上程しなければなりません、変更がないということで今回、上程はしていません。

それから、4ページの一番下に総務課所管の工事関係進捗状況が書いてありますが、3番目に、I P告知放送システム機器更新工事ということで、工期がですね6年の11月1日から7年の3月21日までで、進捗としては95%以上はっております。ただ、この5%を残しているのが、来週から各地25カ所余りを説明会にまいります。各区長さんに、今、連絡を取っているところで計画を立てております。

一番下枠にですねタブレット設置工事の状況等ということで、2月末現在なのですが、設置対象件数が444件、設置を希望しているところが、個人で356件、事業者で39件、公共施設で49件でございます。※で、旧I P電話の撤去を合わせると、I P電話の撤去だけを申し込まれたところを合わせますと551件になります。

2つ目のぼつですけども、444件のうち、420件が完了しております。95%でございますけども、その中にはですね、全協のときでしたか、連絡が取れない方、あるいはアポ取りをしても、訪問しても不在だったとかいう方がまだ10件ほど残っております、それも鋭意、これからアポを取って設置をするところでございます。

3つ目のぼつですけども、先ほど申したとおり、今後の予定としては、村内25カ所で、近い方の説明会を行いたいと思っております。分かりやすい取扱説明書、ペーパーですね、の配布、それからいつきチャンネルで使い方の動画を、今後、流していくところでございます。

以上で、議案第15号の御説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 以上で、令和6年度の補正予算の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時5分より再開します。

-----○-----

休憩 午後1時50分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（岡本精二君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第16号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第16号、令和7年度五木村一般会計予算、当初予算でございます。

1 ページ、おめくりいただきたいと思います。令和7年度五木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億7,152万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、10億円と定める。

（歳入歳出の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次のページ、2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算で、本年度予算額のみ申し上げます。村税で、村民税からたばこ税まで2億4,038万2,000円、地方譲与税で、地方揮発油税譲与税から森林環境譲与税合わせまして9,948万7,000円、その下の利子割交付金です、1万5,000円、配当割交付金20万円、株式等譲渡所得割交付金20万円、法人事業税交付金190万円、3ページになります、環境性能割交付金368万円、地方特例交付金1,000円、地方交付税11億5,000万円、その下の交通安全対策特別交付金1,000円、分担金及び負担金で、分担金、負担金合わせまして279万4,000円、使用料及び手数料で、使用料、手数料合わせまして1,604万1,000円、国庫支出金、国庫負担金から委託金まで合わせまして2億7,747万1,000円、県支出金の県負担金から委託金で8億3,853万8,000円です。

4ページをお願いします。一番上、財産収入の財産運用収入と財産売払収入合わせまして2,699万3,000円、寄附金で4,150万2,000円、繰入金で10億2,598万7,000円、

繰越金で5,000万円です。諸収入で、延滞金加算金及び過料から受託事業収入まで合わせまして1,659万9,000円です。一番最後、村債です、2億5,573万円です。歳入合計が、本年度40億7,152万1,000円、前年度が45億4,449万9,000円。減の4億7,267万8,000円です。

次、5ページが歳出になります。こちらも本年度予算額のみ申し上げます。議会費で5,650万円、総務費の総務管理費から地籍調査費まで6億9,178万9,000円、民生費で社会福祉費と児童福祉費、合わせまして3億2,142万5,000円、衛生費の保健衛生費で2億2,281万5,000円、農林水産業費の林業費から水産業費まで合わせまして3億7,836万1,000円です。

6ページをお願いします。一番上です。商工費で1億9,222万3,000円、土木費の土木管理費から住宅費まで7億7,951万2,000円です。消防費で9,438万円です。教育費の教育総務費から歴史文化交流館費まで合わせまして2億5,287万8,000円です。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費と公共土木災害復旧費、合わせまして6億8,151万7,000円です。公債費が3億9,812万1,000円、予備費で200万円です。歳出合計額が、本年度40億7,152万1,000円、前年度予算が45億4,419万9,000円、増減で減額の4億7,267万8,000円です。

次のページ、8ページをお願いします。第2表の債務負担行為になります。上のほうから、教育委員会ですが、ファックス、カラーの複合機リース料が令和7年度から令和11年度まで5年度分です。限度額が144万5,000円です。

次に、住民税務課所管ですけれども、地籍調査システムリース料ということで、令和7年度から令和12年度まで、限度額が627万円です。これは、下のレントゲンとありますけれども、通常でしたら5年ですけれども、令和12年度の途中で切り替わりますので、令和12年度という表記になっております。

保健福祉課所管ですけれども、診療所の歯科レントゲンサーバーPC保守料ということで令和7年度から12年度まで、29万4,000円です。こちらも地籍と一緒に令和12年の途中で変わりますので、このような令和12年度までになっております。

下、9ページが第3表の地方債です。今回計上しているところだけ読み上げます。まず、過疎対策事業債が2億2,940万円の限度額です。災害復旧事業債で1,490万円、脱炭素化推進事業債で1,143万円です。合計としまして2億5,573万円です。利率、償還の方法は、後ほど御覧ください。起債の方法と併せて御覧ください。

次に、まず歳入のほうからいきたいと思います。13ページになります。本年度予算額のみ申し上げます。村民税で、個人、法人合わせまして4億27万2,000円です。こちらも村税の固定資産税です、固定資産税が本年度1億9,000万1,000円です。

15ページをお願いします。地方譲与税の森林環境譲与税で、本年が5,928万6,000

円です。

16ページの真ん中付近、7款でございますけども、地方交付税で本年度が2,400万円、昨年度同額で見積もっております。次に、一番下、環境性能割交付金ということで環境性能割交付金と自動車取得税交付金、合わせまして360万8,000円です。

17ページをお願いします。17ページの中央付近ですが、地方交付税が、本年度11億5,000万円見積もっております。内訳としましては、普通交付税が10億7,000万円、特別交付税が8,000万円見積もっております。

18ページをお願いします。分担金及び負担金で民生費負担金と衛生費負担金、合わせまして239万4,000円です。その下が使用料及び手数料で、上のほうの2目になります。土木使用料で右側になります。村営住宅使用料1,274万3,000円の使用料収入となっております。

次に、19ページは割愛させていただきます。20ページをお願いします。14款国庫支出金の民生費国庫負担金と衛生費国庫負担金、合わせまして本年度予算額が3,357万4,000円です。

次に、21ページをお願いします。3目土木費国庫補助金で1億4,943万8,000円です。説明のところに村道折立線から九折瀬線までの国庫補助金が計上しております。

次に、22ページをお願いします。国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金で本年度予算6,663万6,000円です。前年度予算が1億172万2,000円で、マイナスですけど3,508万6,000円になっております。

23ページは割愛させていただきます。24ページの県支出金に移ります。県支出金、県補助金の総務費補助金で本年度予算額867万2,000円です。

25ページも割愛させていただきます。26ページです。県支出金の県補助金、災害復旧費補助金で本年度予算額が6億6,203万5,000円。前年度が10億2,630万円で3億6,400万円程度減額になっております。これは、御存じのとおり林道災害等がだんだん工事が完了しておりますので、その分が減額になっております。それから、中央付近、9目土木費補助金で7,442万円です。これにつきましては、新しい事業と申しますか、竹の川の住宅の移転関係で球磨川流域復興基金交付金ということで7,350万円です。

27ページをお願いします。県支出金の委託金で、右側になりますが、選挙費委託金、今年度、参議院選挙が予定されておりますので、537万4,000円の委託金です。

それから、28ページをお願いします。財産収入の財産運用収入、利子及び配当金ということで本年度が403万1,000円、昨年が137万8,000円、260万円程度上がります。御存じのとおり金利が上がってきておりますので、利子についても上がっているところです。それから、その下の、財産収入の生産物売払収入ですけども、本

年度が2,086万3,000円です。間伐の売払収入、J-クレジットの販売収入を計上しております。

29ページをお願いします。寄附金です。一番下ですけど、五木村ふるさと寄附金ということで、本年度、前年度変わらず4,000万円を予定しております。内訳としては、ふるさと寄附金と企業版でございます。

29ページの真ん中から下ですけど、繰入金ですが、財産調整基金繰入金から、30ページにわたりますが、一番下の五木村振興基金繰入金まで、合わせまして10億2,598万7,000円です。昨年度より3億4,100万円程度上がっているところです。最後は繰越金で5,000万円です。

31ページの雑入ではございますが、それぞれ項目が多うございますので、後ほどでも御覧いただきたいと思えます。

34ページをお願いします。先ほど地方債を申し上げましたけども、村債でございます。農林水産業債から災害復旧事業債、それから35ページまでわたりますが、教育債まで合わせまして、35ページになりますが2億5,573万円です。内訳としましては、説明書きのほうで書いておりますので、後ほど御覧ください。

今度は歳出にいきたいと思えます。引き続き、36ページになります。こちらも、本年度予算額のみ申し上げます。本年度、議会費ですけども、報酬から、次ページになりますが、負担金、補助及び交付金合わせまして、37ページになります、本年度が5,650万円です。その下、総務費の一般管理費でございます。こちらも本年度が3億2,139万7,000円、前年度が4億2,563万3,000円と、減額1億500万円ぐらいになっておりますが、これは情報通信、新しいタブレットを設置工事するために繰出金を行った債で、その1億円が減っているところです。一般管理費がずっと長く続きますので。

39ページをお願いします。これも総務費の一般管理費になりますが、39ページの下から4番目、全協で主要事業で説明しましたが、標準準拠システム移行業務委託料が4,409万5,000円ということで、こちらは総務課の資料の10ページにも標準システムというのはどういうことかと、総務省からの通知をカラーで付けておりますので御覧いただければと思えます。

併せまして40ページですけども、40ページの説明のところの使用料及び賃借料で下から4番目、ガバメントクラウド利用料というのが入っております、759万3,000円。これも総務課の資料の10ページに合わせて載せておりますが、いわゆる政府の機関でありますけども、その機関に使用料として払うものでございます。

次に、41ページをお願いします。総務費の真ん中付近、文書広報費です。本年度が253万3,000円、前年度が140万9,000円と、100万円近く上がっております。この

要因としましては、右側の需用費の印刷製本費でございますけども、この印刷製本費、広報「いつき」でございます。広報「いつき」はですね、もう長年、2カ月に一遍の発行にしておりますけども、なかなか2カ月に一遍の発行になると、その分2カ月間の記事を載せなければいけないということでページ数が増える。それから、昨今ですねやっぱり見積もりが若干いろいろ高くなっております。全体的に150万円弱、前年度と上がっているところです。次に、その下の財産管理費ですが、今年度は2,800円です。前年度が1億1,781万8,000円ということで8,900万円ほど、9,000万円弱減っております。これは皆さん御存じのとおり、エアコンを新しくしましたので、その工事請負費が減っているところでございます。なお、エアコンは1月末で完了して、こちらのほうも実際変更契約が出るかなと思ったんですが、業者さんのほうから20万、30万円は実際上がっているんですが、当初のままでお願いしますということで変更契約はなしということで、こちらのほうも告知端末と一緒に議案には上程しないこととしております。

43ページは飛ばします。44ページでございます。真ん中付近、企画費で本年度が5,003万9,000円、前年度が6,866万2,000円ということで、1,800万円ほどの減額になっております。

次に、45ページも企画費の続きでございますが、去年なかったものですが、総合戦略策定支援業務委託料というのが以前つくってございましたけど、もうすぐ期限が切れるということで、令和7年度で更新を行うということです。それから、45ページの一番下になります、負担金、補助金ですが、五木村未来創造活動支援補助金ということで500万円計上しております。

46ページは割愛させていただき、47ページをお願いします。47ページの一番下、地域おこし協力隊ということで、本年度が6,159万8,000円、前年度5,988万円、170万円ほど増額になっておりますが、昨年度も同様ではないんですが、協力隊募集10人を募集を予定しているその経費でございます。移住・定住とか鳥獣関係とかですね、の10人を募集するというところでございます。

49ページをお願いします。総務費の徴税费、税務総務費です。本年度が3,130万2,000円、前年度が4,582万2,000円ということで減額の1,398万円になります。減額になったのは、先ほど申したマイナンバーカードに関わる標準システムに伴う、そういうシステム改修が減額になっております。

52ページをお願いします。52ページの総務費の選挙費です。一番下の参議院議員選挙費ということで、もちろん昨年度はありませんでしたのでゼロ円、本年度が537万4,000円計上しております。主に人件費等がウエイトを占めているところです。

次に、53ページをお願いします。53ページは村議会議員選挙費を計上しております

す。1,175万2,000円です。参議院選挙と比べて割高になっておりますが、午前中条例改正でも説明したが、54ページです、18の負担金、補助で選挙用自動車の公費負担金とかポスターの公費負担金、ビラ、合わせまして600万円ほど計上しております。また、これが議員さんが何人出られるか分かりませんので一応10人程度を予定して、この金額にしているところです。

それから、54ページの中央付近です。総務費の統計調査費で、2目指定統計調査ということで、昨年度が54万1,000円で、本年度が226万円、170万円ほど上がっております。こちらは、御存じのとおり、今年度国勢調査が行われますので、統計の調査員の報酬とかを計上しているところです。

55ページをお願いします。総務費の地籍調査費でございます。地籍調査費が本年度427万7,000円、前年度が1,815万1,000円ということで、地籍調査の委託料が佳境を迎えておりますので、それが減額になっているところです。

次に、2ページほど飛ばしまして、58ページをお願いします。民生費の社会福祉費で、老人福祉費が本年度8,685万1,000円、前年度が7,708万4,000円です。976万7,000円の増額になっております。

次のページ、59ページ、若干説明します。民生費の社会福祉費で、右側の説明ですけど、負担金、補助金で、一番下から2番目の一番下ですけど、高齢者世帯日常生活支援事業助成金ということで732万円、高齢者笑顔生活支援金ということで600万円計上しております。

次に、60、61ページは割愛させていただきます。

63ページです。衛生費の保健衛生総務費でございますが、64ページにわたりますけども、本年度が6,496万7,000円、前年度が8,092万9,000円と減額になっておりますが、右側の説明欄、64ページですけど、備品購入費の歯科レントゲンシステム機器購入で171万6,000円。その下で、負担金、補助及び交付金の一番下ですけども、人吉球磨広域行政組合負担金が3,125万1,000円です。

64ページの予防費が、全体枠として本年度が4,701万円、前年度が3,953万3,000円の747万7,000円の増となっております。

65ページ、66ページ、続きます。66ページの委託料です。大きな枠としてはがん検診業務委託料が1,150万6,000円となっております。また、66ページの負担金、補助で派遣職員人件費等負担金ということで、県のほうから保健師さんに来ていただいておりますので、その人件費等でございます。540万円です。

次に、67ページです。67ページから68ページにわたりますが、環境衛生費でございます。本年度1億1,083万8,000円、前年が1億772万9,000円、3,100万円程度上がっておりますけども、68ページの右側、委託料が結構上がっているんですが、平

沢津の椎葉地区の設計業務委託料から、土会平地区簡易水道と椎葉地区が1,800万円、小椎葉・椿地区が600万円、土会平地区が400万円計上しております。その下のごみ収集業務委託料が1,062万円です。それから、工事請負費になりますが、梶原地区の給水施設の修繕工事3,500万円、同じく梶原地区の水源まで至る道路の整備工事ということで3,300万円となっております。

次に、69ページは飛ばさせていただきます。70ページの一番下、農業振興費が、次のページまでわたりますけども、本年度が1,206万3,000円、前年度が1,764万7,000円、減額の560万円弱となっております。

次に、71ページは飛ばさせていただきます。72ページの農林水産業費の林業振興費でございます。7,402万8,000円から7,622万3,000円ということで、減額の219万6,000円となっておりますが、右側の説明になりますと、委託料で金額が大きいのが自伐型林業育成定住促進事業業務委託料（デジ田）と書いてありますが、1,250万円、その下が森林資源活用促進事業業務委託料（デジ田）1,000万円計上しております。

次に、73ページは飛ばさせていただきます。74ページをお願いします。農林水産業費の林道維持費、一番下でございます。本年度6,680万円、昨年度が5,269万2,000円ということで1,400万円程度増額になっております。中でも工事請負費でございますが、林道維持修繕工事が1,000万円、林道下梶原線舗装工事が2,000万円となっております。

75ページをお願いします。農林水産業費の林道改良費です。本年度3,536万4,000円、前年度が2,848万円ということで680万円余り計上しております。こちらも工事請負費になりますが、林道浪人越線改良工事で3,500万円計上しております。

それから次のページ、76ページをお願いします。農林水産業費の水産業費です。本年度が1,603万円、前年度が32万6,000円ということで1,570万円程度増額になっております。説明で申しますと、主なものが委託料です。ヤマメの養殖施設の改修工事の調査設計業務委託料ということで500万円、14節工事請負費のヤマメ養殖場給水施設改修工事ということで1,000万円計上しております。

次のページ、77ページをお願いします。商工費の商工振興費ということで、本年度4,180万9,000円、前年度が3,055万2,000円と、1,100万円程度増額です。今度、新しい事業でございますが、委託料の五木村買い物支援実証事業業務委託ということで500万円計上しております。その下、商工費の観光費です。本年度が1億1,713万8,000円、前年度が8,833万4,000円、比較しまして2,880万7,000円になります。

78ページに商工費続きますが、78ページをお願いします。新しい事業と申しますか、説明のところにあります委託料で、アクティビティ環境整備業務委託が500万

円、端海野自然森林公園整備事業業務委託料(デジ田)が800万円、横手公園整備業務委託料が1,000万円、端海野自然公園危険建物解体委託料が550万円、村内公園の桜のてんぐ巢病の除去委託料が500万円となっております。

次に79ページをお願いします。79ページ、観光費がずっと続きますけども、上のほうになります。白滝公園落石防護施設整備工事ということで2,350万円です。これは補正予算でいいましたけども、県の治山関係の兼ね合いで今回計上しているところです。それから、道の駅管理費が本年度3,325万6,000円、昨年度が2億1,280万円と、1億8,000万弱減額となっております。その中で、80ページの一番上になります、道の駅管理費の中の一番上の工事請負費で、物産館の裏の駐車場を舗装するというので500万円でございます、工事請負費です。

80ページは土木総務費の一番下にあります繰出金です。簡易水道事業特別会計繰出金が3,845万6,000円、その下、代替地上下水道の特別会計への繰出金が1,054万9,000円となっております。

それから、81ページをお願いします。土木費の道路維持費です。全体的が本年度は2億4,555万7,000円、前年度が2億1,471万4,000円と、3,000万円ぐらい増加しております。その中でも工事請負費が村道梶原線から村道端海野線まで合わせまして工事請負費が1億6,200万円計上しております。

82ページが道路新設改良費になります。本年度が1億4,066万2,000円、前年度1億4,289万8,000円と、減額にはなっておりますが、その中の右側です、委託料です。橋梁補修工事測量設計業務委託料が700万円、村道折立線の道路用地調査業務委託が450万円となっております。

83ページをお願いします。こちら道路新設改良費が続きますが、工事請負費で村道折立線の改良、橋梁補修工事、村道九折瀬線ということで合わせまして8,400万円の増額です。83ページの一番下です。住宅管理費になりますが、84ページに移りますが、こちら住宅管理費でございますけども、こちら工事請負費になります。頭地C団地外構舗装工事から野々脇団地外壁塗装工事、合わせまして2,750万円です。次に、土木費の住宅建設費です。これは本年度が3億1,380万円ということで、前年度から改造になっております。内訳としては、工事請負費で頭地G団地新築工事で、以前説明はあっていると思いますが、立木を挟んだゲートボール場に新築を造るということです。その下が竹の川村有住宅整備工事ということで1億7,550万円です。歳入のところで申し上げましたが、復興関係のお金が7,350万円上げているところです。

84ページの一番下ですけども、消防費の消防総務費で、本年度が5,823万2,000円、前年度が9,452万9,000円で、減額の3,629万7,000円となっております。この減額の

理由としましては、北分署に救急自動車を買うということで、令和6年度ですね、その分が当初予算で減額になっている。救急車を買うということの下球磨消防組合に負担金として供出する部分が4,000万円ほど減ったということでございます。

次に、85ページは飛ばします。86ページをお願いします。86ページの一番下に、消防施設が本年度が1,394万5,000円、前年度1,250万1,000円、144万円ほど上がっております。全体的に光熱費とかも上がっておりますけども、委託料の中のデジタル防災行政無線保守点検業務委託料ということで1,085万2,000円を計上しております。

87ページをお願いします。消防費の中の災害対策費です。今年度605万4,000円、前年度1,367万2,000円ということで、減額とはなっておりますけども、右側の説明の12の委託料でハザードマップ改訂版作製業務委託料ということで170万円組んでおります。今のハザードマップ、前につくっております、それを更新するものです。それから、UTMグリッド地図作成業務委託料ということで、これは災害が発生したときに使うんですが、こちらも総務課の資料の8ページと9ページにどういうものかというものを載せておりますので後ほど御覧いただければと思います。

次に教育費に移りますが、88ページは経常経費ですので飛ばして、89ページをお願いします。89ページから90ページにまたがりますけども、教育費の義務教育振興費です。本年度3,057万8,000円、前年度2,163万円弱で900万円弱上がっております。その中のですね90ページのほうに負担金、補助で、閉校準備委員会補助金ということで903万2,000円計上してございます。

91ページは飛ばします。92ページの一番下ですけれども、教育委員会管理費4,540万2,000円、前年度が4,739万7,000円、約200万円弱の減額ではございますが、その中で93ページをお願いします、93ページの一番下に工事請負費がでございます。小学校校舎等照明LED化工事ということで800万円計上しております。

次に、94ページからは中学校費が入ってきております。学校管理費で本年度が1,132万5,000円、前年度が933万1,000円で200万円弱減額です。

94、95ページ、今までの予算経常経費が主でございます。95、96ページは飛ばさせていただきます。

97ページをお願いします。同じ中学校費で、工事請負費が中学校のトイレの改修工事を行うということです。これは洋式に替えるということです。それから、小学校と同じように、中学校の校舎照明LED化工事ということで1,270万円計上です。

98、99ページは飛ばさせていただきます。

次に、100ページになります。教育費、社会教育費の文化財保護費ということで、本年度776万9,000円、前年度が96万2,000円ということで680万円程度増額になって

おります。主なものとしては、まず工事請負費で、旧二中校舎解体工事600万円で
行うということです。その解体に伴いまして、委託料で旧二中校舎の記念イベント
を開催するというので、その業務委託料が100万円計上しております。

次に、101ページをお願いします。真ん中から下ですけれども、教育費の体育振
興費で本年度が760万5,000円、前年度が600万円弱でございます。170万円程度増額
になっております。同じ体育振興費ですけれども、102ページに移りますが、委託
料で球磨川リバイバルトレイル業務委託料が50万6,000円、モルック大会運営業務
委託料が50万円、その下、負担金ですが、これもまた球磨川リバイバルトレイル大
会負担金ということで50万円計上しております。体育施設管理費は本年度が326万
4,000円、前年度が2,410万4,000円、2,000万円強減額となっております。

次に、103ページの真ん中付近、教育費の歴史文化交流館費でございます。全体
事業費として、104ページになりますが、本年度が1,595万9,000円、前年度が1,989
万2,000円となっております。右側を御覧いただければ、104ページの委託料にな
ります。毎年催し物を行っているんですが、企画展開催業務委託料ということで
300万円、常設展示替業務委託料ということで3,850万円でございます。

105ページをお願いします。災害復旧費の林業施設災害復旧費です。本年度が6
億8,070万7,000円、前年度が10億7,783万4,000円と、約4億円弱の減額ございま
す。先ほど若干申し上げましたが、災害復旧が完了してまいっておりますので、今
回、工事請負費で林道災害復旧工事が6億7,987万5,000円計上しております。それ
から、災害復旧費の道路橋梁災害復旧費が、本年度が81万円、前年度が4,256万
1,000円、減額の4,175万1,000円となっております。令和6年度でほぼ村道関係の
災害復旧は終わったということで、今回は時間外手当等の人件費等を組んでいるだ
けでございます。それから、地滑り災害が昨年度は1億円組んでありましたが、終
わるということで廃目となっております。

最後のほうになりますが、公債費です。元金、利子合わせまして、本年度が3億
9,812万1,000円、前年度が3億8,148万円、1,660万1,000円。この増額について
もですね毎年、過疎債あるいは緊防債等借りておりますので、年々によって返す金額
が大きくなったり減ったりということでございます。予備費が200万円、これは毎
年200万円組んでおります。

107ページについては、地方債の調書を付けております。その次のページは過去
からの債務負担行為に関する調書を、108から109ページについて付けております。

それから、110ページ以降は給与費明細書でございます。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） ただいま、議案第16号まで説明が終わりましたが、一般会計等

についての説明でございます。あと特別会計になるわけでございますけれども、本日はここでお諮りをし、散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、本日はこれで散会したいと思います。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 55 分

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月10日（月）開会

（第4日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第2号）

令和7年3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第4 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第6 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第8 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第9 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第10 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算
- 日程第11 質疑
- 日程第12 討論
- 日程第13 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 6番 藤 本 新 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君

総務課長 竹村文秀君
ダム対策課長 土肥整二君
政策調整監 麦田健一郎君
保健福祉課長 高田孝浩君
住民税務課長 北原仁司君
産業振興課長 土肥博司君
建設課長 黒木光重君
会計管理者 大岩留美君
教育長 西龍三郎君
教育課長 山尾浩二君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木野徹也君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

御報告申し上げます。6番、藤本議員から欠席届が提出をされております。本日、一般質問となっておりますけれども、藤本議員から一般質問の通告がありますけれども、欠席でございますので、順番的にはそれぞれ1つずつ繰り上げて行いたいと思います。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（岡本精二君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） それでは、議長からお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今日は2点ほど、大きく分けてやっておりますが、これは前もって言っておりますが、今日初めてする質問ではなくてですね今までも何回か質問をしてお答えを聞いたんですが、その確認という意味でですね質問いたしますのでよろしくお願ひいたします。

県道25号線の、これは五木宮原線ですね、の改良とトンネルの開通についてということで、大通りトンネルのことを、実は今まで3回ほど質問をしています、村長の考えかですね。その中でですね、令和4年には、私のほうから同じような質問をしたわけですが、球磨郡全体の振興になればトンネルも視野に入れて取り組んでいきたいというふうに言われております。令和4年の12月議会であります。それから、令和5年にもですねやっぱりトンネルのことを言ったら、トンネルも大事だが25号線の改良工事も、まずやりたいと。そして、トンネルは将来に要望していきたいと。県がハードルが高いといっているけど、何とか要望はしていくというふうに言われております。

この点で、今現在どうなっているのかですね。これは言うまでもなく、私はトンネルの必要性というのはすごく感じているわけです。やっぱり経済効果ですね、それから企業を誘致するにしてもですね、やっぱり今のような道路網ではなかなか企業も着てくれない。それと、人口減少も増えているわけですが、やっぱり人口減少があるということは交通の便が悪いから仕事の関係とかですねそういうこともあると思うわけです。それと一番大きな、買い物の問題、こういったこともあるわけで

すね。

そこで、村長の今、トンネルに対してどういうふうにご考えておられるかですね、率直に、今現在の心境をお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。それでは、5番、田山議員にお答えしたいと思っております。

今、議員のほうからおっしゃっていただきましたように、この問題については、会あるごとに5番議員のほうから質問を今いただいているところでありまして、その現状等についてはどうかという質問かと思っております。

基本的な考えについては、今、5番議員、田山議員がおっしゃったように、トンネルがあることによってはその経済効果とか、あと移住・定住、またいろんな経済活動、物販にしても住民の方もひとつの買い物とか、それは効果はあると思っております。

それとまた、今回、新たな五木村振興計画にも、この大通りトンネルについては検討するというふうに書いてありますけども、一番重要なところは五木村の交通ネットワークをどうやってつくるかということが根底にありまして、それについては五木から人吉方面、また、五木から上流域の445号の上流域、また県道25号を利用した、今、議員がおっしゃるような経済活動とかいろんなことができないかということが大きく交通のネットワークとしてありまして、それからまた、村内の交通事情をどうしようかということも一つはあろうかと思っております。

それについては、令和7年度の実施計画等に、今、協議中でありますけども、その中でもしっかり大通りトンネルについては、工期とかですね、いろんな財政的な問題、そういうものの諸課題を今検討しているということで、県のほうに伺ったときにもそういう回答をいただいておりますので、それについての途中経過報告なりはですね県のほうからあろうかと思っておりますので、全ての形が決まってからといたしますか、今の検討状況をですね県のほうには近々説明をしていただければということ、県のほうにも要望しているところでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 返事はいただけていないというふうに今聞こえたわけですが、村長、よくですね445号の上流部分についてと言われますが、これから旧泉ですね、今の八代市になりますが、あちらの方の道路に何かえらい力を入れられているような、前もそういう答弁をいただいたわけですが。やっぱりどこが一番主要で通っているか、五木の人に大事なのかということですね、まずは認識していただきたいと思っております。

五木宮原線、県道25号線はかなり交通量もですね多いですよ、今は。前より相当多くなっています。そして、今度の2月5日から6日にかけては大通り峠で凍結問題が起きまして、積雪でですね車が15台ぐらいが立ち往生する問題が起きました。そのときは高速も通行止めになってですね、それでこっちに回ってきたんじゃないかなと私は思いますが。やっぱりそういうことでいろんな救出活動がですねなされたみたいですが。やっぱりこっちが通れると思って来るわけですね、ですから、トンネルがあれば問題はなかったかなと、そのときも思ったわけですが。これは人吉新聞、熊日にも載っていました。ですから、そこら辺をですね、やっぱり、もっとですね、やる気あるのか、ないのか、私は全然、村長の話の聞いていると、よく分からないのですよ。

そして、もう一回、実は質問しているんですね。これ、一番最後の質問をしたのが、令和5年9月の議会です。大通りトンネルの必要性について、数か月前から要望しているが、今までの経緯はどうなっているかと、まさしく今回と同じ質問ですが、そのときに村長はですね、私は県に要望していると、あとは返事を待っているところであるというふうな答弁があったわけですが、返事を待っていると、これは令和5年の9月ですよ、もう令和7年ですよ。6年度も待つにはなりますが。やっぱり、これだけ年数になって返事がないというのは、ちょっとこれは県から馬鹿にされているのでないですか。これだけ年数が経っても返事が来ない。おかしいと思わないですかね。そこら辺で村長の認識としてですよ、県に対して、どうなっているんだということはいわれぬんですかね。そこら辺、もう一回、村長お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今おっしゃるようにですね、県道25号線の重要については私も理解はしております。445号の上流域と先ほど表現しましたのは、当然五木村内のまだまだ、九折瀬工区とか、今度は宮園の445号の改良とかそういうのがありますので、これからの上流域、そういった上流域のところには五家荘地域がありますけれども、それは将来的な観光振興も含めて一緒にできればというふうには思っているところであります。

まずは、この県道25号線の、今、議員が紹介されましたように、今回、雪が降って、二日間ぐらい積雪で通れないという事態があったわけですが、それ以前にも高速のトンネルの、例えば火災とか故障車両があったときの通行止めのなったときはこの県道25号線ですね、八代のほうから多くの車両があったという事例もあったしですね、令和2年の大災害のときには219号と高速が止まったというときにも、

うちの道路も傷みはしましたけども、人吉球磨に入る道がないということで、非常に防災の観点からも人吉球磨というのは道路網の整備は急がなければならないというふうには私も理解はしております。その中で、県についてはですね、先ほど言いましたように、想定の話ではあろうかと思えますけど、何千メートルのトンネルを造るという場合には、八代側からどの辺が入れて、また五木側はどこにできてという、その前後の道路の調査もあろうかと思っております。それと対する費用対効果は当然あろうかと思えます、交通量の調査も含めてですね。そういうものについての、今、調査が行われているというふうには伺っておりますので、私が何も要望しないということではございませんので、県は慎重に今、調査をやっているということかというふうには理解はしております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 県が調査をしていると言われますけどね、例えば、今、道路改良の話があって、ぼちぼち始まりますね、25号のですねカーブを緩やかにすると。あの話より前からしているんですよ、トンネルの話はずっと前から。あれは、その後に出てきた話ですよ。それなのに、まだ問題が出てこない。やっぱり人吉球磨でもですねこれが本当に必要だなという話がだんだんやっぱり意見を言う方も出てきました。やっぱり人吉球磨全体にも影響するから、ちょうどやっぱり五木にとってもやりやすいというかな、人吉の市長だって、人吉市議会の中の一般質問の中で前回は、五木のほうから要望があれば喜んで協力しますと市長が言っているんですよ、答弁で。その資料は振興会にやってありますよ。周りは協力しますというふうに言っているのですね、村長が、ぜひやりましょうよと、五木のためだけじゃなくて球磨郡全体がやっぱり道路網がよくないと。例えば219号ができてでもですね、やっぱりあそこだけではどうしても、しょっちゅう相互交通とか、1年中工事しているんです。ですからやっぱり、今からもそういう状態が続くと思うから、やっぱりこっちに1件、大きないい道を造らんとですね、これは球磨郡全体の振興にもやっぱり影響します。

球磨郡全体のことは別としてもですね、やっぱり五木村の振興計画というのはいっぱいあるわけですが、その中にやっぱり道路というのは、私は最優先だと思うんですよ。道路が悪いとですねなかなか、大通りでも上から上って下りるのが嫌だという方が多いんですよ、結構。そこの下にトンネルを造れば、そして、先ほど村長のほうから調査中であるということがあったんですが、それはある程度、素人ながらですね私も考えました、そして工程も調べました、工程作業ですね。そして、ここからこの辺どうだろうかという一応提案も出したわけですよ、ちゃんと。素人ですから正確なものでないにしてもですね大まかなものを出してありますので、こう

いったのも見ているはずですよ、これは全部やってあるんです。そういうのもやっぱり村長も知っているはずですが、今見ていると、やる気があるのか、ないのかよくわかりませんが、村長、最後に、本当にやる気があるのか、ないのかだけちょっと一言お願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

県道25号の全体的な改良の中にですね交通の利便性を上げるための大通りトンネルが必要ということは私も理解をしております。必要というふうに認識はしております。

その中で、先ほど議員から御指摘があったように、今の道路改良、今、椿工区を着工式を、この前、県のほうで開催いただきましたけども、椿工区の後には鶯山工区のある大きなカーブですね、その手前のちょっと窮屈なカーブがありますけども、まずは3カ所を県のほうにおいてやりたいということがあります。その事前に、今、議員がおっしゃるようにですね、令和5年9月にトンネルの話をしたと、それよりも何で改良のほうに先にそういうふうなのが出てくるのかというお話かと思っておりますけども、例えば地元の皆さんとか、いろんな方の話を聞きますと、あそこで一回、木材を積んだ車等も横にかやっただけの事例もありますけども、早めにああいう窮屈なカーブについては早く改良をしてくれというのも一つの村民の声でもありまして、今までは県にお願いをしましても、25号はもう改良済みということがこれまでの歴史の中でもですね、県のほうの土木部においてはそういう対応しかなかったというふうに思っております。それをですね、今回、やはり五木の振興のための道路ネットワークの構築ということをお願いされておりますので、それにのっとったところの村内の、例えば狭窄部の鶯山工区と、今度は椿工区と、その手前の窮屈なカーブ、この3カ所については県が責任を持ってやりますということで、図面のほうも出していただいて、今行っているところであります。

トンネルと、あれだけの距離が長いものがあると、それを計画して実行に移すまでは、これは非常に調査期間はかかろうと思っております。一回、それをいろんな案としていろいろ出されますと、また、いろんな混乱が生じますので、それについては県のほうも、先ほど申しましたように、慎重に今対応を行っているということでありますので、そういうものの中間報告なりはですね県のほうには今お願いしておりますし、造るのか、造らないのかとか、私が決める問題じゃありませんけれども、要望はしていくということでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 要望はしていくということで、それは今まで見てきた限りです

ね、村長が要望しているようなことは聞いたこともないし、そういう姿を見たこともないわけなので、ここでそんなに言うのは簡単ですよ。

そして、県がですね11月からと、それは当たり前で、日にちかかるのは。もう何年経っていますか、これを言い出してから。村長、道路は改良済みと言いよったけど、改良済みと言いながらも、また、今改良しているじゃないですか、それじゃ。それは、県の一方的な言い分ですよ、改良済みというのは。やっぱりですね、そこをさせるのが政治じゃないですか。五木のこれだけの犠牲を考えてみてください、どれだけ迷惑を蒙ったか。人口だって何分の1になったですか、今は800を切りますよ、そのうち。成り立たなくなってきましたよ、こんなに広い五木村を。やっぱりちょっと真剣に考えてですね、やっぱり道路を造って人口を増やそうとか何とかいうなら、こういうことからしないとですね、どんないいものをつくってもですね、交通便が悪いと、やっぱり人吉からだけじゃだめなんですよ。そうすると、買い物だってですね、例えばこういったのができれば、コンビニだってですね黙ってても来ますよ、車がどんどん増えれば。買い物の心配もしなくていいようになってくるわけです。そういったこともいろいろ考えて私は言っているわけですね。ですから、やっぱりそういったことを考えてですね、今後も、これは辞められた蒲島知事さんですね、田山さん、これはどんどん、いつまでも言ってくださいよと私は言われています。言い続けんとできませんよと。これは確かにそうだと思います。そういうふうにも言われていますから言っているわけです。ですから、ここは村長がやっぱり一番中心になって、できない、難しいとかですね当たり前です、難しいのは。ダムは簡単ですか、もっと難しいですよ、こういった問題は。それを押し切って五木に押しつけたんじゃないですか。こういったことはですね、ギブアンドテイクという言葉があるでしょう、やっぱり物は与えたらもらわんとですね、それに匹敵するようなことを村はしてもらわないと、ダムの恩恵というのはないわけですよ、ダムができただけで何もならない、犠牲になるだけじゃだめだと思うんです。ですから、トンネルと造ったり、しっかり改良をしたりですね、代替地も広々あちこちつくってもらう、そういった、前よりよくなったなど言うようなものを今からでもしないと、人は減って行くばかり。村長みたいに県・国はなかなか難しいですと言っておっても何もできないと思いますよ。この件はですね、今からも絶対私は諦めないで頑張っていきますので、村長、もう一回、トンネルについてはですね、いつ頃まで返事をもらうか、県と話し合いをしているはずですよ、今の答弁では。どこまで話が進んでいるのか、そして、いつ頃返事をもらうのか、ちょっと最後にお願ひします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、議員の御指摘で、村長が要望したことは見たことがないという御発言でありますけども、常に要望はしておりますので、それにのっかって令和7年度の、今計画の実施計画にも大通りトンネルという表現が出てきますので、そこは十分配慮いただきたいというふうに思っております。

それと、あと、県のほうが今中間報告をですね、じゃあいつ頃やるのかという話でありますけども、それについては県と協議をしながらですね早いうちにと思っております。中間報告をですね、どれぐらいのレベルしていくかわかりませんが、それについても早く説明をですねいただくようには村のほうからもしっかりまた要望してまいりたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） はっきりした期日も言えないということであればしょうがないですけどね。ちょっと残念な気もします。やっぱり、せめて来年度中にははっきりしたことを聞き出すとか、そういった答えを聞いたかったんですが。こういう答弁ではなかなか納得できないんですが、平行線になりますので、2番にいきます。

2番目に、小水力発電についてということで、前から栗鶴に計画されておりました小水力発電の規模と発電した電気の使い方というふうには書いておりましたが、予算が今度、大分削られていますね。今現在どういうふうになっているのかですね、それと、もし、計画が進んでないのか、中断しているのか、現状をちょっと詳しく報告をお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。それでは栗鶴地区に計画されています小水力発電所の現状について回答させていただきます。

村のほうでは、令和4年3月に「五木村ゼロカーボンシティ2050」を宣言しまして、脱炭素を推進するため、令和5年度から補助金を活用しまして栗鶴川周辺の小水力発電所設置に向けた流量調査などを実施してきました。

また、調査で得たデータを用いまして発言所の基本設計や事業性評価について、令和6年度調査を行ってきたところでございます。

今回、その結果が出まして、事業性・採算性があることが分かりましたので、令和7年度では小水力発電所を設置する事業所を公募したいというふうに考えているところでございます。

公募により、小水力発電所を整備する事業所につきましては、発電した電気につきましてはピット制度、再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電を想定しております。事業者に対しては、また、地域貢献についてもですね提案をしていた

だくよう予定しているところがございます。

現状について御報告させていただきます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） この発電のこと、村のですねやっぱりメリットがないということじゃないと思うわけですね。売電というのは、作った電気は業者が処分するわけですか。そうしたら村のメリットはないじゃないですか。村のメリットというのは何ですか、村に入ってくるメリット。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいまの御質問にお答えします。

小水力発電所を設置していただきまして、その発電した電気につきましては九電さんのほうに事業者のほうで売電をするということになっております。

また、村に対してのメリットがないのではないかとということですが、村に対しましては、まず1つは、固定資産税のほうが発生してきます。また、先ほど回答させていただきましたけれども、事業者に対しては地域貢献について提案をしていただく予定としております。例としましては、こちらは例ですが、1つは事業者のほうでですねその地区あたりにその管理を委託するというようなことをすると、地区のほうで清掃作業とかですね発電所の管理をしていただくと、その地区に対して委託料等が発生するというようなことも考えられますし、その辺については発電所を設置いただく事業者においてですねいろんな地域貢献の提案をしていただきたいというふうに考えているところがございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） なんか、よく分かったような、分からんような感じがしますが。

これは、今の計画ではですねいつ頃までにできあがるのかですね、小水力発電のことは前村長のときからですね言っているんですね、下のほうでやるとか、村民の電気がただになりますよとかね、いろいろなことで、うん、それはよかばいと思っておったら、ころんころん話が違ってですね、いつの間にか栗鶴になって、そしてまた、今はなにかよう分からないことになっている。やっぱり難しいというのはわかりますけど、やるならやると、もうちょっとですねぴしゃっとスケジュールを作って、やっぱり順番を追ってやっていかんとですね、そして、どういうメリットが村にあるんだということをしていかんと、ただ造ればいいというものじゃないと思うんですよ。やっぱりそういうことで、今後は頑張りたいと思うわけですが。

もう1つ、これとは似ていますが、ちょっと違うのが、栗鶴とは別にですね小水力発電所、これも実は令和4年9月にですねやっぱり、ダム問題の後にですねゼロ

カーボン宣言をしている、砂防ダムなど利用して、村長のほうが砂防ダムを利用して小水力発電を調査中であるということを言われています、砂防ダムを利用して、そして新たな発電所を造る考えはないけど、小水力発電所は造りたいということですが、よく意味がわからなかったんですが、そこら辺の考えがあるかどうかですね、例えば、前村長のときは村民の電気代ぐらいはただになるような発電所を造るというようなことを言われたことがあって、みんな喜んでおったんですが、いつの間にか消えてしまって、やっぱり、今後そういう考えはないか、せめてそういうことがあればですね、私は人口流出もある程度変わってくると思うんですよ、電気代もただと言わないとしても半分以上出るとか、こういったですね、水はたくさんあるわけですから、それをうまく利用して、そういう調査をして、村営でやって、村営といっても業者が入らないとできないでしょうから、その辺はいいんですが、やっぱり村で運営して、村の利益になるように売電して、それを配分してやっぱり電気代がとにかく安くなるように、電気代は上がるばかりですから、今からは。やっぱりそういった、せつかくですから、やっぱり、さっきのトンネルと一緒に、恩恵ですよ、村に対する、これぐらいしてほしいというのをですね、光ファイバーと一緒に、やっぱりこういうことをですね村から県・国にお願いして、発電所を造ろうというような考えはないでしょうか。

また、追加質問みたいな形になりますが、ちょっと確認の意味でお願いします。やらないなら、やらないと言ってください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今の小水力発電については栗鶴については、今、土肥課長のほうから話があったようなことで進めさせていただいております。

従前ですね、前村長のときでありますけども、エネルギービジョンの策定をした折に、五木村内では6カ所の地域を調査をして、これは有用性があるということで、まず、一番最初の第一義的にですね、一番これはできるなというのは野々脇のですね横の線路の横の宮目木谷のところだったんですけども、あれを計画調査をする中においては、売電するにしてもそれは線に乗せてですねするときの九州電力の変電所のほうがいっぱい、その電力は乗れないということで止まったような気がしております、それも売電計画でありましたけども。そのときにもですね、五木村はこれだけ谷とかいっぱいあって、そういうところで小水力発電をやりながら、それを売電をして、その益金で住民の皆さんの電気料を幾らかでも下げられればというのが、もともとのエネルギービジョンの中にうたってあるかと思っております。

そういうのをずっと私たちも検討した結果ですね、今、JNCさんの、これは村

の議会にもお願いをしたところがありましたけども、あちらのほうの送水管を利用したものについての発電をやればということで、今、地元のほうにも入られて、それについてはどういうやりかたでやるのかというように、今はそれは検討中であり
ます。

エネルギー全体の地産地消ということが、このゼロカーボン宣言をですね令和4年3月にさせていただいたときの軸になってきますので、今は「ごきげん電力」という会社もですね五木に来て、ソーラーを乗せたりいろんな電力事業をやっている
でいます。そういうものを含めて、これだけ、木質系も含めてではありますけども、小水力とかバイオとかそういうもので地産地消のエネルギーがですね村内で賄えるという
ような製作については、これから進めていきたいというふうに思っておりますので、そういう小水力発電、まだほかの候補地もあろうかと思っておりますので、
そういうものを村としても検討しながら、議員がおっしゃるように、村民の方の電気代が幾らかでも下げられるような、そんな益金によってですねそれをやっていき
たいというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） やってきたいと考えているということですが、具体的な、今
まで日にちも経っているから、ある程度の調査というかな、こういうのはしてある
んじゃないかなと思うんですけど。例えば栗鶴の計画のが35キロワットぐらいでし
ょう、予定は、私が聞いた話では、35キロワットといたら30世帯ぐらいの電気料
しかないわけです、大体全部うまく使ってもですね。この辺の電気を使う方なら30
世帯分ないんですよ、20世帯ぐらいしか。だから、それだけの電気を作っても、足
しにはそんなにならんわけですね。ですから、やっぱりここは500世帯ぐらいある
でしょう、だから、そういった世帯を賄うのであればですね、やっぱりもっと発電
所を、2つ、3つ造るとか、あるいはもっと大きなものを造るとかしないですね
できないわけですが、村長、検討中というか調査中ということですが、今、一応、
みこみとしてですね、どこにどれだけのところができるかですね、調査の内容とい
うか、今現在の進行状態を、ちょっと状況を教えてください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、村内の調査については予算化をしてやったやつにつ
いては、村内6カ所については、これは前村長のときにしてはされております。そ
こで、実際動くかどうかについては、まだまだ検討の余地があるということであり
ますけども、それとプラスアルファでですね、先ほど申しましたようにJNCの送
水管を使って、これは山口地区のほうになりますけども、従来どおり計画がありま

したやつを、今、民間が入って、それについて地元との協議をされておりますので、そういうものが村の関わりがですねしっかりと出てきたら、また議会にも御相談をして事を進めたいというふうに思っております、それ以外の候補地については、今の栗鶴が1件と、あと、予定地については6カ所がデータの的には整理をされているということでございまして、実際、これから動こうとするに当たってはですねJNCのあの送管を利用した山口地区の、それをどういう形をつくっていくかということになろうかと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） それでは、大体分かってきましたから、最後に、新年度で公募すると、さっき課長がおっしゃいましたけど、公募の内容というか公募の仕方というのはどういうふうなのか、入札なのかですね、どういうやり方なのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今御質問がありました、令和7年度、来年度に入ります、これまでの調査結果を基にですね小水力発電整備いただく事業所を公募したいというふうに思っております。

その中で、どういう方法かということですが、一応、提案型を含めたところで、今のところは予定をしているところでございます。

発電所の設計の基本設計についてはですね、うちのほうで一応計画をさせていただきましたけども、それを基に、どういった内容とするのか、あるいは、先ほどから言っておりますように、地域貢献としてどういったものがあるのか、そういったところも審査の対象にしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これも流動的ですから、かなり期待しておりますので、栗鶴だけじゃなくてですね、ぜひ、ほかのほうもして、先ほど言いましたように村民の電気代に、全額負担できないにしてもですね、やっぱりそういったことを考えて頑張っていたきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、田山議員の一般質問を終わります。

次に、7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 7番、西村でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

第1番目に、村の現状と再生についてということで御質問をいたします。五木村はいうまでもなく、今の現状は大変な過疎化、少子化、特に高齢化が急速に進みま

した。反面、若者が不足しておる。主産業である一次産業は、特に不況が続いております。そして、60年近くも続く村政を根底から揺るがすダム問題。五木村は、まさに苦難不撓の渦中であります。下流域を災害から守るためとは申せ、本村は実に計り知れない損失と犠牲を蒙っております。

こんな現状の中、国・県は流水型ダム建設に向けて着々と事業を進めております。また、村民にも説明をされておりますが、村民が安全に、安心して暮らせる、ひかり輝く振興計画も立てておられますが、村民の中には、果たしてですねこの計画書のように、本当にひかり輝く、そして若者が集まる村づくりができるのか、不審に思っておられる方もおります。まず、この点についてですね、村長の見解をお伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、7番議員さんのほうで、今回のいろいろなダム事業、また、これまでの歴史の経緯をですねまとめたお話をいただきました。今回つくっております五木村の新たな振興計画、これはですね毎回申しますように、昨年度の7月に基本計画の改定も行わせていただきまして、流水型を前提とした村づくりにスタートを切るということで、村民の方にも集まっていたいただいた経緯があります。それを基に、いろいろ発信はしておりますけれども、そういうものについて、村民の方がですね、それで本当に若い人たちが集まるような村づくりができるのかと、それで五木村が全体的に再生が叶うのかという、いけば不安があったり、いろんな質問、疑問があったりするということかと思っておりますけれども、これについては年々、年々ですね、1年、1年の実施計画をしっかりと着実に前に進めながらですね、また、村民の方にもしっかりと説明をしながら、村民それぞれの方がですねしっかり五木村の将来の夢や希望が持てるような村づくりにですね私もしっかり努めていきたいというふうに思っておりますし、これは国・県・村で計画は策定しておりますので、それについては国・県それぞれの立場でそういうものについてはしっかり村民の方に御説明をいただくということで、村民のそういう不安をですね払拭していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 大体、村長の方針というのは、これは非常に五木村にとっては、60年間という苦渋の中で選択しながら歩いてきて今日に至って、なお、過疎化が拍車をかける、若者がいない、そして、ダムによって若者を呼び起こそう、これは期待する面もありますが、果たしてですね村民の中には、先ほども申し上げましたように、若者が本当に集まって五木の活性化を実現される、そういう方向性というも

のが目に見えてこないような感じがするのが村民が非常に不安に思っておられる一端もあります。これをしっかりと国や県に、五木村が痛められた足跡を、きれいなひかり輝く五木村に塗り直すと、村民が安心・安全な方向で取り組んで覚悟をしていただきたいというのが私の願いでございます。村長、その覚悟があつてのことだと思いますので、答弁はもう要りませんので、もし、必要があればしてください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

その覚悟はあるのかという御質問でありますけども、とにかく、今、村内の若い人たちに目を向けますとですね、いろんな取組を、村づくりについてもいろんな提案をいただいたり、それに基づいて自分たちでしっかり自主的に活動をされている若者が今多く増えてきているところであります。

それと、もう一方では、村外からのいろんな若い人が五木に入つてこられて、五木の地域づくり、また、自分たちの業としてのことをですねしっかり取り組んでいただいておりますので、そういうものをしっかりですねこれからも進めていながら、五木の若い人たちが本当に五木に住んでいきたい、そしてそういう背中を見ながら、昨日も卒業式がありましたけども、これから育つ、小さな小学生、中学生あたりがですね地域の活性、また、そういういろんな人たちの賑やかさを見ながらですね、自分のふるさとにまた帰ってきて住みたいというような村づくりに、まだまだ私どももこれから覚悟を持って邁進していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村づくりには若い人が五木に愛着を持って、希望を持って、どんどん五木の活性化を盛り上げるということが一番ひかり輝く五木村だと私は思っておりますので、そういう方向で進めていただきたいと思います。そうしなければ、村民は、文書だけで終わるのではないかという懸念もありますので、そのような形で進めてほしいと思います。

次に、ダム関連についてちょっと質問をいたします。この前ですね、去る2月18日、ダム特別委員会においてですね、水特法の説明がございました。私は非常に、今頃、何だろうかなと思っておりました、2月18日ですよ、水源地域の整備計画の変更についてということであります。これは2月18日、五木村議会ダム対策特別委員会に報告をされたわけです。それを見ますとですね、新計画の策定か、現行計画の変更かということがあります。それを見ますと、水源地域対策特別措置法に基づき新規計画を策定する場合、法第2条により、対象ダムを指定する必要がある。その指定基準は下記のとおりであると、これですよね、水没住宅が20戸または水没地が20ヘクタール、こういうことになっております。その以前からダム対策特別委員

会の中で、私も度々国や県の方に質問しましたが、水源地域対策特別措置法というのは、その地域が水没してダメージを受けるから、国や県が水特法という法律の下で地域の活性化・再生を図ろうというのがいろんな事業を取り入れて、五木村なら五木村の活性化を図る。ところがあに図らんやダムを中止、そして今度は方向を変えてですね流水型ダム、これが基本になって、法第2条による対象ダムを指定する、しない、こういう五木村をですねあやふやな形でやってもらおうと、60年間の苦難は水の泡ではないかと、村民が不安に思っておることは、これも一つの要因でもあろうかと思えます。

そしてですね、現在計画されている流水型ダムは、現状では上記要件を満たさないことから、新規計画策定の対象とはならないと、こう書いてありますね。これは私もびっくりしたんですよ。こういうことで、やましさを感じます。そして、ダムの形式変更に伴う現行計画の変更は可能、これはどこを理解していいか分からん。継続事業に加えて、要件を満たす新規事業についても追加が可能であると。理解に苦しむようなことです。これで、五木村は60年間、うやむやのたまされたことも承知でございます。

そしてですね、上記を踏まえた役場各課で検討した結果、現時点では新規事業として追加するに適した村の事業は判断。これは頭の絞りが足らん、なぜ我々議会にも、早くこのことを知らせてですね、令和2年の7月の豪雨を受けて、新たに流水型ダムをやろうという時点で、これはもう法律ですから分かっているはずですよ。今頃になって何だろうかと、私は非常に懸念を抱いておりますが、村長でもいい、担当課長、これはどういうことですか。私は不審でたまらん。村民の中にも不審に思う方がかなりおります。これを解明しなければですね、五木村の再生は遠のきますよ。どうですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

水源地域対策特別措置法についてということで、今の現状、また、この前のダム調査特別委員会でのいろんな資料に基づいて、今、7番議員さんのほうからお話がありました。

これについては、いけば水特法でありますけれども、これについては昭和61年に公示がなされておまして、ときの内閣総理大臣、中曽根総理のほうから公示があったということで、期間としますと大体50年経ってきております。その中では、そのときの資料を見てみますと、五木村全体のやはりダム上流域の地域振興に関わることを全て網羅しようということで、110の項目について計画、それについての予算の配分、当然、村のほうも負担しますので、それについては2分の1の負担、ま

た受益者の負担、また4分の3になった事業、それぞれの多くの事業に取り組んで、五木全体の関わることについて水特法なんかで位置づけられたということでありまして、それに基づいてこの50年間いろいろやってきたという経緯もあろうかというふうに思っております。

今回の流水型ダム等に関わるところの水特法の扱い方ということで、今、議員のほうから非常に納得できないというお話であります。これについてもですね、私ども正直申し上げれば、そうではあります。特に、貯留型からですね、貯留型のもとに水特の指定がなされて、それによって110の項目をこれまでやってきましたけども、途中で形態が貯留型から流水型に変わったということでもありますので、それならば新たな水特法をつくっていただいて、その中にやはり五木全体の事業をそこに乗せるべきというのは、私ども、それは分かりますけれども、その中で、今回ですねいろいろ協議をする中ではですね、やはり、補助の負担の割合というものが一番顕著に表れるのは水特事業関係、24項目ありますけども、その中で9つの事業については補助のかさ上げがあるということであつたわけしております。それ以外については、通常の補助の中でやってくださいと、当然、村の負担も出てきますので、その中で私どもがしっかり熟慮を深めてですねしっかりやった中では、今、私たちが考えている、いろんな林業の問題、いろんな地域づくりの問題については、いろんな提案はありますけども、水特事業に乗せるまでの熟慮もありませんし、それに伴う村の補助のかさ上げ等もないということで、それについては、選択はしましたけども、今回上げていないということでもあります。

特に、今回、4つの項目について上げさせていただいておりますけども、これについては非常に、2分の1の補助が4分の3の補助のかさ上げがあるということで、特にこれから上流域の五木全体の、例えば流域保全総合治山事業というのをやっておりますけども、これは五木村内と五家荘地区の事業であります。これが従来の2分の1から4分の3の事業になるということに水特の中に位置付けられますと、非常に事業の進捗も進みますし、その予算の枠も増えてきますので、それによって川辺川上流域のいろんな土砂・流木対策がなされるということで期待をしているところであります。

もう1つは、河川整備事業、これは県がやりますけども、今、梶原川、また宮園地域全体の河川の整備、それと宮園工区の445号の今回の河川整備に伴いますところの445号の道路事業、これも2分の1から4分の3の補助のかさ上げになりますので、これらの予算枠の中でいいますと、やはり一つのものからすればスピード感的には1.3倍ぐらいに上がっていくということで、早く流域の皆さんの安全・安心の確保につながるということで、この4項目についてはぜひ水特の中でということ

で、今回、取り上げていただいております、あとの村が行いますような事業等については、従来の補助事業体系の中で動いてまいりますので、その中で、50年前にですね、昭和61年に公示されました水特事業と今回の流水型の関わるところの水特についてはそういう整理をさせていただいて、また、村の全体的な振興等については、先ほど申しましたような、新たな五木村振興計画の中で、これは知事、九州地方整備局長が五木に来られてですね、しっかり五木の振興はやっていくということで、あれは全てを網羅しておりますので、そちらを毎年度、毎年度、しっかり議会の皆さんのチェックもいただいて、村としたらしっかり進めていきたいというふうに思っているところでございます。

私の足りないところは、また担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

まず、西村議員から、2月18日のダム対策特別委員会において初めて話を聞いたということでもございましたけれども、執行部といたしましては、国・県も含めまして、令和6年6月以降ですね、村長が4月に新たな村づくりの表明をされて以降、水源地域整備計画の扱いについては複数回にわたってですね御説明を差し上げてきたところでございます。

また、その中で、水源地域整備計画につきましては、現行法の中では新規計画の策定は困難であると、ただ、計画の変更ということは可能であるので、計画の変更の中でですねどのような対応を行うかということも村議会で皆様とも議論してきたところでございます。

その中で、西村議員から、村事業がないということについて御指摘をいただきました。確かに、役場内ですねどんな事業が計画変更に当たり位置づけられるかということも協議をいたしましたけれども、30以上ですね候補の事業が上がりましたが、結果として、今の時点では計画変更ですね位置づけるものはないということも判断したところでございます。

ただ、今後ですね計画に位置づけることが適当な事業が出てきた場合には、速やかに国・県と協議をしてまいりたいと思っております。また、計画に位置づけることができなかった事業につきましても、先ほど村長が申しましたように、新たな振興計画でありますとか、そのほかにも水源地域整備計画以外にもですね様々な補助事業などございますので、最適な手段というものを国・県と、また、議員の皆様とも協議しながらしっかりと実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 水源地域対策特別措置法というのは、私が言うまでもなく、このダムによって損失を蒙る、大打撃を受ける市町村に国が振興策として優遇措置をするという法律でございました。それによって、五木村は再生を図ることが基本でございます。

それをですね、私が言うのは、こういう新規計画の策定、変更とか、水没が20戸以上、農地が20ヘクタール以上というのは、初めて18日に知ったわけですから、こういうものをなぜ我々に早く知らせなかったか。村民はこのことは知らんですよ。私はそれを聞いているんです。

令和5年5月15日に、国・県・村の三者による新たな振興計画の策定というのがありますね。国・県・村が中長期にぶれることなく振興に取り組む確約と、こうありますね。立派なものですよ。一番ぶれたのは熊本県ですよ。多目的ダムから流水型ダムに、ダムは造らん、国も建設大臣が来て川辺川ダムは造らない、そして災害になってから造る。ぶれたのは国・県ですよ。これは村民としてですね許しがたい話ですよ。今度はここに振興の取組を確約しますと、中長期的にぶれない振興策、これはありがたい話だと思います。今後、今まではですね国が、県が五木村をだましてきた面もありますよ。こういう新規計画をですね私が言いたいのは、なぜ最近になって、令和7年2月18日に議会に説明しなければならなかった理由は何なのかということをはっきりですね、やはりすべきではないですか。そうしなければ、村民は承諾しがたいところもありますよ。だまして通してきたのは国・県ですから。私たちはこの五木村に生まれ、五木の自然を愛しながらですねやってきて、こういうだまし討ちはしてもらいたくないから申し上げるわけです。村民が安心して暮らせるひかり輝くと、影が薄れてくるじゃないですか。そういうことを言っているんですよ。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

2月18日のダム対策特別委員会において初めて説明があったということでございますけれども、繰り返しになりますけれども、村長が昨年4月21日に新たな村づくりの方向性を表明した後に、国・県からですね水源地域整備計画の扱いについては説明がっております。

まず、最初に、令和6年6月5日のダム対策特別委員会において、今後の計画変更の手続き、また、方針などの説明がっております。また、同じく、9月24日のダム特においてもですね、同じく説明がっております。10月2日の全員協議会におきましては、先ほど申しました、執行部として出したですね計画変更に当たって

位置づけられる可能性のある事業について御説明をいたしました。12月4日の全員協議会におきましては、執行部で出した30以上の事業がありましたけども、結果的に計画の変更にあたって位置づけられる事業はないということでの判断を議会にも説明をしております。1月30日にダム対策特別調査委員会を開きまして、ここにおいて県から、先ほど申し上げました説明の結果も踏まえてですね、経緯も踏まえまして、水源地域整備計画の変更に関する最終的な県の案を示されたところでございます。それを受けて、2月18日のダム対策調査特別委員会において、執行部としてそれをどう受け止めるかという方針を説明させていただいたところでございます。2月18日に初めて話があったということではないということは申し上げさせてもらいたいと思います。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 県もですね国も、村もですが、村民に丁寧な説明をするということを常々言っていますね。やはり、五木村は被害者ですから受け入れがたいものもありますから、村民に丁寧に、今、政治家は特に丁寧に説明をする。五木村のように村の存亡に関わる問題についてはですねなおさら詳しくつぶさに村民に知らせる必要がある。それぞれ各家庭にダム特集とかいろいろ来ますが、これ、なかなかつぶさに読む人というのは少ないわけです。やはり、皆さんの地域にきっちりと説明して御理解をいただいて、そして村づくりに取り組むということではないとですね、先はどうなるかわからん、計画は立派にできてるけれども、ちょいちょい国と県も変わる、考えが。中止だ、やるが、中止だと。それに誰が、若者が信用しますか。私はそこを言うんですよ。私たちは、議会は村民の代表で申し上げるわけですから、そういうことのないようにですね今後尽くしてほしいということを申し上げておきます。

それから、次について申し上げます。村民の中にはですねひかり輝く五木村とは、一口どんなものですかとよく聞かれます。全体的なイメージとしてですね一口で言うならどんなものでしょうか。これは担当課長、本当にひかり輝く五木村、一口で言って、将来こうなりますよと、計画書はいっぱいあります、しかし、それは村民にはですね分かって分からないようなものがたくさんあるようですよ。ですから、希望と自信を持って若者が五木村の再生に取り組むというイメージはですね、こうすればひかり輝く五木村になりますよというキャッチフレーズといいますか、そういうものはどんなものでしょうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問いただきましたひかり輝く村とは一言で言ってどんなイメージ化という御質問にお答えさせていただきます。

誰もが安全・安心に住み続けられ、年齢や性別と関係なく村民一人一人が生きがいを持ってひかり輝くことができ、若者が集まるような村であると考えております。

また、このひかり輝く新たな五木村振興計画の中には基本理念が、今申しましたように、誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まるひかり輝く新たな五木村、これが基本理念でございます。

4つの方向性を掲げておりまして、まず1つ目が、生涯を通じて高齢者が安心して暮らせ、子どもの笑顔がはじける五木村。2つ目に、村内外の人がかがやき、若者も高齢者も住みよい環境と生きがいを持って働き続ける五木村。誰もが安全・安心で便利で快適に暮らせる五木村。4つ目が、五木村の魅力、宝を求め、国内から様々な人が集う五木村。こういった目指す姿を目標に、この新たな五木村振興計画にですねたくさんの事業を掲げさせていただいております。

これを、先ほどもありましたように、一つ、一つ進めていくことで若者が集まるような新たな五木村が実現できるというところで進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） イメージとしてどういうものかということ、ひかり輝く五木村の一口に言ってイメージはどういうものかと。今、土肥課長が、村民一人一人が安全で安心して暮らせ、若者が集まる、これはこれ以上のことはないんですよね、言葉としては。それなら、若者をどうして集めるかという具体的になると、お年寄りでもですね店がない、店が遠い、買い物が不便、交通便も悪い、それに若者がどうして言葉どおりに来ますか。やはり、そこには企業の誘致をしたり、道路網の整備をしたり、快適な娯楽場もあつたり、夢と希望がなければ若者は集まらない。文集だけではなかなか、それは私ども言うだけで大変申し訳ないところもありますが、やはり村民が安心・安全というのは言葉だけであって、五木を見てみなさい、もうお年寄りで、相談する人もいない、防災上も問題がたくさんある、それをやはり解決しうるような方策をとってほしいと思います。

時間がありませんので次に移りますが、村の振興計画には30年の計画もありますね。村長は特に、待ったなし、村の振興は待ったなしと言っておりますが、やはり30年も先のことは、それは必要じゃあるかもしれませんが、やるべきものをちゃんとやっていって、ああ、五木はよくなるなど、希望が持てるなという施策を欲しいと思って質問をいたします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

村の大きな振興計画、また新たな五木村振興計画についてはですね、議員の皆様

からも御質疑がありますように、人口減少、また、あと少子高齢化がですね非常に進んでいる五木にとってはですね一刻の猶予もならないということでありまして、特に新たな五木村振興計画について、ちょうど今年が、令和7年度からが3年目に入っております。そういうものを当初からですね5年間を凝縮して、できるものは全てやりながらですね、早くそういう対策を打ちながら五木の振興を前に進めて、そういう若い人が残れるような村づくりをしようということで今回ですね取り組んでいるところもあります。

令和7年度、これから予算等の審議もいただきますけども、そういう思いの中でいろいろ、住宅不足があるということもありますので住宅の手当、あと、いろいろな高齢者福祉のいろんな支えの問題とかですね、非常に、先ほどありましたようにひかり輝く五木村というテーマについてはですね、先ほど土肥課長のほうからもありましたけども、私が思いますのは、やはり村民一人一人が各年代に応じて、やはり五木に住んでよかったなど、夢、希望が叶えられる、また自分の生きがいもあるということが、村民それぞれに思っただきますと、全体的に五木村が輝いてくるということかと思っておりますので、この施策については早めに行うものについてはしっかり引き寄せてですね、30年というですねそういう時間軸ではなくてですね、長期の時間軸はありますけども、早く今の現状からしますと、できるものについてはスピード感を上げて早くやっていると、そのスタンスでこれからも村政運営、またいろんな施策については取り組んでいきたいというふうに思っているところがあります。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それでは、次に移りますが。先ほども出ましたが、村民の安全・安心についてということで質問をいたします。国・県の計画ではですね竹の川地区はかさ上げの計画がありますが、他の地区にも五木村内では危険箇所がたくさんあります。この機会にですねつぶさに各地域を調査して、落ち度のないように整備計画をお願いしたいと思います。

そこでですね、特に元計画しておりました上荒地五木ダムについて、未だにですね基本的なものがないような感じがいたします。特に五家荘の1万9,000ヘクタール、これは宮崎県の椎葉の境界から流れてくる大洪水、土砂、流木はたいしたものでございます。宮園周辺は危険ですよ。早く基本的な対策を国・県に強く要望するわけでありましたが、これは宮園地区の防災については令和7年1月14日、説明会があります。その資料を見ますとですね、地域住民から、五木ダムなしで安全・安心を確保できるのか、地域の不安を払拭してほしいという意見が出ておりますね、説明の中に。それで、回答が、国・県は何と回答しておるかということ、地域の方が懸

念されている土砂、流木に対しても、今回の砂防事業、治山事業と連携した多重的な防護する対策は五木ダムと同等以上の効果を発揮するものと考えて。なお、今回、宮園地区の引堤により将来目標である基本方針レベルに残った河道掘削のみで対応が可能であります。これは県と建設省がつくったんだろうと思いますがですね、五木ダムと同等以上の対策を發揮するものと考えて。具体的な計画が何もありません。先輩たちはですね久連子谷から、さらには小原谷から樅木谷から、仁田尾谷から、この1万9,000ヘクタールがここの上荒地に寄ってくるわけですね。だから、ここに下流域の安全・安心を守るためには川辺川ダムも必要だけれども、まず土砂をここで止める、三方寄ってくるところから止める。先輩の村長以下、議会の皆さん、村民の皆さん、総力を挙げて、そして水没者も協力して道路も造り、橋も造り、工事用道路も造っておる。そういうものは無視してですねダムと同等以上の効果を發揮するものと考えて。計画もなしに、流量がどのくらいもなしにですね、私たち村民の中にはですね非常にこういう根強い不安があるわけです。行政としてどういうふうな対策をとっているかということが問われるわけです。相当、何百億と金がかけているんですよ、もう。具体的なものが出てこないんじゃないですか、五木村と同等の効果は。2メートル、竹の川をかき上げしてもですね、この膨大は1万9,000ヘクタール、平沢津、野谷も含めると2万数千ヘクタールの山から水が、土砂が、流木が流れてきたらひとたまりもないです。

こういうことですから、早くダムと同等以上の効果を發揮するものと考えて、どういふことで發揮するのかということとちゃんと行政は把握しなきゃいかんですよ、災害が起きてからは間に合わないわけですから。過去の歴史の五木ダムの経緯も考えて、本当に県・国が計画しておる五木ダム同等以上のものが發揮できるのかどうか。それは何が根拠でそういうことを言っているのか。村の行政としては、はい、この文書で、そのとおりですと言われますか。私はそういうことがないように、あえて申し上げておきますので、災害はいつ、どこで、どのようにして起きるかわからないわけです。村長、これは宮園地域、竹の川地域だけではなくて、下流の安全を保つためにも、やはり必要不可欠な、先輩たちが構築してきておるわけです、それをうやむやにしてはいけないと思います。

そこで、多重の防災を行う対策は、県・国は、何度も言いますが、五木ダム同等以上のものをと、これは私たち村民をだますような行為ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

特に竹の川からですね上流域の県の管理河川について今お話、また五木全体の安

全・安心の確保についての話かと思っております。その中でですね国・県におかれ
ては、特に県管理河川等についてはですね去年の1月14日に宮園地区で、これから
の河川整備の在り方等について、熊本県、これは国土交通省も参加をいただいて地
区の説明が開催をされております。

その中で、今お話が、西村議員御心配のような点が流域の周辺住民の方からです
ね多くあるということで、それを踏まえて最終的な一つの整備計画の案として、1
月14日に説明がなされております。

そのときの説明資料に基づいてですね、その後についても県・国についてはいろ
んな対策をやっていきますということで、令和6年度中においてもですね数回説明
をされておりますので、その計画の中身についてはですね、今、懸念がありますよ
うに、いつも西村議員はおっしゃいますように、上流域から土砂、流木が流れてく
ると、それを止めないことには、この宮園地域の土砂は減っていかんと、それはそ
のとおりでありますので、それについては国の直轄砂防事業、また、先ほども言い
ましたように、流域の保全総合治山事業というのもありますので、それを今しっか
り国・県には取り組んでいただいております。特に去年は樅木の第三砂防の着工式
に私のほうも参加をしまして、これから計画的に上流域のそういう山づくり、また
砂防事業等によってですね流木と土砂を止めるという対策を進められております。
これは、梶原川沿線でも保全事業は今行っているということで、そういうも
ので山から流木と土砂が出ないような、まずは対策をやっていこうということであ
ります。

特に宮園地域の安全・安心の確保についてはですね、その説明会、また、その後
の説明会等においても、毎回、県のほうは言われておりますけども、まずは今回の
河道の、例えば引堤を今回ずっと広げて西谷のほうに広げるという計画であります
けども、それによって、まずは洪水対策、これは基本方針の水の流量については可
動堰をですね、引堤をすることによって水についてはそれで基本方針で80分の1で
すけれども、それは確保していくという話であります。追加の、今度は土砂と流木
対策については、スピード感を上げていきたいということで、これは国の国土交通
省、川辺の齋藤所長も言われましたように、その上流域に砂防群を建設をすると。
その中で土砂と流木をしっかりそこで止めていきますという発言をされております
ので、今の計画ではまず1カ所、それからもう1カ所造るということは明言されて
おります。

また、梶原川等の安全・安心についても、梶原川に新たな砂防を建設していくと
いうことでありますので、そういう、まず水の流れを確保し、土砂、流木の流入を
防いでいくということは住民のほうにもしっかり説明もされておりますし、示して

おられますので、それで、まだまだ住民の方が不安と思うとあればですね、しっかりまた説明の機会をいただいて取り組んでいただくと。国・県においてはしっかり五木全体の安全・安心についてはこれまでもしっかり検討させていただいておりますし、私どももその中の協議の中ではしっかりとお伝えをしておりますので、これはまた、今後とも説明をされるというふうに思っているところであります。

それとまた、五木全体の話になりますと、それは危険な箇所も多数ございますので、それについては県管理河川が多うございますので、それについてはまた県と協議をしながら、しっかり進めていきたいと思っております。

竹の川地区については、今、地元に入られて、これからですね宅地のかさ上げ等が始まるに当たっての仮の住宅がですね今ないということで、それについては村のほうも今年度予算で土地を整備しながら住宅も造っていききたいというふうに考えておりますので、この事業等の安心・安全の確保等については村もしっかり努めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 村長も聞いておられたと思いますが、蒲島知事が宮園で説明会をしたときは、猛烈な住民から五木ダムについての御質問がありました。私どもは黙って聞いておりました。村会議は何で黙っておるのかという住民からの会場で意見がありました。村議会は住民の意見を十分聞こうということで発言もしないということでしたおりましたが、やはり、これは昔の人がですね、五家荘が最近公団造林、公社造林含めて民間造林、莫大な平沢津も含めると2万数千ヘクタールの山から出てくる水というのが勢いが非常に強いわけですよ。そこで先輩たちは五木ダムの必要性を認めて、地域住民の方の移転もスムーズにはかどったわけです。

それがですね、治水上、五木ダムなしでも必要な治水安全を確保するというので地図もちゃんと五家荘のニカコベ谷から樅木谷、仁田尾、久連子、説明を聞いておりますが、果たしてですねそれが帳面上で計画であって、それをいつからやるかということをはっきり明言してですね地域住民を災害から守る、安心・安全な村づくりはその基本から始まると思っておりますので、国・県に確たることを、ぶれることなく、今までぶれておるから村民は不安に思っておるわけです。それをなくしてほしいということ強く要望をしておきます。

それから、大通りトンネルのことについては田山議員さんから質問がございましたので、私からもこの大通りトンネルについては質問をさせていただきたいと思っております。これは、村民が切望しておる大通りトンネルの再延長でございます。村政は総力を挙げてですね、この実現に邁進してほしいと思っております。これは、五木村民のみならず、産業交通の要であります。

2月16日、宮原五木線の改良、椿工区の起工式がございました。そのとき出席された木村知事さんは、挨拶の中でですね、この県道は県にとって最重要な県道であります。全力で取り組みますという御挨拶ですね。また、九地建局長も、この県道は重要です、全力で取り組みますということで力強いお言葉をいただきました。地元選出の金子代議員、議会議長の挨拶の中にも、この道路の必要性を訴えております。

そんな中ですね、2月7日にですか大雪で15台の車が立ち往生したと新聞で報道されております。そして、26人が救出されたといわれております。これをきっかけにですねこういう現状でありますから、産業振興、観光振興のためにも、さらなる運動の展開をお願いするという、これをきっかけにですね、先ほども田山議員からお話がありましたが、村長、これこそ本性根を入れてですね、これは重要な道路であります、産業振興、観光振興にも。熊本への最短距離であります。今や道路の整備がなくしては産業振興を図られないという時代になっております。村政上げて取り組もうじゃありませんか。その考えをひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

大通りトンネルの問題でありますけれども、それについての御質問であります。これの必要性については、先ほど田山議員さんのほうからあった折にもですねいろんな経済活動、いろんな観光振興等にはやはり重要なトンネルであるということは認識しておりますので、これからも引き続いて県のほうには要望していきたいというふうに思っております。

それとまた1点、先ほどの質問の中で、国・県の事業等についてですねしっかり担保を取って村民が安心するよという御発言がございましたので、それについては令和6年度の実施計画からですね計画の下にロードマップをつけまして、測量設計はいつからとか、いつ工事が始まって、いつ、完了はまだ未定でありますけれども、そういうものについては村民の方には分かりやすいよというので、今、国・県においてはロードマップを下に付けていただいて、それについての時間軸をしっかりとするというので取り組んでいただいておりますので、付け加えて御説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） この県道についてはですね、皆さんが待ち望んでおるところでございまして、やはり思い切って、この際、3,000メートルぐらいのですねトンネルを抜いてほしいということで総力を挙げて取り組んでほしいと要望をしておき

ます。

次にですね国道445線の改良の促進についても、ついでに申し上げますが、この道路は国道はですね昇格してからちょうど40年になります。神屋敷掛橋間で工事をやっただいておりますが、なかなかはかどらないですね。そして、まだ手つかずのところもございます。早急に完成を促すような働きかけをしてほしいと、もう40年になるんですよ。

そして、この道路は三種三級の道路でありまして、60キロで飛ばしてもですねスムーズに行くような道路でなければならぬわけです。ところが、通ってみると非常に危険道路といっても過言ではありません。改良すべきところも大分あります。やはり、これも早急に改良していただくように、この際ですね、お願いをしておきますが、村長どうですか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

国道445の改良についてはですね、特に今、議員が今御質問にありましたように、非常に年数がかかっておりまして、特に九折瀬工区、神屋敷から上流区の皆さんの生活については大変御苦勞をおかけしているというところでもあります。これについては、順次、県のほうでは工事を進められておりまして、この前の説明会の折でもありましたように、令和7年度終わって令和8年度には供用開始を目指して今やっているということで、いろんな加工物については、上の上部工等については発注を掛けてやっているというのは写真で見せていただいたりですね、これについてはやはり令和7年度新たな五木村振興計画の中で冊子がまとまりますと、それを基にまた地区座談会には行ってまいりますので、そういうことでいろんな交通事情の問題とかそういうものについての国・県・村の取組についてはしっかり説明を差し上げてですね、しっかりはやく、あそこが供用開始ができるように、国・県にもまた要望していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 特に要望しておきます。村長は445号線の期成会とか何かされておりますか、今がチャンスだと思いますよ。ですから、早急に見通しを立てて、何年度まではどうしてくださいますかというようなことでさらなる後押しをお願いしたいと思います。

次に、過疎対策についてをお伺いいたします。今、全国の農山村がですね過疎化で悩んでおります、五木だけではございません。しかし、五木村は近年、特に過疎化が進んでおります。球磨村の災害村からしますと全国でもトップの過疎化といわれております。

そんな中、先日、木村知事さんも出席されましてですね過疎未来研修会が開かれましたですね。これには行政も連携している会ですよという御挨拶もありました。すばらしい発想の会だと思います。過疎対策が解決できるということであれば大いにやってほしいわけでありますが、その成果と過疎脱却の効果、特効薬といえますか、見いだせるのかどうか、担当課長にお尋ねをまず、いたします。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

まず、議員御指摘の過疎未来研究会の御説明をさせていただきます。この過疎未来研究会とは組織名になります。20代から40代を中心とした村民の方々、また越境研修などを通じて本村と関わりを持たれた村外企業の方で構成されている民間主体の団体となります。民間主体で五木村の振興を考えるとともに、五木村を過疎の先進地と捉え、持続可能な地域のモデルとなるような政策や事業の先進事例をつくることを目的とされています。

準備会も含めると、令和5年度から活動をされています。この研究会は、産業・林業・商業、観光、医療・福祉、移住人材、教育・子育ての5つの分野を活動の対象とされておられます。例えば林業に関しては、株式会社良品計画と連携して、昨年10月に大阪においてグリーンウッドワークと、木を削ってスプーンとかですねそういったものを作る活動の実証実験を実施されています。五木産材に新たな付加価値を付ける取組として非常に有意義なものであるというふうに考えております。

今年の1月26日には、役場の大会議室におきまして、西村議員にもお話いただきました、公開研究会というものが開催されました。そこには、木村知事や木下村長もゲストとして参加されまして、研究会の活動報告に加えて、五木村のこれから、五木村の将来について活発な意見交換が行われました。その中で、参加者のお一人がですね研究会の活動を通じて自分の村づくりに貢献できるようになったという自身になったという発言をされました。この研究会が村の将来を担う若い世代の人材育成の場にもなっているということ強く感じたところでございます。

この研究会の取組がすぐに何か大きな成果を生むということは難しいのかもしれませんが、活動を通じて村外の事業者、特に大企業などとのですね新たなつながりが生まれ、また、先ほど申しましたような若い人材の成長を促し、村の振興につながっていくということで大いに期待をしているところでございます。村としても、これが村の振興につながる、特に若者のですね新しい取組に対しては必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今分かりましたが、20代から40代までの若者がですよ、五木村

の過疎脱却に向けて論議をし合う、研究し合う、非常に私も冒頭に言いましたように、すばらしい発想の会だと思っております。この成功を祈っておりますが、これは行政も連携しておるといふ会ですが、この委員は誰が委嘱されるのですか。それとも、自主的な、友達のな、五木を愛する人たちの会なのか。それと、村外の人も見えておられたようですが、村外の人は何名だったのか。村内の人は何名でしたのか、それもお知らせをして、私どもも参考にしたいと思っておりますので教えていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

まず、この研究会でございますけれども、完全に民間主体の団体でございます、行政が、村から委嘱をしてとか、そういう組織ではございません。村民の方が自主的に設置をされている団体となります。

村外の方の、すみません、参加がどのくらい、どの程度あるかというところですが、手元に資料がございませんのではっきりとは申し上げられませんので、そこにつきましてはまた確認をいたしまして報告をさせていただきたいと思っておりますが、これまでもこの過疎未来研修会です、越境研修といまして村外の企業の方に五木村に来ていただいて、いろいろ地域の課題を一緒に考えて解決に向けて検討するという研修をしていただくということを行っていらっしゃいます。その越境研修を通じて、五木村に関わりを持たれて、越境研修が終わった後もです、五木村のために関わっていきたくて、五木村の課題解決、地域振興と一緒に取り組んでいきたいという方が複数人いらっしゃいまして、そういった方々がこの研究会に参加されているところでございます。正式な数などについては、追って御報告をさせていただきます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 課長、五木は過疎で非常に混迷しております。そこで、こういう会が発足されて自主的な運営がなされて、五木村の過疎脱却を図ろうと、これは私も最初言いましたように感謝しております。これが会議だけでなく、効果が上がることが私どもは望んでおります。

そこで、自主的なことだということですが、村も指をくわえてみておるだけでなく、協力をお願いし、先導し、下押しし、そういうものが必要だと思っておりますが、どうですか。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

五木村におきましては令和6年度の新規事業といたしまして、五木村未来創造活

動支援補助事業というものを設けております。これは村内の団体です。民間が自主的に五木村の地域振興のために取り組む活動を支援する事業でございますけれども、この過疎未来研修会につきましては、この補助金のほうを利用されているところでございます。団体に対する財政的な支援はもとより、そのほかのですね必要とされる支援につきましては、しっかり団体とも意見交換などしながら、できることをしっかり後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは、五木のみならずですね山村では過疎対策、少子化対策、老人対策、特に若者が希望を持って活力する過疎対策を行政も後押ししてほしいという、後押しをしたいということですので、終わりますが。

次にですね誠に申し訳ありませんが、まず、県から来ておられます政策調整監の麦田さんですか、それと教育長にお尋ねをいたします。五木村の宝は、外部から来てですね何だと思われませんか。五木の宝というのは何だと思いませんか。それをちょっとお尋ねをいたします。まず、麦田、外部から来た、外部という失礼ですけども、私どもは内部においてどっぷりですから、外部から来たならばと何が宝だと、何がまずい、何が不足、分かるかと教えていただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 麦田政策調整監。

○政策調整監（麦田健一郎君） お答えいたします。

客観的な資料からですねお答えさせてもらいたいと思っております。令和5年度に五木村振興計画後期基本計画というものを策定いたしましたけれども、その際、18歳以上の全村民870名になりますけれども、を対象にアンケート調査を行っております。その質問項目の中に、村のアピールポイントや守っていききたいものはありますかといふことを自由記述で質問をしております。その中で、多くの方がですね清流川辺川に代表されるような豊かな自然と、子守唄などの伝統文化・芸能と回答をされました。私も、これらについてはまさに村が誇るべき五木村の宝であると考えます。

また、アンケートの中には、「あなたが今後も五木村で暮らし続けて行くにあたって最も大切にしたいことは何ですか」という質問もしております。そこで、多くの方が「村内の人間関係」というふうにご回答されています。五木村の、おっしゃるような人口がですね過疎化が進んで非常に少ない村でありますけれども、だからこそ住民同士の距離が近くて、お互いに顔見知りで、例えば取れた野菜とかですね、しし肉が取れたよといつて分け与えてくれたりとか、困ったときには助け合うという、そういう、現代の都市部では希薄になったようなですねすばらしいコミュニティが維持できているものだと思います。目に見えないものではありますけれども、これは人間関係というものも今後も守り続けていくべき宝物であるというふうには私と考え

ます。

私は五木村に来て、間もなく2年になりますけれども、申し上げました豊かな自然ですとか伝統芸能・伝統文化に囲まれながら、そういった人と人との距離が近いですね環境の中で生活を営むことができていることについて、都市部にはない豊かさ、非常に生活の幸福感・充実度というものを感じております。

不便なところは確かにあると思います。お店が少ないですとか娯楽が少ないということはあるかと思いますが、それを補って余りあるほどのですね豊かさというものがあると、私はそれが村の宝であるというふうに感じております。この宝をですね村外の方にもしっかりとPRしていきたいと思っておりますし、それを今後、将来世代に引き継いでいけるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） 端的にお答えしたいと思います。

私は教育長ですので、宝は子どもたちです。子ども、五木の宝は子どもですね。ふるさとをしっかりと愛して、しっかりと子どもたちが育っているのが私は一番の宝であると思います。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 子どもはですね昔から万の蔵より子が宝と、教育長でなくても、みんなが子どもは大事に育ててきたわけで、それは職業上そうかもしれませんが、まだ、ほかにはございませんか。子どもは昔から大事に育て、宝です。五木には万の蔵より子が宝ということがあります。ほかにはございませんか。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

先ほど麦田調整監のほうもお話にありましたが、私はこの自然、豊かなそういった人とのつながり、そういったものが非常にすばらしいものだと思います。そして、また、いろんな伝統文化ですね、いろんな歴史的な遺産もたくさんありますので、そういったものを大事にするのが私の務めだと思いますし、それが宝だと考えております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私はですね、麦田調整監、教育長、意外と五木の歴史、環境、そういうものを知らずしておられるなど、失礼ながら思っております。私はですね、五木には宝は幾つもあると思いますよ、有形無形含めて。川も大事でしょう、山も大事でしょう、無形として私は五木の子守唄って御存じないですか、教育長、御存

じないですか。私はこれが一番、今まで宝だと思うんですよ。麦田課長は子守唄の話をしました。戦後ですね日本中に知られて歌われた五木村の子守唄、昭和20年に日本が敗戦となりましてね国民が動揺しているときにNHKでテレビ番組で毎晩のように五木の子守唄を歌って放送し、国民の心を安らがせたのであります。そして心の平静を取り戻し、有名な歌でもあります。子どもがですね親を助けるために他人の家に子守奉公に出て、つらい、悲しい思い出の唄を歌ったのがこの五木の子守唄であります。

そして、日本中にこの五木の子守唄が歌われ、また歌手で有名な美空ひばりさんとか五木ひろしさんとか八代亜紀さん、森繁久弥さんが歌われました。一躍有名になりました。これは五木の宝だと思いますよ。そういうことを感じないということは非常に私は情けないと思いますよ。戦後日本のあのどさくさの中にこの五木の子守唄が日本全国のところに行き渡るように、この五木の子守唄というのは浸透いたわけです。それが教育長も一言も出らないというのは非常に残念に思います、正直言って。

最近は確かに下火になりましたが、この有名な五木の子守唄を継承し、・・・する考えはないのか、これを活用することはないのかどうか、私が今、話を聞いて、こういう人が執行部におると、悲しいですよ。村長、この有名な五木の子守唄のまたとないですね、この五木の子守唄というのはすばらしいものだと思いますが、これを五木村は継承しながら五木の発展を図ることは考えていませんか。簡単にひとつ。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

五木の子守唄自体はですねこれからの振興とか、まず議員おっしゃいますように、五木村の宝は何かというこうことで先ほど麦田調整監、また教育長のほうからそれぞれ宝についての話がありましたけども、五木の子守唄自体も、宝を超えてですね五木村民が守るべき唄として私は認識をしております。

今、西村議員がおっしゃいましたように、一番私が覚えておりますのは、熊本の大地震、地震がありましたけども、そのときにまだ御存命だった八代亜紀さんが西原村の被災地に行かれて五木の子守唄を歌った映像がユーチューブに残っております。これを見たときに、聞かれた方が全て涙してですね五木の子守唄を聞いておられます。そういうことからしてですね、この五木の子守唄、先ほど自然、いろんな伝統文化という話もありましたけども、五木村民にとりましては、五木の子守唄は宝というよりも、それを越えた存在だというふうに思っておりますので、これからの五木の子守唄についてはしっかりそれを生かしながらですね、従来、五木の子守唄サミット等もですね開催をされながらおりましたけども、それも途中で中止にな

っております。これから五木振興の軸として、私どももしっかりこの子守唄の継承等について、今、保存会の方で頑張らせていただいておりますので、小中高、保育園でも歌い継がれております。こういうものもしっかり、また私どもも取組ながら五木の子守唄はしっかり保存、また守っていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） またとない、これは私は五木の宝だと、村長もおっしゃいましたように宝だと思います。これを活用することが五木の再生にもつながるんじゃないかと思っておりますので、最大の努力をしてほしいと思っております。

それから、次にですね村民憲章についてを質問いたします。五木村は村政100周年を記念してですね平成元年4月1日に村民憲章を制定しております。各家庭に掲げております。これは教育委員会がですね中心となって、当時の青年団や婦人会、老人会、区長会、各種団体から広く公募をし、募集してですね半年以上も掛けて成案をされました。

憲章とは、国家などが理想として定める行政上の重要な原則でもあります。例えば、学校などでは校則とかそういうものを掲げております。そこでですね、前文に、私たちは美しい自然に恵まれた五木村民ですと、いいですか、「私たちは美しい自然に恵まれた五木村民です。未来に向けて夢と希望を持ち、平和で豊かな村の発展を願い憲章を定める」ということが、これは議会でも十分、当時論議したことでございます。

一番目にですね相手の立場を尊敬し心の触れ合いを大切にしますと。2番目に、健康、人間は健康ですから、そして幸せ、生きがいを求めて生涯学び続けます。3番目に、仕事に誇りを持ち、広い心で村づくりに励みます。4番目に、自然を愛し、美しい住みよい村を築きますと。5番目に、歴史と伝統を守り、文化の村を築きます。村制施行100周年記念とありますが、今年で36年になります。日進月歩の世の中で、この五木の憲章がどのように守り、進めていかれるのか、非常にこれは学校でいう校則とかいろいろありますが、掲げてあります。これをもう一度、村民の皆さんが、復習というといけません、見直して五木の発展に寄与するということが大事ではないかと思っております。今日はこのことについて一般質問をいたしましたわけですが、当時、教育委員会が主催となって作ったこの憲章、今、教育長、どのように思われますか、お伺いをいたします。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

村民憲章についてという御質問でありますけども、今、議員おっしゃったとおり、まさに本日、3月10日、36年前の3月10日に制定された。今日は、いわば憲章の

記念日だと認識しております。先ほどありましたように、当時の村民の御意見を元に定められたと伺っております。

村民のですね基本的な方針や原則を定めたものであり、5箇条に、今おっしゃいましたとおりあります。まずは1点目が、人権尊重の理念、それから2点目が生涯学習の理念、それから協同・協調の理念、そして4点目が環境保全の理念、そして最後に、先人の残した歴史・伝統・文化の継承など文化そのものは村民同士の結びつき、それから相互理解、尊重し合う心であり、村民が協同・共生し合う地域社会の基盤であるものと認識をしております。

現在36年経ちましたけども、この理念についてはですね時々の教育行政、また村のいろんな取組、理念が元になっているものと感じます。そして、この理念はですね現在にもですね当然当てはまるものと考えております。今後もこの大事な五木の憲章をですね私たちの頭に入れて、いろんなものに取り組んでいく必要があると感じております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 教育長、重要性というのは認めていただいておりますが、これは先ほども申し上げましたように、村政を100周年を記念してですね憲章、人吉でも遅れながらこの憲章が五木村の憲章としてつくられた。未来に向かって夢と希望を持ち、平和で豊かな村の発展を願う憲章を定めるという重要な思い。それを教育委員会が主催してやったわけですが、教育委員会でもそのことを一度でも二度でもですね話が出たことがありますかどうか。ちょっとそのことをですねお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

教育委員会でこの憲章について取り上げたことがあるかどうかという話でございますけれども、当然、教育長室にもですね額が掲げてありますし、そして、この村民憲章については、さきの教育委員会の中でもですね取り上げて、教育委員の皆さんもこの制定に関わったということもございまして、そういう話を話題にして、今の時代にも当然これに取り組むべき課題だと、そういうのを話したところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） この憲章はですね、伊達やそこらでつくったものじゃございません。各家庭に配付も額に入れてしてあります。今日、議会事務局にもちゃんとそれを掲げてありました。最近是国家日の丸も上げない家庭がありますね。ですから、

やはり国家は国家として、村は村としてこの憲章を重視していく必要があると私は思います。それを私どもも守って進めていかなければなりません、どこかで旗振りをやはりやらなければ、人間の社会は複雑きわまるものがありますから、統一して五木村は本当にひかり輝くような村をつくるためには心も大事です。そういうことをうたってあるわけですから、特に健康で仕事に誇りを持ち、広い心で村づくりに励みましょと、これは大事なことだと思います。そういうことで、新たにこの五木の憲章を見直して、尊敬しながら村づくりに励むことを私は切望して、私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、西村議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。午後1時5分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時06分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中村議員の一般質問を始めます。

3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） それでは、議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問をいたします。よろしくお願いします。

まず、ひかり輝く新たな五木村振興計画、豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出ということで、まず、農業・商工業・物産等の振興と人材の確保、育成についてということでございますけど、まず、このひかり輝くこの分野には、過去いろいろなことで検討・実証をやってこられてきております。

また、誇れるふるさと五木村づくり計画など農林・商工業の振興や、現在、五木村基本構想の後期及び後期ひかり輝く新たな五木村振興、ちょうど折り返しをして一、二年になりますが、そのことを踏まえて一般質問をいたします。

まず、1番の、商品開発、クネブ加工施設の運営体制と整備の進捗状況ということでございますが、現在クネブ生産の基本的なクネブ生産組合が設立されておりますが、まず生産者の組合の規模といいますか、その中では作付けの面積だったり、クネブの生産数量、推移であったり、組合員数など、また、そのことに対しての諸問題がございましたら、その辺りをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

現在のクネブの生産に伴う生産組合の規模であったり諸問題ということでございますけれども、クネブの加工につきましては令和元年度までは個人的な栽培で行っておられまして、庭先です。ね皆さんが生産というか栽培をされていたということで、その後、村としましてはこのクネブを特産化したいということで村のほうで苗等を準備しまして拡大化を今進めているところでございます。

生産者につきましては組合自体は二十数名となっておりますけれども、その生産規模につきましてはですね、本当二、三本の方から数十本という生産規模に差がありますので、こういったところがひとつ問題かなとは思っておりますし、一応、生産を安定させるために高野の圃場での村のほうでも組合と共に生産をしているのが現状でありまして、一人一人の生産量というものはそこまで期待できるものではございませんので、その辺が今後の課題となっております。

もう一つは生産量ですけれども、一応将来的には果実で6トンという目標で今進めておりますけれども、どうしても柑橘、今、県のほうで指導をいただいておりますけれども、裏年、表年等もありまして差がございます。特に昨年は4トンを超えましたけど、今年につきましては2トン弱と、こういったふうに差があるところも今問題となっているところでございますので、今、県のほうにも指導いただき、安定した生産をしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、課長がお答えになりましたが、かなり生産面で苦慮、また、クネブの表年、裏年ということで差がかなりあるということで伺いましたが、元々は本当に個人的なこじんまりとしたクネブ生産、生産といわれるような大規模じゃなかったと思いますが、かなり今現在クネブの苗木を無償配付をして、結構、今、これだけの状態にちよつとなつたということで、今からやはり収量関係、やっぱり安定した収量を期待するわけでございますが、なかなか安定をせんと、クネブの加工施設を今造っております、旧味噌加工場ですかね、そこでいろいろ課長言われましたが、果実などの目標数値を上げたいということでございますが、また、加工品の種類、第六次産業というところでございますが、いろいろな加工品の種類があると思います。

また、クネブにまつわるいろいろなことがあると考えておりますが、最近テレビで皆さん御覧になったと思いますが、和歌山県北山村でジャバラという柑橘のことが話題になっております。また、北山村は日本で唯一の飛び地がある村ということで、また、その方面でもかなり日本で注目を浴びているところだと思っております。そのジャバラの関係で移住者が多くなつたりとか、今の時期のタイムリーな話でございまして、花粉症対策に効果があるとか、また、いろいろな分野で努力をされてい

る村でございます。また人口もかなり少ない、本村の半分弱ぐらいだと思いますが、そういうことを思えば、五木村のクネブをもうちよっと、今から付加価値を付けるというか、発想の転換といいますか、いろいろな可能性を秘めていると考えております。これは私のちよっと思いですが、五木では12月の冬至があるときに、普通だったらゆず湯とかありますが、クネブ湯とか、八代地方ではバンペイユとかいろいろ使っています。また、村民の食卓にもクネブが簡単にいつも乗っているような、そういう理想を描くというか、いろいろな努力、村民全体の努力がそこには必要になってくるのではないかなと考えておりますが、その辺りのお考えをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずはジャバラが今、テレビ、CMでもですねかなり出ているようでございますけども、こういったものと合わせてですね五木のほうでもですね柑橘としての効能にいく前の段階ですね、クネブの特性を今調べております。その中で特徴あるものがあれば、さらに調べていって、クネブラしさ、クネブの中身をもっと調べていきたいということで現在計画しておるところでございます。

また、合わせまして、五木自体でもですね広く使われるようにということでございますので、昨年、令和5年度からですけども、クネブの加工品を中心に行っていました、果実ですね、これを使うというのと、果実自体を売ることのほうが単価的にも生産者にはいいということですので、今、果実自体を道の駅のほうでも果実の販売も増えてきておりますので、こういったものを生かす方法としまして利用の仕方こういったものを、果実としての利用の仕方をもう少しPRしていきたいなということで、生産組合の皆さんとも協議しているところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 課長も言われましたが、いろいろ努力をしておると、私もいつもそう考えておったものですから、また可能性はかなり秘めておると思います。また、成分とかいろいろな、食べるばかりではなく、何かほかに、どういったらいいとか、これはいろいろ考えが先に先にいっておることだと思っておりますが、その上で、また、それを含めたクネブのPR、発信というのも工夫をして、知名度をまずアップさせる。インターネットを見たらクネブですぐ検索したら出てくるんですが、皆さんにすぐ、クネブといたら五木と、イコールぐらいの発信力をよろしく願いを申し上げます。

また、次に、農産物の産地化で、これも最初の質問の延長になってくると思いますが、次は新規作物、開拓検討業務委託、地域の特性を生かした新規作物の検討とありますが、そのお考えはどのようなものかお伺いしますが。クネブ以外なんでし

ようが、五木には今、端海野方面で夏秋イチゴなどいろいろあると思いますが、どのようなものをお考えなのか、もし、今そういう答えがございましたらよろしくお願ひします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、先ほどのクネブの最後の件でPRの関係がございましたけども、現在も生産組合の皆さん、また出荷協議会の皆さんです。クネブの収穫ツアーであったり、食として食べるイベントなども行っておりますので、引き続きPRのほうは村も支援しながらですね行っていきたいと思います。

次に、新規作物の開拓検討業務ということで、こちらにつきましては現在、新規の作物として五木村ですね可能性のあるものとしまして夏秋イチゴやブドウ山椒、こういったものを五木でしかできない、また五木と他の地域があまり差がないような生産方法であるものを検討しているところでございます。

そういった中でも、現在、特に特徴あるものとしましては、子別峠地区での夏秋イチゴでございます。こちらは九州でも子別峠だけでしか生産が今はできていないということですので、こういった生産者が現在おられますので、その方々と協力しながら団地化ができればなというふうに検討いたしております。

今回、7年度にもですね今予算化をお願いしておりますけども、この団地化につきましての検討では、どうしても生産に合わせた農地の形状、こういったものでありまして、水の確保とか、生産者を拡大する、または企業誘致することにつきまして、必要な整備が出てくるものと思いますので、そういったものにすぐさま対応ができるよう準備をしておきたいというのが一番でございます。そういったことを、事前に地元に、今休耕しております農地とかの利用につきましてはですね事前に少しずつお話をしておりますので、今後はそういったものが本格化すれば、測量であったり、水の確保等を準備していきたいと思っております。

まずは、生産者の確保等につきまして、まずは推進していきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） クネブ以外ということを知ったんですが、夏秋イチゴとか、もう一つ一品あったんですが、ちょっと忘れましたが、なんとかブドウとか。やはりですね早くというか、確実に五木に育つような特産物ですね、いろいろ生産段階から土地の問題とか、生産者の確保というのがかなり課題になってくるわけですが、もし決まりましたらですね、やっぱり継続というのが一番だと思います。継続をす

るには生産者、また、それに関わる従事者のことが一番ネックになってくると思いますので、早く、また少しでも生産量を増やしていただけて少しでも所得が上がるようなことをやっていかれるようお願いというか、私もそういうことを思っておりますので、一生懸命、その辺りはやっていただきたいなと思います。

また、雇用問題でその農作物を生産するに当たりまして、いろいろな補助金が、また助成金とかで支援をされておられると思いますが、その効果とか、かなり今まで五木は生椎茸というか椎茸生産とかいろいろなことで御支援をしておりますが、なかなか、結局、生産者の確保、また生産意欲の観点からすれば、なかなかみんなが手を挙げるといのは難しいかと思えます。その検証をしていただきたいのと、そういういろいろ調査をした結果の次のステージをです、ねどう生かしていくのか、いつも課長は言われますが、トウシン、難しい名前、ぱっと出てこないと思えますが、どういう期日でこれからやられるのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、特に農産品につきましては本村は耕地面積も少なく農産物の生産・販売が厳しい地域となっているという状況は変わりございません。こういった中でもです、ね、まずは現在の生産者の皆様を支援してです、ね生産の維持を図っていきたいということで現在、生産組合単位などでです、ね支援をしているところでございます。

また、多くの産品がです、ね道の駅の物産館での販売となっております。現在、市場に出ているというのが、先ほど言われましたように椎茸が主でありまして、そのほかは市場に流れることはほとんどございませんので、物産館での販売につきましては出荷協議会とです、ね連携しながら、生産者、出荷者を支援していきたいということで現在支援を行っているところでございます。

なおです、ね、数値的な効果というのは、この少子高齢化で厳しい現状であるのは間違いありませんので、現状ではです、ね各生産組合の維持、また出荷協議会の出荷状況、これを維持させることが大事かと思っておりますので、こういった面で支援を行っていききたいと思っております。

ただ、今後、少しでもです、ね生産者、生産量が増えるためにはやっぱり現在の村内だけでは厳しいと思えますので、村外からの協力者、こういったものをどう受け入れるかが課題かと思っております。よく言われるのが半林半Xとか半農半X、こういったもので農業だけとか林業だけではない方々も、今後は増えてくると思えますので、そういった方々の就業の場が林業であったり、農業であってもいいのかなというふうに現在考えて、いろんな検討を行っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 課題がかなりやっばり山積み、かなり困難な道だと思いますが、これは一生懸命、先ほども言いましたが、継続という、ただ、そこにはかなり大きな壁もあるかもしれませんが、継続ということで努力をしていただきたいと思いますが。

今、ちょっと生産者の確保とかいろいろあったんですが、人材の確保、雇用創出ということで、今その分野にもちょっと入り込んでいますので、いろいろな活用方法、それに合わせた生産者、そういう人を集めるというか、五木村はかなり高齢で、高齢者にもちょっと仕事としてもできるような分野、分野をちょっと分けたやり方もできるのではないかなと考えておりますので、村民ですすね手の空いている人はそういうことに就業していただければということを考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、一番最後ですすね、結局、今、生産者、それに従事する方々が少ないということでございますが、今、五木村では地域おこし協力隊という制度というか、かなり年月も経ちますが、また、今回の予算、また6年度の予算にもかなり応募を募りましても、ちょっと若干手を挙げる人が少ないという。今回ですすね、農業でも多分あると思いますが、地域おこし協力隊のそういう専門的な人を、そういう募集の中に1つ加えてはどうかと思います、そういうお考えは、今まではあったと思います、また県からも指導的な人材も五木に来られておりますので、そういうところを含めればどういふお考えか、ちょっとお伺ひします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

昨年度、全体的には6名の方が一時期、協力隊として活動いただきました。こういふ方々の中で、今現在、御質問の中で農業とかこういふ特産品につまましてのお話だと思いますので、昨年も2名の方が農業に一旦従事はいただきましたが、現在は自分の別の道を選ばれて進んでおられますので、それはそれでまた応援したいと思います。

今後も、引き続き、こういふ産業、今現在、観光が1名、鳥獣関係が2名、昨年度、一時期農業が2名、林業が2名募集しておりますけど募集が至っていないということになっております。

先ほど少し言いましたけども、こういふ1つの分野だけをですすね強調してお願いしても、なかなか集まらないというところもありますし、今、全国的な人材不足ということもあっておまして、なかなか厳しいのはうちだけではございませぬ。そういふことも踏まえてですすね募集の方法、また来ていただいて活動の方法もですすね、1つだけじゃなくて副業的なものとかそういふやり方も、ちょっと融

通が利くやり方とかも考えながらですね募集方法を検討したいと思っております。

そういった中でいろいろ、観光の面では観光も主としてはドローンをされていますけど、それ以外の活動もされているというような協力隊、通信などでも報告されておりますので、そういったふうに多方面で活躍できるような方も集められればなと思いますので、検討していきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） かなりやっぱり努力は惜しまずに今やっているところで、でもやっぱりなかなかですね難しいというのが一番最初に出てくる言葉だと思います。今回クネブということに絞って御質問をしておりますが、クネブの知名度、また支援はあると思えますが、五木に興味のある方、またそういうことでインターネットを検索される方、すぐ出てきますが、課長の考え方、また村の姿勢として、早くですねクネブが第一級、メジャー級になるように、また努力を惜しまずに頑張っておほしいなということで最初の質問を終わります。

次にはですね、買い物支援ということでございますが、最近、地元紙では四、五回連続で掲載をされております。買い物困難者が各地で課題としてということで、また、中でも本村では食料品アクセス困難、人口が40%という、かなり県内ではワースト1、かなりそこで困っている村民がいるということでございますが、また地元紙の調べでは買い物支援を実施している自治体が7割、また検討しているのは6市町村、実施をしていないが、どちらかと言えば必要と答えられております。

そこで、本村の現在までの取組、いろいろやってこられたと思えますが、お使いみたいな感じの福祉センターの職員を利用したやり方とか、いろいろやってこられておりますが、どんな取組、そういう状況をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

現在までの取組としましては、議員おっしゃったとおり、実際取り組んでいるのは、地域福祉増進事業としまして社会福祉協議会の方が移動手段を持たない方の買い物をお手伝いするというようなことをされておられます。ただ、こちらにつきましてはですね実際利用者はそこまでは多くないと、同じ方々が利用されているという現状だとお聞きしております。

また、先ほどありましたように、全国また県内でもいろいろ今情報が流れております。そういった中で、他地域では企業が参入されたりですねしていながら、まずどういう状況かということを中心に調整されているものだと思いますし、なかなか隅々まで行けないとかそういった問題もあるというふうに聞いておりますので、五木村ではまだ直接的な買い物支援の村としての事業は行っておりませんので、令和

7年度で、これは事業所側、商工業側としましてどういったことができるかを実証してみたいということで、今回予算計上させていただいておりますので、そちらが通ればですね、五木村での実際必要性であったり可能性、こういったものを実証していきたいと思っております。

また、いろんな御意見もですねあっておるものと思っておりますので、そういったものはそういったものでまたお聞きしながら、合わせて実施できればと思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今のお話を聞いたことで、さっきの地元紙調べのところで、買い物支援を実施している自治体の7割の中に五木村は入っているんですかね、ちょっとその辺は微妙な、そういうことをしましたが、まだ利用される人も少なくということですが、その辺りもちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） ただいま買い物困難対策ということで、現在までの村の取組ということでございます。

まず、先ほど回答がございましたとおり、保健福祉課につきましては社協を通じて買い物支援を実施しているというところでございます。

また、移動販売等ですね、これは4年ほど前ですけれども、新規販売所の新規参入の際には遠隔地や一軒家への販売など既存の移動販売車が行っていない場所への販売のお願いや相談をさせていただいたところでございます。

また、買い物支援ということで一番の大きなものは、五木村におきましては村内各地にコミュニティバスを運行をいたしておるところでございます。移動手段を持たれない方につきましては、このコミュニティバスを利用してですね買い物をしていただくということもございます。村内の各店舗につきましては品数のほうが少ないという、そういうところもございますけれども、今後はその品数を、道の駅のリニューアルも含めましてですね充実を図っていくということで考えておまして、また、本村では診療所に通院する際、通院用タクシーの補助を行っております。診療が終わられた後にですね買い物をして帰っていただくという、こういうような買い物支援も行っておりまして、村としましては支援を行っている団体ということで、この7割のほうに含まれているということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、お話をお伺いしましたが、やはり、結局、村民の足の確保、安定的なそういうことの充実、移動手段の充実というのもかなりこれに関わりのあるところだと思います。

今回、この質問といいますか、いろいろ山江村さんとか芦北さんとか長洲とかいろいろありますが、各地域でやっぱり抱えている問題、テーマは一緒だと思いますが、その地域の実情的な問題があると思います。五木は、どちらかといえば全般的な事例がありますが、そういうのが五木は本当に手薄過ぎで、かなり困難者が、なかなかいろいろなことを、村とかいろいろ携わった人にそういう意見とか、多分あると思いますが、そういう聞き取りもされたり、いろいろな話し合いもされていると思います。だから、五木ならではの事情もあると思いますが、やはりお年寄り、困難な人たちへのもうちょっときめ細やかな対策ということを思っておりますが、そこまでのいろいろな細々な話までを、そういう皆さんの意見として伺って、その対応をしてきたのか、もう一回ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アンケートや聞き取り調査ということでございますが、新しいものと令和5年9月に行いました介護保険事業計画の策定に当たりまして、介護予防・日常生活圏ニーズ調査と併せまして調査を行っているところでございます。これは65歳以上の高齢者の方に調査を行ったところではございますが、その中で、五木村に安心して住み続けるために村に力を入れてほしい取組といたしまして、通院や外出の支援が最も多くございまして、その次に、移動手段を持たない人に対する買い物支援を継続していく必要があるという、こういう御意見が出ていたところでございます。

また、保健福祉課ではげんぞう会や高齢者の保健指導等お話をお伺いする中では、買い物支援の必要性という観点から、頭地、中心地にですね道の駅あたりに魚や肉、野菜などの生鮮品を扱う店があれば、コミュニティバスを利用して買い物ができるので、そちらを充実してもらいたいという要望等も伺っているところでございます。

また、買い物に不便を感じていないや、不便はあるが、日常生活に支障がないという、こういう方の御意見としましては、自宅近くに店があるという方、あるいは子どもが1週間分ぐらいですね買い物をして持ってきてくれるからなどの意見を伺っているところでございます。

このような意見を受け止めながらですね、どうしても移動手段が必要になってまいりますので、こういう方々にはですね引き続き、社会福祉協議会による買い物支援につきましては、必要な方があれば広く皆様に活用していただきたいと考えておりますし、民間のですねこういう移動販売の方につきましても、引き続き事業を継続をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

今後につきましては、いろいろと将来的には道の駅のリニューアルと品物の充実とかそういうものであったり、産業課が考えておられます買い物支援や、新たな交通

体系の構築によります買い物支援についても、今後進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、保健福祉課長がいろいろ村民の困難者の意見、また、まだまだ自分で動ける人とか、また、お年寄りのお子さんたちが食料品を届けるというようなことだと思います。その中でも近くにお店がある人たちはまだまだ大丈夫だと思われておりますが、いろいろ聞き取り調査、また、調査といえば堅くなりますので、聞く人はやはりちょっと先々を見ておかんと、今は動けるけど近い将来どうなるかといえば不安もあると思います。商店があるといいますが、お答えになられたもんで、商店の3番目というか、過去、村民アンケートもいろいろやっておられますが、結局、既存の商工業事業者にいろいろな意見や、また、これは村長が副村長時代にいろいろ各事業所では御本人がいろいろ聞かれたり、いろいろな悩み等々を聞かれておりますが、そのときにどう対策して、どう実行したのかということ伺いたいのと、そのときに既存の商工業事業者などに補助金とかそういう育成、これは商工会がすればいいんだらうという考えかもしれませんが、村長、その辺り、御本人が回っておられますので、村長の考え方をお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今の大きくは買い物支援についてという中での私への3番議員の御質問でありますけれども、前段の1番目の雇用の創出等についても、若干、私の考え等も述べさせていただきますというふうに思っております。

今回、大きく商品開発を産地化と、あと人材の確保ということで御質問をいただいております。特に、新たな五木村の振興計画の中の大きな柱の1つとして捉えております。これについてはですね、やはり、特に一次産業の振興が図られている地域というのはですね非常に後継者の定着率が高いというふうにデータで出ております。これは親から子どもさんへ技術の継承、また子から孫への技術の継承というスムーズな流れの中でですね、非常に活性化が図られているというのは、これは全国的なデータで出ております。

その視点からもですね私どもは、先ほどクネブのお話もありましたけれども、今、林業もそうですけれども、そういう一次産業の振興をやりながら、その中の業としてそういうことにですねいろんな人が携わっていただいて、また、親から子へと、子から孫へと技術の継承もしっかり図られていきますので、そういうものもしっかり後押しをしながら産業振興できないかということで今捉えている現状であります。

す。特に、先ほど担当課長のほうからもありましたけども、今、いろいろと新規作物ということで夏秋イチゴとか、あとブドウ山椒とかもですね五木の適地であるということで進めようということになっておりますし、あと、ホワイト六片のニンニクもですね、今、生産組合をつくっていただいて頑張っているところであります。こういうものがしっかり根を張っていきますと、例えば団地化になってきますと、これは九州初の夏秋イチゴの団地化となってきますので、流通業界も含めて非常に注目を浴びる、また、そこに若い人たちがですね雇用として、これは1次加工だけじゃなく、2次加工のいろんな、女性の方が携わるようなですね業務ということで枝葉が広がっていきますので、そういうものもしっかり視野に入れて取り組んでいければというふうに思っております。

また、一方では、製薬メーカーさんと今、クヌギの皮をですねボクソクという漢方名にはなりますけども、それは数トン、何トンということをして毎年出荷を民間のほうでやっていただいておりますので、こういうものも将来的にはですね五木村の大切な業としてできればなというふうに捉えておりますので、その人材確保については先ほど議員がおっしゃったようなことで取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

そこで、今、買い物の対策ということで各事業所ですね、今の御指摘がありましたように、私が副村長のときに各事業所を回っているいろんな意見を聞いたことを今でも私も覚えております。そういうものをどういうふうに反映してきたのかという御質問かと思っておりますけども、ちょうどあの頃はですね、私は何分十何年前になりますけども、この頃はちょうどデジタル化の振興がですね、いろんな商店においても、いろんなレジシステムにしても、これから光ネットワークを活用してどうしようかとか、あとは建屋がちょっと古くなったので店舗の改装とか、いろんなそれぞれの事業体でもそれぞれの業種によっていろんな多種多様はありましたけども、これから将来に向けてのやはり業として五木で頑張っていきたいという意見がたくさんございましたので、そういうものについてはそれぞれ制度化をして、先ほどありました商工振興補助金、そういうのもつくらせていただいたりですね、最近では後継者がしっかり頑張るということであれば、その後継者については特典ですねまた支援金ということで組み立ててもおりますし、林業については林業の裏支えの社会保険料の2分の1の支援をですねしてもおりますし、そういうのも時代、時代で変化してきますので、それについてはしっかり、また事業所等の意見聴取、また、それに即対応できるものについてはすぐですね行動に移しながら、しっかり事業所、また一次産業と、全て製造業も含めてですけども、そういうものの支援には当たっていききたいというふうには思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 農林業、商工業、今お答えになりましたが、これだけ私も五木村の商店が少なくなるというか、なくなるというぐらい、今、近い表現かと思えます。想像もしませんでした。そのときにもうちょっと公的な助成とか、いろいろなことがもしあったら、後継者をそのときに帰ってこられるような手立てがもしあったら、これは仮定の問題ですから分かりませんが、でも、今現在のことを、また将来のことを考えれば、いろいろなことをまたやっておられます。特に私が思うには、起業創業とか後継者があるところには例えば商工信資金とかいろいろなことが補助金等もあると思えますが、やはり悔やまれるのが、やっぱり一番最初に、30年、40年ぐらい前にそういう問題が多分予想できた、今現在だと思います。そのときにもうちょっとですね御支援がいただければ、今、こうまでは商店も少なくならなかったのではないかなと考えております。いろいろ、これは本当、何十年もそういう状況が揃われてしまって、こういう段階、状況になったと思えますので、これからやはり、先ほど協力隊のこともいいましたが、買い物支援に協力隊の皆さんにそういう移動販売とかそういう可能性もまだ考えられますので、いろいろな方面からそういう、またいろいろな診療所まで行くとか、じゃあ半額補助しますよ、保健福祉課長は言われましたが、そのついでに買い物とか、だから早く道の駅の改修というのも望まれることだし、これを総合的に早く、また村民の人に目に見えるような早さで、なかなか難しいと思えますが努力をしていただきたいと思えますが、その辺り。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今の現実の話として買い物にですね非常に困窮されているということは私ども、情報として承知しております。その中で、村内の商工業の皆さんについてはですね非常にこの人口減少化の中ではやはり購買力等そういうものについては人口に比例するということもありまして、そういうサービス産業的には非常に苦しい中で地域でもがんばっておられるというふうに理解しております。

そういう中で買い物については、先ほど福祉課長のほうからもありましたけども、今、村外から2社の方が移動販売ということで来られております。それと、あと、今回、道の駅のリニューアルに伴いましては、これまで観光のお客様が大体の名ということで店頭づくりをしておりましたけども、今回、議会の皆様にも御協力いただいて、今回の改修においては村民向けの生鮮品を販売するようなブースも設立するというので今取り組んでおりまして、それに伴いましては、この前、五木のほうに人材的には食肉加工の許可を持った人が来て、その中でいろいろやりたいとい

う話もありまして、そういう生鮮品をですねしっかり村民の皆さんに販売もしながら、それをもとに、今、村外から来られております2社の方ともいろいろ話し合いをさせていただいて、そこの2社が行けないようなところにもですね実証としていろんなものを販売に行ったり、将来的には、それと一緒に行政サービスもそれにリンクをしてですねそしてあとキッチンカーという構想もありますけども、一緒にそこで何かの広場の提供ができたりとか、そういうことが365日、五木の中をそうやってまわっていくというようなことでいろんな地区の課題も拾ってこれますし、地区の方々のいろんな御意見も承りますので、今回、令和7年で予算組みをしております買い物支援についてはそういう視野を入れてですね、そういうことで今回、今年ちょっとやってみようということで考えておりますので、今の議員の御指摘のとおり、村民の皆さんには目に見えてわかるようにですねいろんな取組を令和7年度やっていながらですね買い物困窮者についてももしっかり対応ができるようにやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう1点は、買い物支援等については、この議論については民の話としてやっておりますので、これが、いざ体に不調があったりと福祉のほうになりますと、今、社協のほうでエントリーいただいたら社協のほうで買い物については運んでいっておりますので、その福祉の関係と、あと民としての買い物支援というところも両方視野に入れてですねしっかりこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、村長が言われたように、まさしくそれが実行できればなと思います。

また、村民の健康、これは道の駅にあるブースで観光客向け、また村民向け、村民もやはり生鮮食品とかいろいろなことを望まれる、また健康状態をやっぱり食べ物でかなり左右されますので、早くですねこういうことをやっていただきたいなと思います。

また、足の問題はそれに非常に重要に関わってきますので、よそには乗り合いタクシーをお店に買い物に行くだけでも3人ぐらいのグループといいますか、お年寄りの人たちが二、三人寄ったらお買い物できるような乗り合いタクシーも運行しているところがございます。あらゆる手段をですね、経費は多分要ると思います、また、それに携わるスタッフも要ると思います。それはいろいろなですね専門業者もおられますし、また、いろいろなことを合わせまして、住みよい五木村になってくれればなと思いますが、最後にですね、村長が一番言われるように、子どもに夢を、若者に力、高齢者に笑顔ということで、この村がですね持続する村になるように取

り組んでいただきますようお願いをしますが、まず、村民の方々から意見を聞くときに、事務的といいますか、もうちょっと目線を下げて、本当に困っているんだなというの分かるような感知をするのも、それをまた実像に動かすのも皆さんでございませうから、そのあたりはよくお考えになって、また、いろいろな雇用の関係では住民、またそれに付随する人たちへの育成も忘れないようによろしくお願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡本精二君） これで、中村議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。午後2時5分から始めます。

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後2時05分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 議長から発言の許しが出ましたので、一般質問を行います。3つほど質問をいたします。3つともですね関連性がございませうのでよろしくお願いをいたします。

1番、危機管理について。今後、巨大地震、南海トラフ地震や人工衛星、いわゆる高空を飛翔する人工物の落下がなされた場合の備え、また対処法は考えているのか、あるのか御質問します。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

南海トラフと人工衛星、いわゆる北朝鮮関係でもよろしいんですか、の対処法ということで、まず、南海トラフにつきましてはやっぱり国のほうが南海トラフ地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法というのをつくっております、平成14年7月、またですね、政府の機関ですけれども中央防災会議というのがあります、そこで基本計画をつくっております。その中にですね南海トラフの対策の推進地域が指定されておまして、五木村はそれには該当はしておりませう。要は津波がですね大分、それと震度6弱だろうという地域を指定してあるということです。五木村にはですね、以前調査があつたんですが、そういう方々の避難の受け入れということで五木村はできますかというのが調査が一遍あつております。そのときにはですね、五木村は御存じのとおり、大きな旅館とかホテルとかありませんので、調査の回答としては集会所とかですねそういうものを提供できるみたいな、集会所とか保健センター、宮園交流館とかですね提供するしかないのかなと思つておりま

す。

それから、人工物の落下ということで、これは今でもしておりますのは消防庁からJ-アラートが発表されます、テレビとかでよくですね。幸いにも五木村は今までないですけども、五木村にもし万が一あったとしたら、防災無線であり、あとはスマホですね、そのほかでテレビなんかですね見ておられるとわかりますけども、それに対応というか対処。ちょっと長くなりますが、この人工物とかの落下についてはですね、これは国が定めている、推奨している、屋外にいる人は頑丈な建物、コンクリート造りに避難しなさいと。そういう避難するところがない家にいる方は、屋内にいる方は窓のない部屋に移動してくださいというのが対処法といえ対処法になるところです。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今の議員御指摘の、特に南海トラフの地震等については、今後20年、30年の間です起きる可能性が非常に高いということは国のほうでも出しておりますし、いろんな対策が今とられております。特に人吉球磨地域でいいますと、南海トラフ地震があった場合の揺れの強いところとしては、あさぎりとかですね多良木と湯前のほうが若干かかってはおります。二次被害等の津波等の影響はですね海岸端ではございませんので、その影響はないということで、じゃあ、どういうふう地震に備えるかというのが1点があるかと思えます。

それと、大災害がもし発生した場合は、宮崎側、鹿児島側の海岸については非常に壊滅的なダメージが大きいということで、それを支援するに当たっては人吉球磨内にそういう後方基地をつくって、それから宮崎のほうに支援に行こうかと、そしてまた、宮崎、鹿児島の人たちが仮に、いけば居住が壊れた場合でも一時避難の場所として人吉球磨ではどうかという話も進んでおりますので、これは防災関係、非常に高レベルな国のほう、また県のほうの話となろうかと思っておりますので、そういう情報を収集しながらですね、例えば五木村内に限ってはですね、今、総務課長からあったように、J-アラートで、これは飛翔物ですけども、そういうときにはそういう対応、また大きな揺れがあったときにはですねしっかり地震の対策は日頃から、例えば建具が落ちないようにとかですね、テレビが倒れないとか冷蔵庫が飛び出ないとか、そういう対応も日頃からですねひとつの訓練の中で対処して地震に備えていただくということからいうふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 総務課長のほうも村長のほうからもですね20年、30年の間、80%から85%の確率で発生する予想がされていますということでですね、間といっ

ても、もしかすると明日かもわかりません、あさってかも、今かもしれませぬ。そういう備えをですねちゃんと30年の間にですね備えていけば大丈夫ということではありませんので、緊急事態と思ってです早急に考えてもらえればと思っております。

2番目に移りたいと思います。不測の事態が発生した場合について質問いたします。緊急事態に備えて、先ほど言われましたです頑丈な施設または多目的シェルターということで特別な避難場所になりますけども、そういう考えを持ってもいいのではないかと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど申したとおり、ここでいったら、あと思いつくのが福祉センターかコンクリート造り、宮園でいったら旧北小です、宮園交流館なのかなと思っております。懸念するのはですねほとんどのところが木造住宅です。例えば私が住んでいるところから宮園交流館まで走って逃げたとして、飛行体の落下スピードを考えたら間に合うのかなというのがひとつあります。あと、シェルターなんかもです特に出る今のは考えてはおりませぬ。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 総務課長のほうから考えてはいませぬという答えが出ましたけども、今後です準備をするのは必要は私はあると思っております。飛んできたからといって、今からシェルターを造りなさいという話ではなくてです、もう準備をそろそろしておればいいのかという私は考えを持っておりますので、これはちょっと総務課長が認識不足なのかなと思っておりますので、ちょっと答えはつきり言ってください。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

必要が、本当、明日落ちるかもしれませぬので、かねて、すぐすぐ、明日には本当はできないんですが、今後です、必要があればと思つとあれですけども、やっぱり考えていかなければいけないのかなと。

それと、海外においてはです結構戦争とか起きますので、各家庭にシェルターを造るようにやっているそうでございます。日本はです平和なところがあつて、各家庭にシェルターを造っておられるところは少ないかなと思つんですが、海外ではそういう例もあるそうです。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 一応多目的シェルターということで備蓄をするとか何かでいろいろです、スポーツ施設とかです、落下物の対策のほかにもです多目的シェ

ルターですから、そこをよくちょっと考えてもらえば、よく考えておってください。

3番目、防災訓練について、これは五木全体の防災訓練が必要だと思っておりますけども、定期的に行う考え、予定はあるのかちょっと聞きたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議員おっしゃるとおり必要です。ちょっと年数が開きますが、定期的には行ってはおります。過去にはですね平成16年ぐらいだったと思うんですが、白水団地の下の道路が崩れました。あのときは防災ヘリを呼んだりしてですねやっています。

それから、平成22年には頭地でも防災ヘリを呼んだりしてやっています。直近ですとですね令和3年度にもですね五木源パークで水を撒いたり、あとは消防団が、これは山火事になるんですが、中継訓練とかもやっております。

ちょっと長くなりますが、去年の11月24日も、実はやろうと計画をしておりました。村の行事と重なってしまってですね、ちょっとそこは残念。令和7年度も、時期はまだ未定ですが、行う予定にしております。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 最近ではですね球磨郡の中ではですね特別防災訓練をしたところもありますので、やっぱりそれより前でですねやっていただきたい。そしてですね、一番最後になりますけども、ことわざの中でですね備えあれば憂いなしということわざがございますが、皆さん御存じですけど、前もって準備をしていれば、いざというときに何事が起きても心配御無用であり、常日頃の準備が非常に大切であるということです。これを肝に銘じてですねやっていただければと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

防災訓練についてでありますけども、これは去年は分館単位でありましたけども、北分館のほうでタイムラインとかいろんな講話も聞いていただいて、いろいろ地区活動をやっていただきました。これについては各集落、各区長区においてはですね自主防災組織を編成いただいております、そこの実行計画もできていない地域もございます。そういうのを含めて、まずは各地域の防災意識を高めていただいて、そういう訓練も同時にやっていただくということは大事かと思っております、今、議員御指摘の、村を挙げての、いけば総合訓練的な、自治体、警察、あと自衛隊とか入った中でのですね防災訓練、これは必要かと思っております。特に、鎮火はしましたけども岩手辺りの山林火災等を見ればですね、うちの場合、これだけ山がありますので、そういうものも想定内のやはり普段から訓練しておくということも大事かと思っておりますので、そういうものについては、令和7年度は各省庁、いろ

んな関係機関と打ち合わせてできるように取り組んでいきたいということも考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 村長のほうから行うということで、まずはですね人命、財産も大事でございますので、ぜひ実行していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（岡本精二君） これですべての園田議員の一般質問を終わります。

次に、2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） それでは、皆さん、お疲れさまです。議長の許可を得ましたので、私は本日最後の一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

今回、私は3点、質問を通告しております。1点目に公共交通体系について、2点目に伝統文化の伝承について、そして、3点目としてごみ収集について質問いたしますので、簡潔明瞭に答弁をいただきたいと思っております。

まず、1点目について、公共交通体系について、まず、令和7年度の村内のスクールバス、それからコミュニティバスの運行計画はどのような計画をされているのか、担当が多分違うと思っておりますので、それぞれお答えをお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、スクールバスのほうは教育委員会のほうに、私はコミュニティバスのほうですけども、これは従前と変わらない運行計画なんですけど、瀬目、下梶原、梶原、宮園、平沢津、小鶴間を、ちょっと曜日は違うんですが、今現在のところ、時刻表に基づいて運行しているところでございます。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

スクールバスの運行でございますけども、現在、コースとしましては4コース、村内を運行しております。運行計画につきましては、年度初めにスクールバスの運行調整会議を開催しまして、そこで年間の運行の計画を行いまして、あと、月1回は運行調整という形で会議等を行っているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） コミュニティバスについては今年度と同じような計画でやっているということです。それから教育委員会のほうのスクールバスについては、年度が替わってからその計画を出すということなんですけど、寂しいことなんですけど、児童生徒が減ってきます。それで、やはり4コース必要なのかどうかの検討と、それと混乗バスをやっていますよね、スクールバスにコミュニティバスの利用者が乗る

ような計画もやっているんですが、その辺の調整をやっているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

スクールバスの混乗につきましては、去年からちょっとありまして、瀬目地区の方がスクールバスに乗っていったけど子どもさんがいなくなったということで、特別便じゃないですけども、予約するという事でコミュニティバスを走らせている、予約制ですけども、走らせていることとですね、データの的にですね瀬目地区以外の方が、例えば宮園から頭地まで、学校までと、あまり乗る方は、過去からちょっといらっしゃらないということです。今は瀬目地区だけがおられたので、そういう対応をしているということです。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

スクールバスの路線につきましては、現在4コースということで御説明したんですけども、今、路線としましては瀬目のほうと、あと九折瀬、八原方面、あと西小鶴方面、宮園方面という形で、それぞれ児童生徒いらっしゃいますので、漏れがないようにですね一応対応しているという状況で運行はしております。

ただ、今後、児童生徒が減少しますので、そういったところは路線を見直すとか改善は行っていきたいということで考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） スクールバスの点なんですけど、人数が減るし、本数も減らすのが、台数でもですねちょっと私見たところ、1台多いんじゃないかなと思っています、6台あるのでどうなのかなと思っている部分があります。

それと、スクールバスが西方面から来て、コミュニティバスが5分ぐらい遅れてきます。そういうときに、これは一緒に来てもよかったんじゃないかなと思ったときがあったので、実際、スクールバスが西方面から来るんだったらコミュニティバスに乗らずにスクールバスで来て混乗の方法があるので、だったんです。聞いたら、予約というか時間がわからなくて乗ってこれなかったということで、そういった場合、教育委員会とコミュニティバスの連絡が行っておればそういうことがなかったのではないかなと思うんですが、便数を減らすというかコミュニティバスの運転手さんも一人乗ってくるのも可哀想であるし、その辺の連絡というかデマンド方式も今採用しているということなんです、その辺の連絡が行っているのかどうか確認をしておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

今、議員がおっしゃったこと、ちょっと私も掌握しておりませんが、コミュニティバス内谷方面行きますけども、ほとんどが予約、デマンド方式で、スクールバスとの兼ね合いがですね私もちょうと聞いておりません。今後そういうところもですね調べてみたいと思います。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） そのこのところで、今度、タブレットを使うんですけど、タブレットの使い方がまだ、皆さん分からないということで、それを利用したタブレットですね予約とかできるのかどうか、そこまで考えてタブレットを私は導入したと思っているんですが、その辺の考えはどう考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

タブレットでもできます。今後、ちょっと開発が要るかもと思うんですが、ちなみにですね大きな、八代市だったと思うんですが、AIタクシーといってボタンをコーディネータのところに置くと、そこをバスが回るとか、タクシーが回るとかやっているんですけども、前もちょうとお答えしたんですが、五木村の場合は下梶原、平沢津端海野内谷方面と三方向になって周回ができないものですから、そこらへんがどうアプリをですね開発していくのがちょっと難しいのかなと思っています。

○議長（岡本精二君） 次に、山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） 先ほどの質問でスクールバスの台数で大きいスクールバスがあるのではないかとということでそういう質問ですけども、現在、スクールバスにつきましては26人乗りのスクールバスが2台、それと10人乗りのスクールバスが2台ということで計4台で運行しています。

児童生徒が今後減少していくという中で、大きいバスにつきましては小さいほうで検討していきたいというところで、現在検討は教育委員会内でも進めていくというところでございます。

ただ、スクールバスにつきましては補助金等で購入している場合もありますので、そういった財産処分等がすぐに振り替えできるかどうかは今後ちょっと検討していきたいというところで考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） コミュニティバスに乗っている方、利用者の意向調査は行われたのかどうかですね。前は区長さんとか代表の方ぐらいしか聞いてなかったと伺っていたんですが、利用する本人たちの意向がどういうふうに反映されているのかが

大事だと思imasるので、そこを調査されたのか伺っておきたいと思imas。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

現時点での、すみません、ニーズ調査、意向調査というのは、現在利用されている人が限定的なものですからやっております。ただ、以前よりですね、申し上げているとおり、令和8年度から産交バスがなくなりますよという話がずっと来ておりますので、これは65歳以上を対象にですね、ちょっと遅くなってきているんですが、4月以降に取り急ぎバツと意向調査をやっていきたくて思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、総務課長がおっしゃられたとおり、令和8年から産交バスが来なくなるようになるということなので、令和7年度すぐそこに来ていますので、早く対策を立てておかないと、住民への周知も必要ですのでその辺のところはしっかりと立てていただきたいと思imas。

それから、先週でしたか人吉球磨地域の構築の中でくま川鉄道の利活用の研修で、私たち議員は行ってきましたけど、高校生の通学手段としてすごく重要性、存続を社長は訴えられておりました。

そこで、五木村には人吉高校五木分校の生徒の通学手段が必要だと思imasんですよ。令和8年に産交バスがなくなったときに、そういうときにどうされるのか。村長としてはどんな考えで、今からどう対処されるのか、考えを伺っておきたいと思imas。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

公共交通全般でいいますと、人吉球磨にそういう協議会がありますけども、その中で、前段、くま川鉄道の社長を招いてのですね議員さんのいろんな研修会をやったということは存じております。その中で、くま川鉄道についてはこの地域の中でもですね一次交通機関として、まず一番骨太の交通機関ということで、従来、湯前線からそうですけども、その沿線沿いに例えば多良木高校、あと南稜高校、商業高校、そして人吉高、球磨工業があるということで、利用者の割合からしますと非常に学生が多いということで、その通学の足を確保したいということと、今、代替のバスを運行されてはですね、それで送っておりますけど、まだまだそれじゃ間に合わないということもありまして、早期の復旧をお願いしたいというのが社長のお考えかというふうに思っております。

その中で二次交通としての各自治体から市内の駅とか、市内に行く手段については、五木の中での五木村の公共交通検討の中ではですね人吉高校の教頭先生にも入

っていただいて、今、五木分校に通学される方の足の確保、いろいろ通勤、朝と夜のですね、それについてはしっかり意見も言っていただいて、それをどうやってやるかということで今取り組んでおります。

それと、県立高校の魅力化推進会議のときにも県のほうからも交通体系の確立についてはしっかりやってもらわないと五木分校生の通学の足が奪われてしまうということを伺っておりますので、それについては令和8年度、令和9年度か分かりませんが、そういう確立に当たっては当然、前段の午前・午後の便については高校生が利用しやすいような時間割になってこようかというふうに思っています。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 高校生の通学の確保が大事ということは認識されておりますが、こういうことをですね人吉球磨の公共交通体系の中でくま川鉄道の存続も大事ですが、五木の公共交通も大事と私は思うんですよ。同じ高校生が通うのに、差別というかそういったことがあっては私はならないと思うんです。せっかく県も高校の魅力化に努力しているのに、やはり、それには公共交通もしっかり市町村、人吉球磨全部でやっぱり考えるべきではないかと思うので、その辺の議論をですねぜひテーブルの上で上げていただきたいと思うんですが、村長の考えを再度お伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように人吉球磨の交通体系については協議会がありまして、それについては各自治体、また関係の事業所、それと国・県、学識者の入った会がございます。その中で、先ほど言いましたような一次交通についてはくま川鉄道を軸にと、それから支線については二次交通をいうことで各町村の現状に合った取組をとということで、全てが持ち寄って1つのテーブルに着いてですね、その中を全町村共有するということになってきますので、当然五木村の交通体系を作るに当たってはですね高校があるということでもありますので、その通学の午前・午後をですね、これはしっかり確保するというのを私どもは計画をする、それを持って認可をいただくということになろうかと思えます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 本当にそのところはしっかりと議論をしていただきたいと思えます。1点目の質問はこれで終わりたいと思えますが、次の2点目の質問に移りたいと思えます。

伝統文化の伝承について質問いたしたいと思えます。伝統文化、これは有形・無形両方ありますが、伝承の計画はどのようにされているのか、教育課長もしくは教育長にお願いしたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

伝統文化の伝承計画につきましては、現在、村では具体的な計画の作成までには至っていないというのが現状でございます。

伝統文化としましては、地域を特徴付ける文化でもありまして、世代を超えて受け継がれてきたものということで、五木村にも地域、地区ごとにそれぞれ伝承がされてきたものと認識されております。

現在、全国的にも伝統文化の継承については少子高齢化に伴いまして伝承、後継者が課題とされているということもあります。伝統文化については、本来なら地域ごとの行事等でですね伝承・継承が望ましいと考えているところでございます。継承するためには、各地域の伝統文化、行事等に子どもから大人までですね参加で伝承をされることがつながっていくことが考えられるということで考えております。

村としましては、無形文化財等の保存対策という形でですね各団体へ助成金等を支給して支援を行っているというところでございます。

また、伝統芸能につきましてはですね村内の役場職員等の若手や、村内の若手の方がですね地域を越えた継承者という形で一団となってですね各団体へ入って活動をされている事例もあります。

こういったこともありまして、また五木村には歴史文化交流館の施設もありますので、五木村の歴史・文化・伝統文化財等をですね保管・維持し後世に伝える施設という位置づけでですねこの施設を活用しながら村内外へ情報発信をこまめに行っていくという啓発を行って、次世代へつなげることというようなことで考えていきたいと考えております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 実は私、昨日たまたまなんですが、ちょっと配達に行ったら西俣のところで春祈祷があっていました。針祈祷があって、お昼前には皆さん出たんですが、言われたのが、「もう子どももおらんでさみしかな」ということが、本当にしみじみと私は伝わりました。それと、後のなおらい、それも高齢者だけなので、しないと。して、帰る車もないと。本当にやっぱりそういった行事がだんだん廃れていくのが寂しく思いましたので、そのところはやはり、どうかして伝統する方法を見つけていただきたいと思います。今ないとおっしゃったので、それはぜひアーカイブなりビデオで撮っておくなり、そういったことをしながらですね、どういったもの、作り物とかありますので、市販的とかそういったものがありますので、そういったのをやはりきちんと残しておかないと、五木村はこういったことがあったんだよというのが絶対忘れ去られますので、そこ辺のところはきち

んとしてもらいたいと思います。

それから、有形物の収蔵庫の計画について伺っておきたいんですが、二中のところできて、あとは、また収蔵庫の必要性が出てくると思うんですが、その計画はというふうになされているのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

有形物の収蔵庫の計画についてでございますけども、現在、旧二中の校舎内に村内から収集した民具等が保管されております。旧二中の建物については老朽化が激しいということもありまして倒壊の危険性もあるということで、令和7年度ですれ解体を計画をしているというところでございます。

その後の収蔵庫の場所としまして、文化財保護委員さん等からの御意見をお伺いしまして、資料館の近くが望ましいという御意見もありましたので、将来的には頭地周辺のほうに収蔵庫のほうを建設したいというところで考えておりますけども、ただ、頭地周辺のほうにはですねそういった適した平場がないというところもありますので、今後、平場の造成等も検討されるというところもありますので、そういったところも踏まえてですね収蔵庫の建設につきましては適した箇所を今後検討しながら計画をしていきたいと思っております。

現在、旧二中の民具につきましては仮という形で村内の社会体育施設のほうに移転を進めているというところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 収蔵庫については私もちょっと懸念をいたしまして、この間、ランドデザインの中でそういった話が全然出てこなかったもので、やはりそういった収蔵庫をですねできるだけ少し大きめに造っておかないと、あとでかなり資料が増えてきたりしたとき、整理するときにあっちやりこっちやりして多分なくなる可能性がありますので、そこら辺のところも考えてつくっていただきたいと思います。

それから、平場のときに、やはり、そこまで交渉をしてですね、これが要るから、ぜひもっと広げてくれとかそういった交渉もしていただきたいと思っております。

それから、無形文化財のほうは先ほど聞きましたけど、伝承方法ですね、先ほど、役場職員も行ったたりしてしていると、また補助金を出したりしているという答弁だったんですが、やはりきちんとそういったものを残す方法を考えてほしいと思うんですが、その方法を考えているのかどうかですね。やはり金をやって、補助金をやってお終いではなくて、その後どうするかというのがありますので、そこら辺の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

無形民俗文化財等ですね計画ということで御質問かと思えますけども、先ほど課長のほうからありましたように、無形民俗文化財、五木も太鼓踊り、棒踊りと子守唄含めてありますけども、各保存団体の助成金をですね継承活動費として交付をしているところでございます。

それから、各保存団体の会員につきましてはですね各地区で会員で保存・伝承をされてきたものですが、御承知のとおり、会員の減少というのが非常に深刻なところもございます。現在は保存団体の取組により地域を越えてですね、先ほど役場の職員とか他地区から会員を募ってですね、そういったところも今後も、少ない人数ですけども、できるだけ長く継承できるようにですねしていきたいと思えます。

それから、子どもたちにつきましてはですね高野の棒踊りににつきましては約20年ぐらい前からですね運動会等で五木の棒踊りの会員の方が継承をされて、毎年やっているところでございます。

それから、先ほどアーカイブの件がございましたけども、記録についてはですね平成23年に記録を取るということでCD化してですね教育委員会のほうに保存しております。今後、またそういった新たなものが出てきたらですね新たにCDに保存すべく現地に行って撮影とかですね、会員の方の協力を得ながら記録化をしていきたいと思っております。

それから、五木も秋祭り等でですね去年は球磨神楽に来ていただいて踊っていただきましたけども、球磨神楽も国の重要無形民俗文化財で登録されておりますが、これもですね今非常に継承が難しいということで、球磨人吉全体から小中学生あたりを募って、大分20人ぐらい子どもが集まって継承をやっているということで、これも少し参考になるかなと思っております。

それから、五木の子守唄についてはですね先ほどちょっとお話がございましたけども、保育所から小学校、中学校までですね祭り等で子守唄の披露をしていただいて継承に取り組んでいるところでございます。

それから、子守唄保存会につきましてはですね子守唄の祭りとかそういったところでされておりますし、子どもたちの天草との交流ですね、天草の福連木の子守唄と関連で、夏休みにですね交流をやっておりますけども、お互い子守唄を披露してですね、保存会の皆さんも天草のほうに行って披露されているとかそういうところがございます。

それから、最近はですねくまなびの日で昨年度からですね秋祭りのほうで子どもたちが平日で重なったときには休みにしてですね、村の神輿を出したりとか、そう

いった祭りに関わってふるさとにですねやっぱりひたる。そういったことの学習も今後ですねやっぱり子どもたちにもいろんなことをしながら継承につながっていけばと考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 伝承のところで1点危惧しているのは、焼畑です。焼畑の担当の先生が一生懸命されていたんですが、今度、生徒が中学校が10人を切ります。そういったところでどういった中学校の支援ができるのか、また、ほかにも支援することが必要だと思うんですよ。その辺の考えはどうされているのかですね。昨日も中学校の控え室のところでソバの生育状況がちゃんと書いてありまして、そこを見るとやはり、それだけ一生懸命やっているんだなというのがわかりますので、そういったやはり伝承も必要ではないかなと、五木村の昔からの農業、そういったものの山との関わりとか、そういったのをやはりしっかり伝えていくのも必要と思うんですが、その辺どう考えておられるのか、再度、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

焼畑についてはですね中学校の生徒の皆さんが一生懸命、先生たちの指導もありますし、園田さんですかね、の協力もありまして、ずっと何年か続けているところでございます。その先生ですね、田村先生が中心になっておられますけども、これも人事と関係ありますのでですね、できるだけ長くおってもらいたいということで、まだ確定ではございませんけども、田村先生にはまた引き続き学校においていただければと思います。その後についても、いろんな話を聞きながらですね、それに興味があるという先生が五木村を希望されております。その先生をできるだけ五木村にですね、異動の関係もありますけども、そういう県との交渉もありますけども、それをお願いして、今、その方に、田村先生が次につなげるようにですねしたいと思います。

子どもたちが非常に少なくなってきました。そのときはですね中学生が来年8名ということで、小学校のほうもですね今、農業関係の園田さんところの協力を得ながらですね五木村の農業体験とか収穫とか、田植えとかいろんなことをやっておりますので、それがそのまま中学校に入ってですね五木村のいろんな産業、農業も含めてですね、そういったところで教育活動の中に生かせるようにですね、少ないなりにいろんな方法を考えながらやっていければと思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 午前中の質問の中にも教育長と麦田政策調整監は五木の宝は伝

統文化だとおっしゃいましたので、力強く言葉を受け取ってしっかりと伝承をしていただきたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。ごみ収集について伺っておきたいと思います。ごみ収集の過去の状況は、5年ぐらいでいいですが、上限と人口減を比較したものがあつたら、そういったものをお示ししていただければと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） ごみ収集の実績についてということで、保健福祉課の資料のほうをお渡しを、すみません。申し訳ございません。こちらのほうに過去5年のごみの量の推移について記入をさせていただいているところでございます。

まず、ごみの全体的な推移についてということでございますが、人吉球磨全体的なことを申し上げますと、人吉球磨の人口の減少に伴いまして、総量についても年々減少をしてきている状況でございます。人吉球磨で総搬出量が、こちらのほうには記入はしておりませんが、令和元年度において2万3,183トンでございましたが、令和5年度には2万2,033トンとなっております、1,158トンが減少してきておりまして、約5%がですね人吉球磨でも5年間で減少してきているというところでございます。

村の状況につきましてということで数字を載せさせていただいております。合計の欄で令和5年度が264.8トンであったものが、令和5年度では247.9トンということで、こちらのほうも約6.4%の減少ということでございます。

これをごみの種類別に見ていきますと、まず可燃ごみ、資源ごみとも、人口減少とともに減少をしている状況でございます。

次に、不燃ごみと粗大ごみについてでございますが、こちらのほうは令和2年度と令和4年度におきまして一時的に増加をしております。この要因につきましては、令和2年度につきましては令和2年度7月の豪雨災害と、令和4年度につきましては令和4年台風17号による被害により被災した家屋から出された不燃ごみや粗大ごみが例年になく発生したことによるものでございます。

なお、グラフのほうを最後のページに付けさせていただいておりますが、こちらのほうは総量として、棒グラフのほう、総量としては減ってはきておるところでございますが、折れ線グラフの1人当たりのごみの量が若干の増加傾向にありますことから、可燃物については分別の徹底と資源ごみ化、粗大ごみについてもできる限りリサイクルできるものはリサイクルするという啓発も行っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 人口減少に伴ってごみの量も減っているが、しかし、データによると1人当たりのごみ量はそんなには減っていないというデータが出ております。私も、この点がちょっと危惧しているところで、やはり、先ほど課長も言われましたが、ごみの分別、これは私は徹底されていないのではないかなと、この地区のごみの分別状況を見て感じておりました。と申しますのは、結構、ごみ収集の方がどういう点でごみを持っていかなかったと注意書きを貼ってあります。それが1週間も2週間も置いてある場合があります。やはり、これは村民に対する啓発が足りないのではないかなと思っております。やはりそこをしないと、ごみが減らないし、資源ごみもバランスが取れていかない、リサイクルも発達しない。SDGsができない。こういうふうにつながっていきますので、そこ辺のところはやはりしっかり私は考えていただきたいと思いますが、課長の考えとしての啓発活動をどういった形で持っていくのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） ごみの収集ということで分別についてということでございますが、この収集につきましてはごみ出しルール読本というものを各世帯に配らせていただいております、燃えるごみ、燃えないごみ、資源の出し方については啓発を行っているところでございます。

また、年1回です。保健福祉事業説明会においても、このごみ出しに特化した資料を作成させていただいて、住民の皆様への啓発を行っているところでございます。

また、広報「いつき」についてもです。ね掲載をさせていただいておりますし、ごみ出しのですねマナー違反とかそういった場合には、区長会においても随時周知を行って改善に努めているところでございます。

資源ごみにつきましても、それぞれのごみの種類に応じて出し方の啓発というところで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） これまでの標語の中で「捨てればごみ 分ければ資源」という言葉があります。本当にリサイクルに回せるものは資源ごみに回したら、次の何かに生きますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。これは、やはり五木チャンネルを使ってとか、あと各常会でありますとか、そういったところにやはり徹底をしていただきたいと思っております。

最後に、クリーンプラザの移転計画がされております、これは村長に伺っておきたいんですが、今の状況はですね。どういった状況なのか伺っておきたいと思っております。これは行政組合の方に聞いたら分かると思うんですが、五木村ではどういう考えな

のかということをお伺しておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

クリーンプラザについてはですね御案内のとおり、現在も人吉の赤池地区のほうで受け入れていただいて、しかし、それも耐用年数がですね来て、いろんな改修をやりながら延命措置をやりながらということで、その間においては次の移転先をですね計画しなければならないということで、私も管理者のほうではそういうものについては、るる協議をしております。

その中でもあさぎり地区のほうにですねお願いをしたらということで始まっておりますし、これは行政組合のほうでもごみ処理施設等については特別委員会も設置をいただいておりますので、そういう中でいろんな住民の御意見等を伺いながら、しっかり住民が納得されてですね、そういう施設については受け入れをしてもらうという方向で今進められておりますので、詳しいものについてはまだまだ深掘りしてですね、住民等のいろんな御意見等があるかと思っておりますので、その中で行政組合のほうからでも、そしてまた執行部、私どものほうからでも説明する機会はあるかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） まだ候補地があるがということなんですが、候補地のことでちょっと私懸念しているのが、浸水危険区域に入っていないのかということのをちょっと心配しております。人吉のほうでし尿処理のセンターがあったときに一回浸水をして、かなりの費用がかかりました。またこういったことがあると、また二重に費用が負担になりますので、そこ辺のことがちゃんと考慮してあるのか伺っておきたいと思っておりますのと、それと、赤池の跡地の利用まで考えておられるのか、その辺の情報もできたらお願いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

まず、第1点の、いけば想定区域に入っているかと、それは大丈夫かと思っております。詳しくは存じておりませんが、今現状でもですねいろいろな施設があそこに建って営業しておりますので、それは大丈夫かと思っております。

それともう1点は、跡地の赤池のほうの利活用について、これについてはまだ、今、施設もありますので、それについては赤池のいろんな事業もありましてですね、それについては組合のほうからも跡地の利用については地区との協議が必要かというふうに思って、それも協議中ということになろうかと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 最後になります。新しいクリーンプラザでですね廃熱の利用を考えているのか伺っておきたいと思います。廃熱を利用したプールであるとか、もしくは火力発電みたいな形でできるのかどうかですね、これを今、火力発電をしているところは本当に少ないです。企業がやっているぐらいですので、かなり費用がかかるとは思いますが、そこまでできれば考えて、発電もして、その地域に還元できたら私はいいと思うんですが、その辺の考えはないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

その施設の詳細な設計、また具体的な計画等については、まず候補地の選定というところで入っておりまして、その中身について、いろいろ熱利用とかですねいろいろなものについてはこれからだというふうに思っております。

それで、規模的には九州管内には指宿のほうにそういう施設があるということ、近代的なやつがあるということで、その施設研修等を今事務局のほうで段取りをしているという話を聞いたことがありますけども、まだ、今回造るものについて具体的な、そういう熱利用とかはこれからだと思いますので、それは当然ですねそういう近代的な施設になりますので、そうことも視野に入れた施設の在り方というものも検討されるべきというふうには思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） こういった問題も人吉球磨一帯で考えるべきですので、その辺を考慮していただいて、これからもクリーンプラザの営業もしていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岡本精二君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

以上で、5名の方の一般質問が終了しました。

お諮りします。

本日は、これで散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日は、これで散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

—————○—————

散会 午後3時03分

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月11日（火）開会

（第5日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第3号）

令和7年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第2 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第3 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第9 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算
- 日程第10 質疑
- 日程第11 討論
- 日程第12 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 6番 藤 本 新 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君
政策調整監 麦 田 健一郎 君
保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
住民税務課長 北 原 仁 司 君
産業振興課長 土 肥 博 司 君
建設課長 黒 木 光 重 君
会計管理者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼。おはようございます。着席。

本日の会議を開きます。

6番、藤本議員より欠席届が提出をされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午後4時34分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時35分

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月12日（水）開会

（第6日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第4号）

令和7年3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第2 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第3 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第9 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算
- 日程第10 質疑
- 日程第11 討論
- 日程第12 採決

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 6番 藤 本 新 一 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君
政策調整監 麦 田 健一郎 君
保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
住民税務課長 北 原 仁 司 君
産業振興課長 土 肥 博 司 君
建設課長 黒 木 光 重 君
会計管理者 大 岩 留 美 君
教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

本日の会議を開きます。

6番、藤本議員から欠席届が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第17号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算

○議長（岡本精二君） 日程第1 議案第17号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。それでは、議案第17号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算について説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和7年度五木村国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,726万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。まず歳入でございます。款項、そして本年度予算のみを読み上げさせていただきますと思います。まず、歳入でございますが、国民健康保険税、国民健康保険税1,016万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫負担金、国庫補助金5,000円、県支出金、県補助金1億4,446万9,000円、財産収入、財産運用収入9万8,000円、繰入金、一般会計繰入金と基金繰入金、合わせまして2,153万1,000円、繰越金、繰越金100万円、諸収入、延滞金及び過料と雑入、合わせまして2,000円でございます。歳入合計1億3,726万7,000円でございます。

次に歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、一般管理費から趣旨普及費まで合わせまして905万円、保険給付

費、療養諸費から出産育児費まで合わせまして9,836万3,000円、国民健康保険事業費納付金、医療給付費分から介護納付金分まで合わせまして2,500万2,000円、保険事業費、特定健康診査等事務費、保険事業費合わせまして415万4,000円です。基金積立金、基金積立金9万8,000円でございます。

次に、4ページをお開きください。諸支出金、償還金及び還付加算金でございます、10万円。予備費、予備費50万円でございます。歳出合計1億3,726万7,000円でございます。前年度と比較しますと1,959万5,000円の減となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳入のほうからお願いいたします。歳出につきましては、11ページからお願いいたします。11ページにつきましては人件費等が主なものとなっております。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

療養給付費負担金、主なものを申し上げますと療養給付費負担金ということで、こちらは8,400万円となっております。前年度から比較しますと、被保険者の減と入院等、減少しておりましたので1,440万円を減として計上させていただいております。次に、高額療養費でございますが、1,320万円でございます。こちらのほうは、高額医療に該当した方の保険料の負担分を国保を通じて医療機関に支払うものがございますして1,320万円ということで、前年度よりも約16%減で計上させていただいております。

次に、14ページをお開きください。一番下の医療給付費納付金ということで、1,754万6,000円を計上させていただいております。

15ページでございますが、後期高齢者支援金ということで572万6,000円です。介護納付金173万円を計上いたしております。

次に、16ページをお開きください。こちらのほうは特定健康診査業務手数料ということで、209万2,000円を計上させていただいております。こちらのほうは特定健診、人間ドック、特定保健指導等に係る業務の委託料というところでございます。

歳出の主なものは以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。歳入については、7ページをお開きください。国民健康保険税ということで、医療、後期、介護分ということで1,016万1,000円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。普通交付金9,753万4,000円、特別調整交付金158万4,000円、都道府県繰入金ということで420万円です。

次に、9ページでございますが、保険基盤安定繰入金390万8,000円、保険基盤安定繰入金、保険者支援分ということで195万8,000円です。給与繰入金については713万3,000円です。財政安定支援事業繰入金109万1,000円、事務費繰入金190万

7,000円です。

次に、10ページをお開きください。基金繰入金518万5,000円です。繰越金については100万円を計上させていただいております。

以上が歳入でございます。

次に、19ページをお開きください。こちらのほうは国保関係の債務負担行為を計上させていただいております。

20ページからは給与明細書でございます。後ほど御覧いただければと思っております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第18号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第18号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。それでは、議案第18号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお開けいただきたいと思っております。令和7年度五木村ダム対策事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算、歳入のほうですが、款項と本年度予算額のみを読ませさせていただきます。2 財産収入、1 財産運用収入57万4,000円、3 繰越金、1 繰越金1,000円、4 繰入金、1 繰入金1,000円、5 雑入、2 預金利子1,000円、歳入合計57万7,000円です。

続きまして3ページ、歳出をお願いします。こちら、款項、本年度予算額のみ読み上げさせていただきます。1 総務費、1 総務管理費57万6,000円、3 予備費、1 予備費1,000円、歳出合計57万7,000円です。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書のほうを説明させていただきます。6ページ、歳入のほうからお願いします。歳入の主なものについて説明をさせていただきます。2 款財産収入の利子及び配当金ですが、基金利子のほうが57万4,000円ということで計上させていただいております。あと、繰越金、繰入金、預金利子については、それぞれ1,000円ずつ計上させていただいております。

続きまして、7ページをお願いします。7ページの歳出のほうですけども、総務費の総務管理費の基金費のほうをお願いします。24の積立金、こちらのほうで基金

利子のほうの積立金を57万4,000円、ダム対策事業基金積立金の1,000円ということで計上させていただいております。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

-----○-----

日程第3 議案第19号 令和7年度五木村介護保険特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第19号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第19号、令和7年度五木村介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和7年度五木村介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,119万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。歳入歳出予算ということで、まず歳入でございますが、款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料2,920万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫支出金、国庫負担金、国庫補助金、合わせまして5,654万9,000円、支払基金交付金、支払基金交付金5,134万4,000円、県支出金、県負担金、県補助金、合わせまして2,931万7,000円、財産収入、財産収入1万7,000円、繰入金、繰入金4,407万4,000円、繰越金、繰越金1,000円、諸収入につきましては、延滞金、加算金及び過料、雑入、合わせまして59万3,000円となります。歳入合計2億1,119万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。4ページをお開きください。こちらも款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費から介護認定審査会費、合わせまして1,778万1,000円、保険給付費、介護サービス等諸費から特定入所者介護サービス等費まで合わせまして1億8,454万5,000円、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費からその他の諸費まで合わせまして785万4,000円、基金積

立金、基金積立金1万7,000円です。予備費、予備費100万円です。歳出合計については2億1,119万7,000円となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出のほうからお願いいたします。12ページをお開きください。12ページにつきましては人件費等が主なものでございます。

次に、13ページでございます。こちらの主なもので読み上げさせていただきますが、球磨郡介護認定審査会負担金314万3,000円でございます。これは球磨郡一帯で介護認定審査会を運営しておりまして、その運営に係る負担金ということでございます。次に、居宅介護サービス給付費負担金2,754万円でございます。訪問看護、通所介護等に係る負担金です。その下でございますが、居宅介護サービス計画給付費負担金ということで、この給付に係る計画書作成に係る経費でございます、360万円です。次に、施設介護サービス給付費負担金ということで8,688万円でございます。こちらは特養とか介護老人保健施設、介護医療院等、この部分の負担金ということでございます。地域密着型介護サービス負担金4,560万円、こちらは小規模、多機能でありますとか、認知症対応型の施設、こちらの負担金となります。

次に、14ページをお開きください。介護予防サービス給付費負担金292万8,000円を計上いたしております。下のほうでございますが、高額介護サービス等負担金ということでこちらのほうは624万円を計上させていただいているところです。

15ページでございますが、こちらのほうは特定入所者介護サービス等負担金で960万円を計上させていただいております。こちらは、有料老人ホーム等のサービスの負担金というところでございます。

次に、16ページと17ページをお開きください。介護予防・日常生活支援総合事業ということで207万2,000円を計上しております。これは、訪問サービス、通所サービス、介護サービス等の支援分でございます。一番下のほうでございますが、集団健康教育業務委託料、げんぞう会の委託料ということで260万円計上させていただいております。

次に、最後でございますが、18ページは予備費ということで100万円を計上させていただいております。

次に、歳入のほうの説明をさせていただきます。歳入につきましては、7ページをお開きください。こちらは介護保険料でございますが、全体で2,920万1,000円です。

次に、8ページをお開きください。介護給付費負担金ということで、3,165万9,000円を計上させていただいております。調整交付金2,184万8,000円、介護予防・日常生活支援総合事業交付金104万7,000円、9ページでございますけれども、

介護給付費交付金ということで4,982万4,000円、地域支援事業支援交付金152万円です。これは、支払基金からの収入でございます。次に、県からの収入でございます。介護給付費負担金ということで2,831万3,000円を計上しております。

次に、10ページをお開きください。繰入金の一般会計繰入金でございます。介護給付費繰入金ということで2,306万6,000円です。職員給与費等繰入金で859万1,000円です。事務費繰入金919万円、第1号被保険者保険料軽減分繰入金として222万8,000円を計上させていただいております。歳入については、以上でございます。

次に、19ページは給与費明細を載せておりますので、御覧をいただければと思っております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第20号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第20号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。それでは、議案第20号、令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算について説明いたします。

1ページをお開きください。令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,820万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。第1表の歳入歳出予算でございます。歳入としまして、款項、本年度予算額を読み上げます。使用料及び手数料、使用料、手数料、合わせまして775万6,000円、繰入金、繰入金1,044万9,000円、繰越金、繰越金1,000円、財産収入、財産運用収入2,000円、諸収入、雑入1,000円です。歳入合計、合わせまして1,820万9,000円です。

3ページ、歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額を読み上げます。管理費、維持管理費1,815万9,000円、予備費、予備費5万円、歳出合計1,820万9,000円です。

続きまして、事項別明細書の説明を申し上げます。8ページでございます。歳出からです。歳出、水道管理費、需用費から26公課費まで、合わせまして本年度予算額580万4,000円です。下水道管理費、需用費から、9ページの積立金まで合わせまして、本年度予算額1,235万5,000円でございます。前年度と比較しまして、こちらが100万円ほど増額になってございますけれども、こちらについては下水施設の維持

管理が人件費、また資材費それぞれ上がっておりるところから来るところです。

続きまして、歳入でございます。6ページをお開きください。使用料でございます。現年分と滞納繰越分を合わせまして、本年度予算額が775万4,000円。手数料でございますが、2,000円。繰入金です。一般会計繰入金からの繰入金が1,044万9,000円でございます。

以上で、議案第20号、五木村代替地上下水道特別会計予算についての説明を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第21号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第21号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第21号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,585万3,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算でございますが、まず歳入でございます。款項、本年度の予算額のみを読み上げさせていただきます。後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料1,960万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、繰入金、一般会計繰入金1,403万4,000円、繰越金、繰越金10万円、諸収入、延滞金及び過料から雑収入まで合わせまして209万7,000円です。歳入合計が3,585万3,000円でございます。前年度と比較しますと133万4,000円増額となっております。

歳出についてですが、款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費、徴収費、合わせまして35万4,000円、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金2,854万2,000円、保険事業費、保険保持増進事業費685万1,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金が6万1,000円、予備費、予備費4万5,000円です。歳出合計3,585万3,000円でございます。比較しますと133万4,000円の増額となっております。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明させていただきます。まず、6ページの歳入のほうからお願いいたします。後期高齢者保険料ということで、特別徴収保険料、普通徴収保険料、合わせまして1,962万1,000円です。次に、一番下のほう

でございますが、繰入金のところですが、事務費繰入を511万2,000円、保険基盤安定繰入金が892万2,000円です。

次に、飛びますけど8ページでございますが、健康保持増進事業収入ということで209万3,000円ということで計上しております。これは、後期高齢者の特定健診、人間ドック、歯科健診に係る後期高齢者医療連合からの事業収入でございます。

次に、歳出のほうを説明させていただきます。9ページをお開きください。9ページの下のほうでございますが、これは後期高齢者医療広域連合への納付金ということでございます。被保険者の負担金が1,962万円です。保険基盤安定負担金ということで892万2,000円を計上しております。

10ページ目ですが、健康診査業務委託料672万1,000円でございますが、これは後期高齢者の特定健診、人間ドック、歯科健診に係る業務委託料というふうになっております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第22号 令和7年度五木村墓地公園特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第22号の説明を求めます。北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） おはようございます。議案第22号、令和7年度五木村墓地公園特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお開きください。令和7年度五木村墓地公園特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万5,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算。まず、歳入です。款項、本年度予算のみ申し上げます。使用料収入、使用料収入1,000円、管理料収入、管理料収入22万5,000円、財産収入、財産運用収入3万6,000円、繰越金、繰越金4万2,000円、諸収入、雑収入1,000円、歳入合計30万5,000円です。

続きまして、歳出です。こちらも款項、本年度予算額のみ申し上げます。総務費、総務管理費29万5,000円、基金積立金、基金積立金9,000円、予備費、予備費1,000円、歳出合計30万5,000円です。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細について説明いたします。6ページをお開きください。歳入です。使用料収入、墓地公園使用料収入、永代使用料として1,000円を計上しております。管理料収入、墓地公園管理料収入、墓地の管理料と

して22万5,000円を計上しております。財産運用収入、利子及び配当金、基金利子として9,000円、財産貸付収入、土地貸付料として2万7,000円です。

7ページをお開きください。繰越金です、繰越金を2万4,000円、諸収入、雑入として1,000円を計上しております。

続きまして、8ページの歳出です。総務費の墓地管理料として、需用費に消耗品、光熱水費、水道設備修繕料、合わせて5万円、役務費、通信運搬費と手数料、合わせまして1万2,000円、委託料として墓地公園の管理業務委託料、これは草払いです、を23万3,000円計上しております。次に、基金積立金です、基金利子積立金9,000円、予備費、予備費に1,000円を計上しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第23号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第23号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第23号、情報通信の特別会計でございます。

1ページをお願いします。令和7年度五木村情報通信事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,151万9,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次のページ、2ページをお願いします。本年度予算額のみ申し上げます。まず、利用料及び手数料の利用料、手数料、合わせまして1,324万5,000円、諸収入の雑入で5,000円、繰入金で2,821万9,000円、繰越金で5万円です。歳入合計、本年度予算額4,151万9,000円、前年度予算額2億780万3,000円ということで、減額の1億6,630万4,000円となります。

次の3ページをお願いします。歳出になりますが、本年度予算額のみ申し上げます。総務費の総務管理費から施設費まで4,141万9,000円、予備費で10万円です。歳出合計が本年度予算額が4,451万9,000円、前年度予算額2億782万3,000円、比較で減額の1億6,630万4,000円です。

次に、歳出をお願いしたいと思います。8ページになります。総務費の総務管理費、一般管理費です、本年度予算額が78万円、前年度が75万4,000円ということで、若干2万6,000円上がっております。これは納付書等を送るときの郵便代、去年の10月から上がっておりますのでその増額です。次に、総務費の維持管理費なんです、9ページにまたいでおりますので9ページのほうで御説明したいと思います。

本年度予算額が3,998万2,000円、前年度が2億643万1,000円ということで、減額の1億6,600万円ほど下がっております。これは、一般会計でも申し上げましたが、新しい告知タブレットの工事が終わりましたので、その分が昨年と比べて減額となっているところではあります。その中で、委託料なんですが、CATVセンターL3スイッチ等更改業務委託というのが385万円入っております。これについては、一部に光ケーブルを使っている関係で機械がいっぱいあります。その中でLANケーブルがパソコンにはつきものですが、その機械の更新がきておりますので、これを改修するというものでございます。次に、9ページ中央付近で総務費の施設費で本年度65万7,000円、前年度が63万8,000円ということで、内容としましては火災保険料とか自営柱の借地料、携帯電話になりますけれども基地局の借地料ということです。

次に、歳入をお願いしたいと思います。6ページをお願いします。利用料及び手数料で、まず利用料が本年度1,324万4,000円、前年度1,318万9,000円ということで、若干ですが5万5,000円ほど上がっております。まず、ケーブルテレビ利用料が現段階での世帯数ですけども約430件です、インターネットの利用料が259件ということで、ケーブルとインターネットを合わせまして689件ほどの見積もりで今見積もっております。転出・転入ありますので、決算のときにはまた大分変わってくると思います。次に、利用料及び手数料で、手数料、督促手数料を1,000円上げております。一番下になります。諸収入の雑入で、一番上が賠償金ということで、事故等によって、その事故を起こした人に修理代等を負担してもらいますので、とりあえず1,000円だけ計上しているところではあります。一番下に公有建物災害共済金というのが、前もありました、ヤマネというネズミが光ケーブルを削ったり、保険を掛けておりますので、そういうときの場合に入ってくるだろうと、1,000円という予算を計上しております。

最後になります、7ページです。繰入金になります、一般会計で2,821万9,000円ということです。最後に、繰越金ですけども、5万円計上しております。

以上で、議案第23号の御説明を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第24号 令和7年度五木村簡易水道事業会計予算

日程第9 議案第25号 令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算

○議長（岡本精二君） 次に、議案第24号及び議案第25号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第24号、令和7年度五木村簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

1ページを御覧ください。総則第1条です。令和7年度五木村簡易水道事業会計

の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量ということで定めております。(1)給水戸数305戸、(2)年間総給水量6万2,963立米、(3)1日平均給水量172立米でございます。

次に、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入の第1款簡易水道事業収益5,929万1,000円、支出の第2款4,696万2,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入の第3款資本的収入545万7,000円、支出の第4款資本的支出でございますが、こちらは5,545万6,000円です。

2ページをお開きください。一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は5,460万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めます。(1)営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

続きまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費で654万5,000円を計上としております。他会計からの補助金、第8条、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は3,845万6,000円であります。

棚卸し資産購入限度額、第9条、こちらはすみません、単位が抜けて失礼しております、棚卸し資産の購入限度額は38万1,000円と定めるです。

次に、令和7年度簡易水道事業会計の予算実施計画となります。3ページをお開きください。

3ページが収益的収入及び支出についての予算額で、款項目ごとに記載してございます。4ページが資本的収入及び支出についての予算額で、こちらも款項ごとに記載しております。

5ページをお開きください。こちらは、令和7年度に予定してございますキャッシュフロー計算書になります。年間の業務活動、投資活動、財務活動、それぞれ予定している金額の動きを示したものでございます。4の資金増加額としまして、1,667万5,218円の資金増加額の見込みでございます。

次は、6ページから9ページ、こちらについては担当職員の給与費明細書になり

ます。こちらのほうは御覧いただければと思います。

10ページをお開きください。10ページは、今年度の予定損益計算書となります。こちらは令和7年度の予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表の算定に用いるため添付するものでございます。予定であります。下段、当年度、6年度の未処理分剰余金、こちらのほうが173万4,189円となるところです。

続きまして、11ページから12ページ、こちらについては令和7年度の簡易水道事業の財務状況を想定した予定貸借対照表となります。こちらにつきましては、資産合計、資産の部でございますが、こちらのほうは一番下段、右下、資産の合計4億466万3,712円でございます。また、12ページの負債の部、資本の部、こちらの合計、こちらと同額の4億466万3,712円となります。

13ページ、14ページでございますが、こちらについては注記でございます。重要な会計方針に係る事項についての注記及び予定貸借対照表に関する注記。リース契約により使用する固定資産について記載してございます。

15ページから16ページでございますけれども、こちらは先ほども申しました令和6年度の予定貸借対照表を添付しているところでございます。こちらについても、資産合計4億6,955万305円。負債資本の合計も同額の4億695万5,305円となります。

最後でございますが、17ページから19ページ、最後のページでございます。これは予算に関する参考資料でございます。

以上で、議案第24号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第25号、令和7年度五木村農業集落排水事業会計予算の提案理由の説明をいたします。

こちら1ページからでございます。お開きください。第1条が総則でございます。令和7年度五木村農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。(1)排水戸数52戸(2)年間総排水量9,855立米(3)1日平均排水量97立米でございます。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、次のとおりと定める。

収入の第1款農業集落排水事業収益2,687万8,000円です。支出、第2款農業集落排水事業費用2,619万円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。

収入の第3款資本的収入738万7,000円。支出、第4款資本的支出738万7,000円を計上しております。

2ページになります。一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は300万円と定

める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

他会計からの補助金。第7条、農業集落排水事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,638万7,000円であります。

次に、予算の実施計画書になります。3ページになります。こちら、収益的収入及び支出についての予算額でございます。4ページが資本的収入及び支出についての予算額で、こちらも款項目ごとに記載しております。

5ページをお開きください。5ページは令和7年度に予定しているキャッシュフローの計算になります。令和7年度の年間の業務活動、投資活動、財務活動に予定しております金額の動きを示したものでございます。4の資本増加額でございますが、371万1,000円の資金増加額の見込みでございます。

6ページは、令和6年度の予定損益計算書となります。こちら財務状況を想定した令和7年度のキャッシュフローの予定貸借対照表の算定に用いるために添付するものでございます。予定でございますが、96万9,000円の利益剰余金となる予定でございます。

続きまして、7ページから8ページでございますが、こちらのほうは農業集落排水事業の財務状況を想定した予定貸借対照表となります。こちらについても、令和7年度の資産の部の合計は1億6,380万4,556円となるところで。

8ページの負債の部と資本の部の合計につきましても、同額の1億6,380万4,556円となるところで。

9ページから10ページは、重要な会計方針に関わる事項の注記ということで記載しております。

11ページ、12ページは、農業集落排水事業の財務状況を想定した予定貸借対照表を添付しております。こちらの令和6年度も資産合計は1億6,828万1,556円、資産の合計でございますが、負債と資本の部の合計につきましても、同額の1億6,828万1,556円となるところで。

最後、13ページから15ページにつきましては、参考資料というところで添付をさせていただきます。

以上で、議案第24号、議案第25号についての提案理由の説明を終わります。

○議長（岡本精二君） 以上で、議案の説明を終了します。

ここで暫時休憩をいたしたいと思っております。11時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第10 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第10 議案の質疑を行います。

議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 本人は了解はしているんでしょう。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

了解済みでございます。

○議長（岡本精二君） ほかに質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号の質疑を行います。ここから補正予算の質疑でございます。

歳入歳出に分けて行います。一般会計の補正予算をお開けください。まず、歳出の16ページから質疑を行います。質疑ございませんか。17ページ。18ページ。19ページ。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） すみません。議会初日だったと思いますが、19ページの下の方、高野短期居住施設の中の財源が間違っておりまして、その他の財源、減額の87万円となりますので、ここに△が入ります。その右側の一般財源も変わってきます。また、明細の方も変わりますので、初日に申し上げたとおり、分かりやすい正誤表をつくって皆さんにお配りというかタブレットの中にでも入れたいと思いますので、申し訳ありませんが御了承をいただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） ただいま、総務課長からありましたが、財源の内訳等についてですね歳入ではマイナスになってきているのが、財源内訳ではプラスの87万円になってくる。これ等についてですね差し替えをするということでございます。ようございませうか。そのつもりでお願いしておきたいと思っております。また、ほかのところに出てくるかと思っておりますけれども。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 19ページなんですけど、特定地域づくり交付金ですね700万円と空き家バンクの800万円、かなり大きな減額となっておりますが、この減額になった要因というか、予算をこれだけ組んでおいて減額になる要因を伺いたいです。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいま御質問がありました19ページの総務管理費の負担金の中で、五木村特定地域づくり事業推進交付金、こちらが700万円減額させていただいておりますが、こちらは当初1,200万円を予算を組ませていただいております。特定地域づくり事業につきましては、復業協同組合、こちらの方に助成するものでございますけれども、当初予定していたのは雇用人数を5名というところで計上しておりましたが、現在3名というところで、その分を減額させていただいているところでございます。

また、次の空き家バンク改修・修繕助成金、こちらは空き家バンク登録いただいた物件で、お借りした方がその物件を改修するために補助する制度でございますけれども、こちらのほうも申請がなかったというところで全額減額させていただいたところでございます。こちらにつきましては、なかなか利用しにくいところもあるかと思っておりますので、7年度中にですね除却の補助等も含めて改訂を含めてですね検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今のところ、特定地域づくりの件で、やはり、今、人手不足というのがかなり叫ばれていまして、それでまた人がいなくて、せっかくこういったいい事業があるのに、やっぱり人をどうにか確保しなければなりません、その対策をですねやはり次の予算ではどうにかしなければならぬと思うので、そのへの予定はありますか、どうか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 人材確保についてですねなかなかこれまで厳しい状況ではございますけれども、移住・定住のいろんなイベントであるとか、そういったSNSを使って、今、特定地域づくりの復業協同組合も含めてですね、村内起業者の求人のほうも移住・定住の事業と組み合わせてですね取り組んでいるところでございます。

また、それ以外のいろんな場面においてもですね、今回、求人も含めたところの移住・定住のチラシとかパンフをつくらせていただいております。それがもうすぐできあがりますので、そちらも併せていろんなところに配布しながら、求人も含めて取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございせんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は19ページを全体的に見たときに、素材生産の売り払いは分かるんですが、くま川鉄道の経営安定化補助金、毎年度そういうのが請求されて支払いをするということですが、この下の4万5,000円ですかね、物価高騰、まさに住民の皆さんも物価高騰でいろいろ苦勞しておる中で、くま川鉄道の物価高騰で何が4万5,000円になるか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

五木村は4万5,000円程度でございましたけれども、光熱水費、電気代だったと思います。やっぱりほかのところが上がったので負担してくださいと、そういうのが主でした。

○議長（岡本精二君） ほかにございせんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 20ページ。21ページ。22ページ。23ページ。24ページ。25ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 23ページは駄目でしょう。ちょっと確認だけしておきたいんですが。23ページですね、予防接種の委託料が出ておりますね、コロナワクチン接種業務委託料が減額されていますが、これは最近ではコロナの話も聞かないし、ワクチンの話もあまり聞かないわけですが、今後のコロナワクチンに対してのワクチンの予定があるのかとですね、そこはどうなっていますかね、最近では全然ないみたいですけど。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） コロナワクチンについてということをございまして、令和6年度まで公費負担についてということを実施してきたところをございしますが、7年度以降はですね現在のところ、公費とかそういうものの負担というのは予定としてはございせん。

以上でございます。予防接種は特にはございせん。

○議長（岡本精二君） 25ページ。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。30ページ。31ページからは給与費の明細でございます。ここも31ページの数字の間違いがございますので、一般職の職員数の中ですね前年の数字が83になっておりますが、82に訂正をお願いします。そして、次の表がマイナス7でなっておりますので、この数字も訂正方お願いします。あとは変わりません。予算書の参考資料でございますので、私が気づいたところを修正をお願いしたところでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、歳入に移ります。8ページをお願いします。ございせんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 9ページ。10ページ。11ページ。12ページ。13ページ。14ページ。15ページ。3番。中村議員。

○3番（中村俊也君） 15ページでよろしいですかね。バンジージャンプの分担金の収入がございますが、50万円、年度末で多分この分が加算されたのだと思いますが、昨年の利用状況はどうだったのか教えていただければ。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

昨年度はですね年度でいきますと4月から10月までを、まず連続して行っていたいております。11月の祭り明けから1月まで休業となりまして、1月から再開ということで、3月のまだ締めが来ておりません。2月まででですね2,629名の利用

があったということになっております。また、昨年は3月から引き続き4月という
ことでもしていただいております。昨年、春の3月でも258名の方が利用されている
ということで、年でいきますとですね2,500人ぐらいは利用されているというこ
とになっております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 昨年は4月から10月まで営業、また1月から再開を、今年度も
まだ終わってはいないんですが、今、利用された人員は報告がありましたが、過去
3年か4年ぐらい、5年ぐらい前からの推移とか、コロナもあったし、その以前は
どういう流れでしているのか、分かればお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

すみません、数値的な推移はですね資料を現在持っておりませんが、ただ、
コロナ禍によりましてバンジージャンプのマスターがほとんど外国の方というこ
とで、コロナ時期には一旦帰られて、今度は帰って来れないという状況がありまして、
令和2、3年は夏場だけの運営というのがほとんどでしたので、令和4年度から、
4年度が大体半年程度実施いただきまして、去年からがほぼ当初の計画どおりにな
ってきているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） 全体、歳入歳出、聞いておけばよかったというようなことがご
ざいましたらお願いします。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 歳入のほうの14ページになるんですが、ふるさと寄附金と企業
版合わせて2,000万円の減額になっておりますが、この要因ですね、今、ふるさと
納税は結構よそでは増えているところもあるし、また伸びていないところもあるん
ですが、そういった要因の分析はされたのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業課の資料の1ページのほうに記入させていただいております。まずはですね
令和5年度に制度の改正が行われました、返礼品等の厳格化ですね、ルール50%
という、これが厳しくなるということで令和5年度につきましては駆け込み需要も
増えまして、全国的に多かったということで、本村もですね令和5年度につきまし
ては3,000万円近くの寄附がありまして、今までの中でも過去最大ということでご
ざいました。

今年度につきましては、そのギャップもひとつございます。また、返礼品の中
でも、共通品の熊本県が黒毛和牛とかあか牛、馬肉、これが県内全体的に増えてお
りまして、令和5年度の本村は1位とその他以外ではですねほとんどがそういった

ものが商品化でございました。これがですね品薄となつてなかなか、うちが実際その事業者がございませんので、なかなか販売が行き届かないということで本年度では4位に唯一馬肉が入っただけで、こういったことも減収の要因と思われるので、今後はこういった販売ルートの体制を現在調整しているところが1点でございます。

併せましてですね自治体間の競争が現在厳しい中でですねものだけでなく、どうしても入り口が自治体から入っていかれるということも現在は増えております。そういった面も含めまして、ものではなくて、五木村から入って行って、五木の返礼品、特に企業版は返礼品がございませんので、五木に寄附をしたいというような状況になるようなことを今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 15ページですけれども、球磨川リバイバルトレイル大会負担金、50万円の減額となっておりますが、大会がなかったんですかね、これは。その50万円の減額というのは。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えします。

球磨川リバイバルトレイルの大会負担金の50万円減ということでございますけども、球磨川リバイバルトレイルにつきましては、水上村、八代市、山江村、球磨村、五木村と5市町村の大会の運営で実施をしております。

今回の大会負担金につきましては、大会当初ですね、申し込みの参加のほうを直接申し込む方と、あと、ふるさと納税枠という形で申し込みを行っているというところ。ふるさと納税枠の中でですね水上の事務局がありますので、そこで一体的に徴収されて、それを5町村で配分されたというところがあります。今年度におきましては大会等のふるさと納税枠ですね、そういったところが事務の負担を軽減するという形で縮小されましたので、今年度はなかったということで50万円の負担金の収入は入ってこなかったということでございます。

○議長（岡本精二君） 歳入歳出ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ございませんでしたならば、先ほどの5番議員さんの御質問に追加説明をしたいということでございますので。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） すみません、先ほど5番議員さんのほうからコロナワクチン接種についてということで御質問があったところで、私が誤った説明をしておりまして、訂正をさせていただければと思っております。

まず、コロナワクチン接種業務についてということで、これについては7年度か

ら国の補助とかそういうものはなくなったというところでごさいますて、コロナワクチンの接種については、すみません、インフルエンザとかと同様に希望者には接種をいただくということで、この接種自体は残るようになっておるところでごさいます。すみません。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（岡本精二君） 議案第10号についての歳入歳出、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号の質疑を行います。歳入歳出、6ページ、7ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出6ページ、7ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。歳入8ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） それでは、歳入に移ります。歳入6ページをお願いします。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入6ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 歳入7ページ。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出6ページ、7ページをお開けください。質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。これも歳入歳出全款にわたって行います。

歳入6ページ、歳出7ページ、お願いします。質疑ございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 7ページで告知のタブレット導入の設置が終わったということですが、これも100%、終わったということですので理解してよろしいのかと、今、いろいろ各地でそういうタブレットの使い方というのをされておりますが、夜の7時とか時間帯がありますが、前も私がちょっと申し上げましたが、なるべく全職員がそういう該当するところがもしありましたら、やはりちょっとでも、少時間でも電話のかけ方とか教えるというのもありではないかなとちょっと考えておりますので、職員の負担がかかりますけども、どういってお考えかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

完全に100%、資料にも載せてますけども、2月28日現在10件ほど連絡が取れないとか、行ってもいらっしゃらないといううちが10件。これは繰り越しませんけども、令和7年度で修繕料みたいな形で設置を、工事請負費じゃなくてですね。

説明会ですけども、うちの職員もですね、実は私もなんですが、家に設置されましたが、電話のかけ方は分かってですね、河川の状況とかも見れるしですね、五木村のホームページも見れる。今のところ、その機能しか付いてないものですから、逆に職員に教えていかんといかんかなと。多分ですね逆に職員は扱えば分かるとは思いますが。議員がおっしゃったとおり、今週からずっと始めます。うちの職員と専門業者が行きますけども、これから職員が電話等で受け答えできるような、大体総務課にしかかかってきませんが、受け答えできるような勉強会と申しますか、そういうのはやっていきたいと。

話が長くなりますが、前言ったとおり、いつきチャンネルでも操作説明の動画は流します。簡単な分かりやすい取扱説明書は配布する予定でございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、総務課長がお答えになりましたが、年代別で若い人は、私は中間以上だと思いますが、高齢者の人たちはそこまでもいかずに、何か違うものが来たという、多分認識じゃないかなと思うんですよ。だから、それを気軽に使ってもらって、間違ってもいいからということと、これが基準に我々の世代で考えるよりも、高齢者の皆さんはそれよりも高いハードルを多分感じられておりますので、そのへんもやっぱり親切にですね教えていただくということを、もう一回答弁をお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議員と同じ思いです。極力と申しますか、そういう電話問い合わせを教えたりです。ね、そういうのは職員ができるように充実していきたいと思います。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

ちょうど12時になりましたので、暫時休憩といたします。午後1時から再開をします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第16号の質疑になりますけれども、その前にですね議案第10号の訂正等を総務課長にいたしておりましたが、ただいまお手元のほうにそれぞれあると思いますので、総務課長より説明を行います。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 大変申し訳ございませんでした。若干の説明でございます、ボリュームがございますので。

1枚目がですね議案第10号で一般会計補正予算（第7号）でございます。下のほうにページを書いておりますが、歳出7ページと19ページ、22ページが修正でございます。また、裏面のほうは議長から訂正していただきましたけれども、職員数を修正しております。

それから、2枚目のほうが議案第16号で、令和7年度当初予算でございます。こちらの財源等を赤書きで修正をしているところです。歳出の12ページと49ページになります。タブレットのほうにも搭載しておりますので、予算の差し替え分ですので、申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（岡本精二君） それでは、議案第16号の質疑を行います。一般会計の当初予算です。歳入、歳出に分けて行います。歳出36ページをお開けください。36ページ、議会費です。質疑ございませんか。次に、進みます。37ページ。38ページ、総務費です。39ページ。40ページ。41ページ。42ページ。43ページ。44ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 特別職から、また委員報酬というのが予算が上がっておりますが、以前にもちょっと申し上げましたがいろいろ村で委員さんがおります。その報

酬を見直してはどうかということで、以前お伺いしておりますが、今どういう状況か、また、そういう審議委員会とかいろいろありますが、どういうふうになっているのかちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

2月7日に第1回目の報酬の審議会を開いて、そのときにはですね現状と県内球磨郡の現状ですね、村長しかり副村長、あとは議長、議員の皆さんの委員会のほうに、今これだけの報酬ですよというのをお示ししました。

それから、議員おっしゃる、いろいろ各種団体の委員とかおられます。その分も計上して、これを見直したいというのをいっております。2回目を4月の上旬から中旬に行いたい旨、そのときにはですね私のほうで案を作りまして提示したい。それから、6月までには委員等報酬、議員の報酬もしかりですけども、これだけにしたいというのを報酬審議会のほうに提案したいと考えております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私は企画費の中でちょっとお尋ねしますが、総合行政審議会委員の報酬とありますが、上の総合検討委員の報酬という、どの範囲を総合戦略会議なのか、どこまでの範囲で総合戦略をやっているのか。ただ、村から答申をしたのを審議するんですか、それとも委員の中からもいろんな戦略会議が出てくるのをやるのか、ちょっとその点を教えていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、企画費の総合戦略検討委員の関連で御説明をさせていただきます。

令和7年度の五木村一般会計当初予算の説明資料でダム課の資料を御覧いただければと思います。こちらの11ページをお願いします。こちらはですね国が掲げておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略とありまして、村の総合戦略計画の策定を令和7年度で行いたいというところで、その策定委員の皆さんの報酬等をここに計上させているところでございます。

こちらの計画につきましては、現在、令和2年3月に策定をさせていただきまして、令和2年から令和6年度の5カ年計画を策定しております。また、令和4年に新型コロナウイルス感染の拡大により、村民の生活や経済活動に大きな影響をもたらしましたので、それと新しい生活様式の定着、あるいはデジタル化の推進など社会情勢の変化に伴いまして国の総合戦略改定を踏まえてですね令和4年に改訂もさせていただいたところでございます。

こちらの計画が今月末で期間のほうが満了するものですから、その新たな計画

を策定するものでございます。しかしながら、こちらは国・県の計画策定を踏まえてですね取り組んでいくというところで、昨年12月、県のほうではくまもと新時代共創総合戦略と併せて熊本県版の総合戦略を策定されたところでございます。それを受けて、今回策定をしたいというふうに考えているところですが、その計画を策定するまでですねちょっと期間が今月末で満了することになりますので、現行の計画を策定までの期間、延長する形で取り組んでいきたいというふうに思っております。

このまち・ひと・しごと総合戦略計画、こちらを策定しますと、国が定めておりますデジタル田園都市構想の補助金であるとか、あるいはふるさと寄附金の企業版、こういったものに取り組めるというような内容になっております。

また、以前もお示ししておりますけれども、人口ビジョン等の作成、こういったものもつくっていききたいというところで、この策定に伴います委員を選定させていただきまして、その報酬等も計上させていただいているというところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） お互い五木村民ですけれども、人と仕事、そして総合戦略会議と、大事なものだと思います。これによってですね五木の方向性を人と仕事と活性化につながっていく基礎になるのではないかなと思っております。そこでですね、これは何名の委員さんでしょうか、年に何回ぐらい開かれておるのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま御質問がありました策定委員会の委員のメンバー、人数ですけれども、12名ほど予定しております。こちらにつきましては、各分野から選定をさせていただいて、その代表の方々に委員になっていただくというところで考えているところでございます。

通常ですと年に一、二回程度になりますけれども、今回は策定を計画しておりますので、3回から4回程度を考えているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） この策定に当たってはですね将来の五木の方向性を見据えた上でやるわけですから、高度な判断が、企画が必要だと思います。そこでですねこの下にある旅費なんかも普通旅費170万円、下にまた100万円ありますが、こういうものに使われるんですか。お尋ねをしておきます。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま御質問がありました企画費の中の普通旅費177万5,000円と研修旅費100万円とあります。こちらにつきましては普通旅費につ

きましては、うちのダム対策課の職員のいろんな事業に伴う出張旅費を計画しているところでございます。

また、こちらの研修旅費100万円につきましては、村が掲げておりますあらたな五木村振興計画、こういったものを進める上で先進地等に行きまして、それぞれの先進的な取組、そういったものを勉強しながら五木村の振興計画に取り入れたいというところで、今回100万円の研修旅費を組ませていただいているところで、先ほどの総合戦略検討委員会との関係は、こちらの旅費についてはないというところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これにはですね高度な五木村の振興計画を織り込んだ新しい戦略会議と思いますから、十分、ああ、なるほど、よくできるなというアイデアを出していただきたい。その旅費等については分かりましたが、その上ではですね五木村の宮園の振興協議会委員費用弁償がありますが、頭地、東地区はないんですか。宮園地区だけですか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま御質問がありました宮園周辺地域振興協議会の報酬等についてですけれども、また東地区まちづくりランドデザイン協議会、こちらは令和5年度から2年間の任期で、東地区につきましては五木村の中心部の機能をどういった形で振興していくのかというような取組をさせていただいたところ です。

東地区につきましては、先日、3月3日に協議会のほうから村長にランドデザイン策定に対しての提案ということで提案を提出いただきました。それを基に令和7年度ランドデザインを策定しているというよう なところになります。それで、東地区のまちづくりランドデザイン協議会につきましては、一旦ここで、6年度で終わらせていただくというところでございます。

また、宮園周辺地域振興協議会についても、今度の土曜日に報告会を開催させていただきますけれども、一旦そこで宮園周辺地域の振興計画策については提案していただき、今後実行に移すわけですが、宮園地区につきましては実証実験を行いながら、さらに振興に取り組んでいただくという こと、また、こちらについては継続してですね委員会のほうは継続して進めさせていただいて、今、県の河川整備と併せて、川づくりと併せてですね協議会のほうを存続していただき協議を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。44ページ、ほかにありませんか。45ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 45ページでよろしいんですね。昨日の全員協議会でもお伺いをいたしました。委託料の移住・定住促進業務委託料、昨日詳しく聞きましたが、いわゆるサポートセンターということをやると、そういう事業所名は要らんですけれど、事業所名とか、その事業に関わる事業をされる方は経験とか実績とかいろいろあると思いますが、そのへんもちょっとお伺いしたいのと、移住・定住のこういう業務には資格が要るのか要らないのか。移住・定住ならば、多分こういう住まいの物件とかいろいろあるもので不動産業とかそういうのがちゃんとされているのかと、移住・定住で昨日も多分説明で言われたと思いますが、住民の方々とのすれ違いとか、また、交通体系、交通の不便さとか、働く場所の不足とかいろいろあると思います。

また、この事業に関して、その都度とは申しませんが経過の報告が必要だと思いますので、そのへんはどういうお考えか、ちょっとお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それではお答えいたします。

この移住・定住の促進業務につきましては、村内の民間業者のほうにですね業務委託をさせていただいているところでございます。

その内容につきましては、移住相談業務、これは移住をしたいという方々から、窓口を一本化しまして相談に乗っていただいているところでございます。また、その相談等によりまして、村内の関係機関との連携も図っていただいているところでございます。

また、もう一つ、情報発信業務、こちらは移住特設サイトの構築をしまして、ホームページ、あるいはSNSを使ったところでの情報を発信していただいているというようなところでございます。

また、移住の関係の動画等も作成していただきまして、五木の魅力、自然や暮らし、食べ物等についても伝えていただいたり、あるいは五木に住んでみたいという気持ちを呼び起こさせるような動画をアップしていただいているところでございます。

また、移住用のパンフレット、今年度におきましては、それも作成するという事で、今、最終の編集を村と協議しながら進めているところでございます。

また、移住関連のイベント、こういったものに参加をしていただいて、移住相談会や移住へのPR、そういったものもやっております。

令和6年度におきましては、村内事業者の求人情報等の収集、あるいは発信、こちらも行っているというところでございます。

資格について、こういった業務について資格が必要かというところでございますが、今、村がお願いしている部分についてはですね資格は特に必要ではないところ

があります。ただ、県内におきましては、不動産業者を仲介してやっているという
ようなところも、住居の空き家の貸し出しとかです。ね。売買等については不動産業者
を挟んでやっていらっしゃるというところも聞いております。

先ほどありましたように、村の状況であるとか、周りの地域の状況、そういった
ものですね、こちらのコーディネーターのほうが区長さんを通じてとか、あるいは
そういったところで、この地域は毎月何日に常会があります、こういった清掃の
作業がありますとかです。ね。ごみ出しのルールとか、そういったものもちゃんと伝え
ていただいているというところと、村の習わしでこういったものがありますという
ような、ちょっとマイナスイメージの部分を紹介をしていただいて、相談業務に当
たっていただいているというような状況でございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今お答えられましたが、そういう積算があつて、この予算とい
うことで理解してよろしいんでしょうかね。よその自治体もほとんどこういう事業
がらみのことはやっておられると思います。また、私もこの分野に期待をしており
ますし、なかなか大変だとは思いますが、踏み出してもいいんですから、後々そ
ういう報告会みたいなのはあると考えております。先ほど西村議員から研修旅費の
100万円があつたですね。そういう場合の研修、でも、この予算としてはいろいろ
な出張旅費もこの予算の中に入っているというふうに聞きましたので、研修とか別
にはないということを確認したいと思います。

○議長（岡本精二君） その場合、内訳を出してくれということをお願いをしておりま
したから、内訳を出していただいけませんか。この650万円、それから500万円。そう
しないとですね。分かりませんので内訳を出してください。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時26分

再開 午後1時46分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

45ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 企画費の中でですね。負担金、補助金というのがありますね、約
3,000万円あるようでございますが、第一番目に、人吉・球磨のしごと創生連絡協
議会の負担金というのがありますね、人吉球磨の仕事を若者に与えるために非常に
いいアイデアであります。これは事務局はどこであつて、どういうふうな仕事を
されるのかですね。五木にもいい影響が与えられるのかどうかということをお尋ね

をいたします。

それからですね次に、地域づくり活動助成金、これは約100万円近くあります。それから未来創造活動助成金というのがありますね、500万円。これはどこで活動助成金、誰がやっているのかですね、組織はあるのか、それともどのくらいの人員でなのか。未来活動をしていただいて五木の活性化を飛躍的に図ろうという大事なことではあると思います。それで、どういうメンバーで、どういう組織でやっているかをお知らせをいただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） ただいま、3件について、土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま御質問がありました、まず人吉・球磨しごと創生連絡協議会負担金、こちらについてですけれども、こちらにつきましては人吉球磨全市町村、10市町村で組織をつくらせていただいております。こちらの事務局のほうは、現在人吉市のほうが事務局をしていただいているところがございますけれども、もともとですね、先ほど説明しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、これは国の総合戦略になりますけれども、それに対して市町村の職員の活性化を図ろうというようなところもありまして、現在、昨年9月の定例会で80万円の予算化をさせていただいたと思っております。毎年80万円の負担金ということになりますけれども、こちらについては市町村が抱える課題、あるいは人吉球磨全体で抱える課題について、職員の先進地研修であるとか、伴走型の課題解決、そういったものに取り組むということで負担金を出させていただいております。

また、2月ですか、うちの職員のほうも参加しましたけれども、岡山県のほうに先進地の視察というようなところも研修に参加させていただいているところがございます。

次の地域づくり活動支援事業助成金100万円ですけれども、こちらは数年経っておりますけれども、村内の各地区あるいは地域づくり団体、そういったものが、今、特に多いのは夏場に各地域です夏祭りを行ったり、蛍の事業をしたり、そういった事業に対して最高20万円までの助成をさせていただいて、そういった地域のにぎわいづくり、あるいは都市との交流、そういったものに対して助成金を出させていただいているところがございます。

最後の、五木未来創造活動支援補助金、こちらについてですが、こちらについてはダム対策課の資料の5ページのほうに資料を付けさせていただいております。こちらに書かせていただいておりますが、現状、課題、目的というところで黄色い枠で囲まさせていただいておりますが、令和5年5月に、国・県・村の三者でひかり輝く新たな五木村振興計画を策定させていただいたところです。住民と協働で各事業を進めさせていただいておりますけれども、事業主体は主に行政が主体となることです。

多くあります。そういった現状を見据えて、計画を迅速かつ力強く推進するためにはですね行政の取組に加えて民間団体等による自主的かつ自由な発想に基づく先駆的な取組が必要であると考えているところでございます。

村内では若手異業種グループ、若い方々がいろんな業種の方がいらっしゃいますが、そういう方々が組織をつくって村の行事に積極的に参加していただいたり、村づくりのあらたな担い手になり得る動きがあってございました。そのような中、取組を行う民間団体等を支援することは、中長期的に五木村の将来の担い手育成につながり、村の明るい未来を創造することに寄与していくのではないかとということで、令和6年度に、この下のほうにあります五木村未来創造活動支援補助金というものを創設させていただいたところでございます。

6年度につきましては、1団体申し込みをいただいたところでございますけども、その団体の人数は何名ぐらいかとお尋ねだったんですけども、15名ほどの村内の若い、それぞれの異業種の方々がですね組織をつくって、この補助金を活用しながら、林業であったり観光あるいは教育、子育て、そういった5つのテーマを元に、民間ならではの活動をしながら、五木村の将来に向けていろいろ協議をしていただいたり、あるいは外部の越境研修、そういったものも含めて取組をされながら、外部からのいろんなアドバイスをいただきながらですね将来の五木村の活性化につながるような取組をしていただいているというようなところでございます。

こちらの補助金につきましては、五木村振興計画の前期ということで令和9年度までの期限を切ったところで補助金を創設させていただいて活用していただいているというようなところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 時間をとらせますが、未来創造という非常にいい言葉ですが、この活動をされることもですね、これは特に若者、青少年に希望と夢を持たせるために未来創造というものを、五木村はこういうことだという、やはりキャッチフレーズも持っておって活動をして、未来に向けて進むと。ただ、助成金を500万円もですね、貴重なお金だと思いますよ、それを、ただ、遊びとかそういうことの意味だけでなく、未来創造に向けたところの取組も、やはり身をもって進めていかんと無駄なお金になりはしないかなと思いますので申し上げたわけであります。

それから、上の空き家バンクのですね、これも助成金になっておりますが、こういう使い道もですね無駄な使い道はあまりよくないと思いますから、村民が見ておりますのでですね、無駄がない予算の執行をお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、議員からいただいたような御助言につきましては、

もちろん無駄がないようにですね、こういった未来創造活動支援補助金、あるいはほかの補助金、助成金等につきましても、村のほうも関わりながら、将来の五木村の振興に向けてですね取り組んでいただくよう注視していきたいと思っておりますし、支援もしていきたいというふうに思っております。

また、先ほどちょっと言い忘れましたが、未来創造活動の補助金の関係ですけども、こちらについては村内の若い方々がですね組織をつくられて活動をしていただいておりますが、外部からのいろんな大きな企業の方々との交流によりましてですね村内の若い方々も刺激を受けられて、いろんな取組を頑張らせていただいておりますので、そこは村としてもぜひ支援をしていきたいし、注視していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。7番。

2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 12節の彫刻コンクールのモニュメントの委託料があります、これは初めて出てきたと思うんですが、前に一回、大通峠の部分がちょっと置き去りになっているような感じがしたのでそういうことを言ったんですが、これは全部されるのかどうか。委託はシルバーかどこかにされるのかですね。草刈りとか年に何回ぐらい予定をされているのか。

それともう1点は、五木源パークなんかに1つ要るんじゃないかなと、住民の方からの意見がございました。見れないところに置くよりも、皆さんが来られるところに見てもらったらどうかという意見もありましたが、そういう考えはないのか伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、御質問いただきました彫刻コンクールのモニュメント像の清掃業務委託料、こちらについてお答えいたします。

こちらにつきましては、この予算につきましてはですね頭地大橋にあります2体の像について、清掃と、下の土台のほうは少し隙間が出たり、水が入ったりしております。そういったものを清掃と改修をしたいというところでございます。こちらにつきましてはですね、今年の2月ですかね、村民の方からあの像について、そういった清掃であるとか、元のきれいな形に戻して上げてほしいということで指定寄附金をいただいております。そちらのほうを充てさせていただきたいというところで考えております。

また、先ほどありました、村内にちょっと奥のほうにあたりとか、人が行かないようなところにも現在立っておりますけども、そういったものも含めながら、あらたな平場造成とかそういった関係もありますので、そういった再編と言いますか、

あらたな設置場所等の検討についてもですね考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） これは以前ですね、ふるさと創生の1億円事業で多分されたと思うんですが、そのときは各地域を回ってもらうために地域に分散したという話がありました。それであれば、それを活用するというかスタンプラリーみたいな感じで何かの、今はQRコードとかでチェックできるやつがあります、そういったものを設置してですね、それでスタンプラリーとかも今できますので、そういった考え方もしながら、やはり私はこういったものを生かすことも必要だと思います。それこそふるさと創生ですから、そういったのを考えてほしいと思うんですが、そのへんの考えはないんですか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 御質問ありがとうございます。

先ほど言われたように、当初は村内を回っていただくということで大通り公園であるとか、端海野キャンプ場とか、宮園であるとかですねそういったところに設置をさせていただいております。こちらですね一般質問でもありましたように、子守唄という全国に知られた五木の子守唄ということで、平成2年にふるさと創生事業で3年間取り組ませていただいたところでございますけども、それをですね、やはり子守唄にちなんでそういった新たなイベントができないかというようなところも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。46ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 電気自動車の購入の補助金の件で資料にありますが、災害時登録制度で自治体とかそういったので停電時に給電するのに役立つと。ただ、例えば公民館とかそういったところに給電する場合に、受け入れる側の設備が必要だと思うんですけど、そういった設備もまた準備する必要があると思うんですが、そういったのを考えているのかどうかと、もう1点、資料のその他の中でですね、令和7年度中には省エネの家電への新規の借り換え、二重サッシへの制度についても検討を進めると書いてあったんですが、これを私は高齢者の昨年の夏の思いをすればですね、先にこういったのを当初予算で取っておいたほうが私はよかったんじゃないかなと思うんですが、そのへんの考えは、これからなのか、もっと早くすべきではないかと思うんですが。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問いただきました電気自動車の購入支援事業につきまして、令和7年度で新たに補助金制度を設置しまして、電気自動車を購入される方につきましては、1台につき25万円の助成をしたいと思います。こちらは五木村ゼロカーボンシティ2050の宣言を踏まえましてですね脱炭素推進事業として取り組みたいということで予算の計上をさせていただいたところでございます。

こちらについてはですね先ほどありましたように、集会所とか公民館、災害が起きた場合に停電となった場合に、この補助金を活用された方については停電時についてはそういった車からの電気の供給をお願いしたいというところで考えております。集会所等に、もし停電で供給していただく場合に、受ける側の設備が必要ではないかというところで、今、村のほうではですねV2Lというコンバーターを2台準備しております、6年度購入させていただいております。そちらを持っていつてつなげたいなというところで考えているところでございます。

また、先ほどありましたように、7年度中に、まだこれは予定ですけども、省エネルギーの家電設置、エアコン等であるとか、暖房を余り使わないように断熱するために二重サッシの設置をされる場合には補助をしたいと思いますというところで、そういったところの御意見もいただいておりますので、そういうのも含めて検討していきたいというふうには思っておりますが、昨年のようなかなり暑い時期が続いておりますので、早急にこういったところは取組をしまして夏に備えるような形で取り組みたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今、物価高騰でエアコンなんかも半年に1回、値段が上がっております。それを考えると、早めにとっておかないと村の負担も大きくなるし、導入する住民の負担も大きくなりますので、できるだけ早くこれはすべきだと思いますけど。二重サッシもそうですし、エアコンもやはり古いエアコンだと電気料がかかります。今の新しいのは省エネタイプになっていますので、そのへんのことを、補正予算でもいいですから早めにしていただきたいと思いますと思いますが、考えをお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） できるだけ早く対応をということで御意見をいただきました。ありがとうございます。

こちらについてもですねできるだけ早く対応をしていきたいというふうに思いますし、また、議会の皆様とも協議をさせていただきながら早めの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本精二君） 46ページ、ほかにございませんか。46ページです。7番、西村久徳議員。

○7番（西村久徳君） 昨日説明を聞きそこなつたんですが、自動車のですね補助金という、電気自動車ですか、これは役場に補助をするんですか、それとも個人に補助するんですかね、何台分でしょうかお尋ねをしたい。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま御質問がありました電気自動車購入支援事業という補助金のほうですね、こちらにつきましては、ダム対策課の資料の6ページをお願いしたいと思います。五木村ではですねゼロカーボンシティ2050という脱炭素推進の宣言をさせていただいたところです。ゼロカーボン社会の実現を目指す取組の一環として、村民の方が電気自動車を購入される場合に補助金を出したいということで今回予算の計上をさせていただいたところでございます。

その補助金を使っていた方に対しましては、災害時の停電時等についてはですね非常用電源として集会所なり避難所に提供していただきたいという取組を、令和7年度から行いたいと考えているところでございます。

予算については75万円ですけども、1台につき25万円の補助をしたいということで3台分を計上させていただいているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 分かりました。これは3台分ということで、先着順ですか、それとも、もし多かったときはくじ引きとかそういうのがあるんでしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま、予算以上に御希望のことが多かったら抽選なのかという御質問ですけども、もし多いようであればですね、議会のほうにも御相談しながら補正予算等を組ませていただきたいなというふうには思っておるところでございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。47ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 47ページは需用費、役務費がありますが、コミュニティバスの修繕代がございませんか。その下には車検とかいろいろな経費分のことがありますが、この修繕代というのは車検に伴う通常の傷んだ箇所の修繕と併せて考えてよろしいんですか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お見込みのとおりです。車検も含まれますしタイヤ交換も必要ですので、それをひっくるめたところの修繕料でございます。

○議長（岡本精二君） ございませんか。48ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 48ページの12の委託料で地域おこし協力隊の募集業務委託料がありますが、なかなか地域おこし協力隊に応募してもらえないという理由ですが、どこに委託して、新年度どういう手応えがあるのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 地域おこし協力隊の募集業務委託料というところがございますが、こちらにつきましては、令和7年度につきましては10名の協力隊の募集を計画しているところでございます。

地域おこし協力隊の募集業務委託料につきましては、これまで村のホームページであるとかSNSを使わせていただいて募集を行ってきたところでございますが、令和6年度から、Joinと申しまして地域おこし協力隊の専門の募集のホームページがございます、そちらのほうに登録料みたいな形になるんですけども、そこに掲載をさせていただくために、こちらの委託料を計上させていただいたというところになります。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩します。2時30分から行います。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

49ページからお願いします。ございませんか。50ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 昨日もお聞きしましたが、50ページですね不動産鑑定の業務委託料、これは3年に1回と昨日聞きましたが、こんなにかかるものだろうかと思いますが、詳細な理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

昨日、全協の中でお答えしましたが、3年に1回評価することになっております。6年度に評価をしておりますが、全体で委託料が620万円ほどかかっております。それを3年間に分けて支払うものですが、内訳につきましては、五木村全体を評価するわけですので小さな積算の基礎があると思いますので、詳細につきましては、また必要に応じて、後でお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私どもが勉強不足かもしれませんが、評価は3年に一遍。1年に1回、全国一斉に、あるいは頭地は頭地、宮園は宮園、小鶴は小鶴、五木では3

カ所ぐらいだったと思いますが、評価鑑定が出ておりますですね。それとは別の方法でいろいろ個人、個人の不動産鑑定を出すのかどうかですね。私どもも分からないものですから、そこを詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

全国的に公表されるのは土地の価格だけです。五木村が今回計上しているのは建物等もございますので、固定資産につきましては1億9,000万円ぐらい入ってきますので、それを鑑定するわけですので、これが高いか安いかというのはちょっと。例年ですね昔からある程度、これぐらいの額をしておりますので、高い額ではないとは思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今、空き家が100軒以上あるわけですが、固定資産の評価額の不動産の価格がそこで算定されるわけですが、空き家も含めて算定するんですか。住所がおらなかったところにもやっぱり課税通知を出すわけですか。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

空き家でもあっても資産価値があれば評価の対象となります。その分の課税で支払われている方がいらっしゃいますので、ただ、古い家につきましてはですね資産価値がほとんどないという場合はゼロ円になります。

以上です。

○議長（岡本精二君） 51ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 51ページなんですけど、村税の還付金40万円と出ているんですけど、これは毎年されているのか、それとも確定しているのかですね、この40万円というのは。どういうことなのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えいたします。

村税還付金につきましては、毎年出てくるというわけではございませんが、特に多いのがですね法人税ですね。法人税につきましては前もって納付をされておりますので、年度替わりで修正申告とか会社のほうからされた場合には、歳入還付ではなくて歳出還付になりますので、実績でいいますと令和4年度は5万7,000円です、令和5年度につきましては49万5,000円、6年度につきましては、現在のところ18万円が歳出還付となっております。前は10万円ぐらい当初で組んでおまして、その場合、修正申告があつて20万円とか支出しないといけないときには補正予算を待

ってしていたんですが、その場合は還付の加算金が発生しますので、それを未然に防ぐために30万円とか40万円とか当初で計上している状態です。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） というのは一昨年のを見て待ち受けというかそういった形で、あったらすぐに出せるようにということで、これは計上しているということで理解していいんですか。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） 予測して計上している状態でございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ございませんか。52ページ。53ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 53ページの委託料、前もお伺いしましたが、ポスターの掲示場設置と撤去の委託料が出てございますが、村内を見たときに集落もないのにポスターの掲示場があるとか、それに伴う住民の皆さんからのいろんな意見を私は伺っておりますが、以前、聞いたときには県の選管がなかなかそういうことを承諾してもらえないということでございますが、今の私のことをどう思われますか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

私の記憶では38カ所ぐらいだったと思うんですが、以前もそういう話が出て、やはり県の選管も許可するのか、まだ協議は行っていません。ただ、毎年、去年は10月でしたが衆議院選挙があり、今年も参議院選挙があるということで、半年間の間にちゃんと看板が減らせるのか、その前に予算を組まないといけないものですから、そこまでちょっと、減らしますといった動きをしていないのが現状で、本当なら議員おっしゃるとおり、私ももうちょっと少なくなったら看板の設置料、撤去料合わせて少なくなると思います。また、今後の検討材料として承っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 総務課長が言われたように、なかなか難しい。箇所数が若干減ったりしても、諸経費はほとんど変わらないと思います。でも、住民の方々が、もう誰もおらんとにということもよく言われてですね、また、ここに選挙関係の予算が組まれておりますが、投票所の見直しというのも、今後のことですが、いろいろ検討する余地があるのではないかと考えておりますので、課長の意見を。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 先ほど衆議院選挙のことを申し上げましたが、相良村がで

すねちょうど祭りと重なったということで、相良村も10カ所程度だったのを半分ぐらいに多分減らしたという話を聞いております。ただ、その後というか、経緯は分かりませんが、選管とのやりとりでどんなことがあったのかをですね、今後、相良村に聞いて、もし相良村が今度の参議院選挙で10カ所ぐらいあったのを5カ所でそのままいくといったらですね、まねじゃないですけども、うちも検討はやっていきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 今の選挙の投票所のことで、地方では遠いところに行くのが大変ということで出張の投票所、移動式の投票所を検討しているところがあります。熊本市内では大きな商業施設なんかでしているところがありますが、そういったことは考えていないのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

常々考えております。うちの場合は、逆にどこそこに集まってくださいとか、特に期日前とかは役場に乘せてくるとか、それも常々考えているんですが、さっき言ったとおり選挙と選挙の間が短いものですから、なかなか踏み出せないというのが実情でございます。将来的にはそうしないといけないなどは感じています。

○議長（岡本精二君） 54ページ。55ページ。56ページ。57ページ。58ページ。1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 老人福祉費の中でですね役務費の中で敬老式典、毎年9月にやっているんですけども、夏場なので、お年寄りの方ですよ、結構、来られる方はですね。あそこの中は結構暑いと言われる方がいらっしゃいましたので、その日だけでもですね冷房でも設備をしたらどうかと私は思っていますけども、どうでしょうか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

例年、敬老式典についてはですね敬老の日ということで開催をしているところがございますが、議員おっしゃいますとおり、例年、年を追うごとに残暑が厳しくなっているということでですね、そういうところで老人の方、熱中症とかの危険もありますものですから、今年度につきましてもいろいろとクーラーとかそういうところがないような状況でございましたものですから、氷を置くとかですね、扇風機も倍増といいますか、20台ほど置かせていただいて、そして霧とかそういうものも気化熱で冷やすような形の対策も取らせていただいたところではございますけれども、それでも暑いときになりますと、やはり日中高温になってまいりますので、

これについては将来的には中学校の体育館のほうにもクーラーとかそういう施設の設備を現在考えているところではございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。59ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 59ページにですねシルバー人材センターの運営補助金が100万円ありますが、今、村長が理事長でされていますよね。だから、そこら辺で、担当は高田課長ですかね、運営の状況ですよね、結構、去年は利益が出て剰余金も余っていたんですが、その後どうなっているかということと、結構余っていたでしょう、二百何十万かですね、だからその後どんな経営状況なのか私も全然分からんもんですから、100万円必要なのかどうかということも含めてお願いします。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、シルバー人材センターの補助金でございますけれども、これは数年前は、運営の方がいらっしゃいましたものですから、その辺りの経費等も含めましたところで240万円程度あった時期があったと思っております。年々減少してきておりまして、昨年度については140万円ぐらいが、7年度については100万円ということで、いろんな自助努力というところで事業にも取り組んでおりますので、そういうところで減額をさせていただいたところではございます。

繰越金についてということでございますけれども、現在、百数十万円だったと思っておりますが、この百数十万円については、どうしてもですね4月、5月の収入がない折りに、どうしても一括したお金が必要になるものですから、そういう面で必要な繰越金ではないかということで、一応、決算特別委員会のほうでも資料のほうは出させていただいたところではございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） シルバー人材センターは村の直轄の事業所ではないんですが、村の補助団体ということで村長が理事長もされているということでですね気になるところがあるんですが。昨年、まだ時給が八百幾らだったんですが、改善されたと聞きましたけど、今幾らになっていますか、分かりますか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

熊本県の最低賃金ということで940円かそのくらいだったと思いますけども、その基準まで、平成7年度からそういう基準でやっていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 課長、これはちょっと勉強してくださいよ。昨年、令和7年12月15日から952円になったんです、最低賃金。これは九州では一番安いんですよ。それで、現在、来年度からというけど、これを切ったらですね労働賃金法第40条というので50万円以下の罰金ですよ、企業者は。すぐ改めてせんと、それと労働基準法の120条を調べてください、30万円以下の罰金となっていますから、もうすぐですけど、県から指示が来ているはずですからすぐしないとやっぱりまずいんじゃないかなと思って、ついでに申し上げておきます。そういうことで、ぜひですね、結構、村民のためになるような組織だと思しますので、大事にして、人も増やせるようなことを考えてやっていかんと、減るばかりですから、そういうことも申し上げておきます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

大変失礼しました。最低賃金というのが頭にきちんと入っておらず申し訳なかったと思っております。最低賃金のラインでシルバー人材センターの分配金ですね、こちらのほうも対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 高齢者の補聴器購入の助成金がありますが、去年の実績がどれぐらいであったのか、それと、やはり補聴器は集音器と違って、きちんと医療機関というかきちんとしたところじゃないとなかなか調整がうまくいかないの、そのへんのところまで考えてあるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者の補聴器の購入ということで予算を組ませていただきまして、こちらのほう、片耳と両耳がございますものですから、そのあたりの内訳についてということで、予算は全額使わせていただいたというところでございます。内訳については、後ほど報告をさせていただきたいと思えます。

それと、補聴器に関しましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、精密機械ということでですねいろんな粗悪なものもありますし、いろんな悪質な販売とかそういうものもございますものですから、それについてはある程度そういうことで利用者の方が後で困らないようにですね事前に村のほうに業者等については相談してくださいというような感じで働きかけを行っております。昨年度はいろんな悪質は業者さんが入られて粗悪なものを高額な金額で販売とかそういうものがあつたもの

ですから、そういうことがないようにということで住民の皆様にもお知らせとかそういうものをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） お尋ねをいたします。地域福祉ですすね推進事業の委託料が1,200万円、福祉のほうに委託しておるとですかね、どうですか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

地域福祉増進事業業務委託料ということで1,265万円を計上させていただいているところでございますが、こちらのほうはげんぞう会とかですすね脳いきいき教室の送迎、筋力向上のトレーニングでありますとか、給食の配達業務、たっしゅかボタン業務や高齢者障害者に対する買い物支援業務ということで、社会福祉協議会のほうには地域増進臨時職員の方が3名の方がいらっしゃいますので、その方の人件費や福利厚生費、その他の事務費ということでなっております。あと、五木のともについても、たっしゅかボタンの業務とか、そういうもののいろんな業務ですすね、そのほうでこの委託料のほうをお支払いをしているところでございます。社協と五木の友に支払う委託料ということでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 最近ですすね、この前、課長の説明では社協での利用者がだんだん減ってきておるということでしたすすね。宮園の友のほうでも利用者が少しずつ減ってくると。減ったほうが健康であると、五木のお年寄りも健康である。しかし、反面、調査してみるとすすね、村外の施設にかなり入っておりますが、やはり村内で充実したほうがすすね皆さん、家族の皆さんも行き届く面が、意思の疎通もできる面があるわけですが、充実を図ってほしいと思っておりますが、このくらいの予算ではできないと思っておりますが、課長としてすすねどのように考えているか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者の福祉増進事業の業務委託料ということで1,265万円ということで先ほど申し上げさせていただいたところなんですけれども、まず、社協の事業でございませけれども、議員にお伝えした部分については通所とかすすねデイサービスとか、そういうものが減ってきているということでお伝えをしたと思っております。今年度におきましてすすね、そういう利用者の方が減少してきたのは事実でございます。そちらのほうはすすね介護保険事業で対応しております。根本的

な利用料とか、そういうところの負担については介護保険事業というところで実施をしております、こちらの地域福祉増進事業につきましては、げんぞう会でありますとか脳いきの送迎とか、そちらに当たる福祉職員の人件費ということで、介護とは別にこのような事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ようございますか。60ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 年寄りになるとなかなか体がかなわんわけですが、生きがい福祉サービスの給付費という、かなり高いわけですね、4,400万円。どういう事業をやって、効果があっているか、効果がないのか、莫大なお金ですから、課長としての考えはどうですか、事業の内容もできれば教えてください。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

こちらの障害福祉サービス等給付費ということでございますが、こちらのほうは障害者の福祉サービスの給付ということで、障害者に対しまして個々に合わせた福祉のサービスですね、障害者の方ですね、その入所や介護給付などの給付を負担するものでございます。扶助費ということで、障害者の方のサービスの利用料ということになっております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 課長、あまり分かって分かんような答弁ですが。お年寄りというのは社会福祉サービスを非常に楽しみにしておる方もおられるわけですが。これは弁当を配達したりする事業も含まれておるんですかね。やはり介護士が家庭を回って、元気ですか、福祉の連携をとってやる、テレビでよく市町村での事業内容をやりますね。やはり福祉を必要とする、手伝いを必要とする人のサービスも含まれておるんですか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

説明が不足しております、大変申し訳ございません。こちらのほうは老人の介護とかそちらのほうではございませんで、障害者福祉費ということで障害者に対して、個々に合わせた福祉サービスということで障害者の方の福祉事業ということで、障害者の方が施設に入所される場合や介護給付などを受けられる場合の給付を負担するものでございます。老人介護とはまた別ということでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは負担金ということですが、給付金になっておりますね。

げんぞう会とかそういうのは別ですか。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

げんぞう会とかにつきましては老人福祉ですね、そちらのほうになります。こちらのほうは障害者福祉ということで、老人とはまた別のものになっております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 61ページ。ございませんか。62ページ。63ページ。64ページ。65ページ。66ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 65ページなんですけど、健幸ポイントの報奨金なんですけど、健幸ポイントの利用率はどれぐらいなのか。それから、少ないような気がするんですけど。結構、熊本市なんかでは健幸ポイントというかそういったものの利用がよくなって、どんな健康の運動であるとかそういったものに活用されているんですけど、そういったのはもうちょっと増進するようなことを考えていないのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 健幸ポイントについてということでお尋ねでございます。これについて村が主宰する健康教室やウォーキングなどに参加していただいて、健診結果の改善などが目標に達成した方に対してポイントを付与するというところで、奨励金ということで現在出しているところでございます。

これをきっかけづくりに村民一人一人が健康づくりに対する意識を向上させていただいて、健康的な生活を継続することによって村民の方がいつまでも健やかに、幸せに暮らせることを目指すということでございます。

実績ということでございますけれども、これについては令和4年度から始めさせていただきまして、年々ですね利用者の方が増えてきている状況でございます。6年度についてということで、すみません、実績を持ち合わせておりませんが、昨年度よりも多い方に利用いただいているということで、結構高い得点を取られた方についてはある程度健康の改善が見られたという話も聞いてございますので、この取組については、ぜひですね続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 66ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 負担金でですね職員の人件費の負担金というのがありますが、これは540万円、これは五木からどこかに派遣している、それか五木に入れておるわけですか、県から。ちょっと教えていただきたい。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

こちらの派遣職員の人件費等の負担金540万円ということですが、こちらのほうは熊本県から保健師として五木村に派遣をいただいた折の人件費ということで計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） それとですね、上に認知症の予防業務委託と、これはどこかのお医者さんに認知症の予防の委託か何かされているわけですか。最近、認知症の方が増えておるといっていますが、その予防も兼ねて、あるいは認知症の対策も含めてやっておると思いますが、この委託をどこにされて、どのような事業をやられておるかをですね。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

認知症予防教室の業務委託ということで、こちらについては脳いきいき教室のことです。現在、頭地、宮園2カ所で実施しております、業者さんへ業務委託を行っているところでございます。

毎週水曜日に教室のほうを開催をさせていただいております、延べ、頭地が約40回、宮園が40回ということで80回の開催をさせていただいております。参加者については、現在のところ、実績としてはまだ出ておりませんが、大体、延べ600名弱の方が参加をさせていただいているものを思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 67ページ。68ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 昨日ちょっとお聞きしましたがですね、工事関係で梶原地区のですね水道があそこは何回もやっておりますが、お宮の前にですね九州電力から相談してずっと水を引いておりましたが、昨日お聞きしました中では止まった原因が分からんというようなことですが、調査してのことだろうと思いますが、かなり道路を掘ったりするとお金もかかるわけですが、もっと最善のいい方法は探ってみたのかどうかですね、それをお聞きしたいと思います。これは水のことですから地域の皆さんが迷惑しちゃうからですね。そして後々の水が出るか出らんかもですね、また工事をやらなきゃならんということになればいかんもんですから、私も心配して申し上げるわけです。止まった原因というものをどのように把握しておるかですね。そして、それが今やろうとしておるところが最善のコースなのかどうかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

梶原地区の簡易水道施設の修繕工事ということで3,500万円、また道路も3,300万円というふうに予算を計上しているところですが、梶原地区がなぜ修繕しなきゃいけないかという原因でございますけれども、7番議員さんおっしゃったとおり、経緯を私から申し上げますと、当初は入鴨地区のほうから水源を入鴨谷から約十何キロの導水管を引いて取水していたところでございますけれども、距離が長いが故に災害等が起きたり、また破裂したり、土砂が崩れたりということで、九電のほうに平成19年ぐらいに九電にお願いしたところでございます。そしたらば地区の井戸を、取水ですね、そちらを掘って、そこに水があると、近くにあるということで九電のお金で取水を掘ったところでございます。井戸に掘った水を汲み上げて既設の配水池、こちらのほうに濾過して砂濾過で入れていたところです。

ところが一昨年になりまして、井戸の水が1年の中で一番水が少ないといわれる2月、水が足りない、水が出てこないということになりまして、建設課のほうで給水措置としてタンクに水を入れて運んだところでございます。地区の方から事情を聞くところによりまして、最近はだんだん、だんだん少なくなって、特にやっぱり渇水期である2月には水が少ないと、ほかは大丈夫なんだけど、どうも不安だと。実際に断水しましたからですね。それで、建設課のほうで昨年度、令和5年度に水源調査というのをさせていただきました。代わり得る、またプラスになる取水箇所はどこかということで、地区の方々にヒアリングもして、この2月の渇水期にプラスになるような取水の箇所はどこかというのを近くの谷から、また、話を聞きますと、大昔に実は、取水の上のほう2キロ、山の上流のところから実は引いていたこともあるということで、そこを見たところ、そこも利用できるんじゃないかということで、1年間をかけて調査を行いました。先ほども言いました、2月の渇水期のときにも水量を調査して、プラスアルファで十分間に合うということで、今回この工事箇所にしたところでございます。

なおかつ、地区の水道の管理、濾過施設でございますけれども、砂濾過から、最近やはり年寄りで砂の掃除ができない、大変だと、ほかの地区は急速濾過器で自動洗浄があるじゃないかと、ほかのところも替えているところですね、今回そちらのほうも設置したいと。ところが濾過器を既設の場所に工事するに当たり、道路を掘らないといけないということで、今回、管理用道路も設置しているところです。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 住民の方はですね水がなければ生活困窮するわけですので、最

善の努力をしてやらなきゃいかんと思いますが、今度のところは、将来間違いないのか念を押してお聞きをしておきます。大丈夫ですか。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

水の確保というところで、次は九電が掘った取水もございませぬ、プラス今回の新しい水源、1足す1は2でございませぬけども、渇水期があるということで0.98とすれば1プラス0.98、十分水が足りると思っております。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませぬか。69ページ。70ページ。71ページ。72ページ。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 71ページで新規作物開拓検討業務委託料ということが出ております。説明資料もありますが、この間、事前にお聞きした中では、現在は夏秋イチゴとかいろいろあるけど、まだ確定できていない、新規作物は何かと聞いたらしいことだったんですが、その答弁にはお変わりないということですか。この箇所を詳しく御説明をお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

新規作物につきましては、現在、ブドウ山椒であったり夏秋イチゴ、こういったものが今後、五木の土地柄、地形とか含めましても、将来可能かと思っております、現在いろいろ準備を進めているところでございませぬ。

こういったものにつきましては、はっきりと誰がどうするということまではいってございませぬ。ただ、資料の9ページにありますけども、団地化であったりすねそういったものと併せていって、まずはそういう生産者をつくっていききたいというふうになら思っております。

ただ、可能性が高いものは夏秋イチゴであったりブドウ山椒というところで、今、事業のほうは進めているところでございませぬ。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私が見たときに、新規作物開拓と書いてあるものですから、一応事例がありますが、ブドウ山椒とか夏秋イチゴとか、また新しいものをということ想像したものですから、先ほどの補正では100万円ほど減額をしてあります。6年度はそれは何もなくて、7年度に新しくするということですかね、もう一回お答えをよろしくをお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

新規作物開拓業務委託につきましては、昨年度、今年度もですけど、今後、団地化に向けたり、必要なときにですねすぐ調査であったり地形、水の確保、そういった準備を行えるように予算化させていただいております。

ただ、言われるように、令和6年度につきましてはそこまで至らなかったために減額させていただいております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） そういうことが理由で補正では減額したが、7年度にここにまた力を注いでみたいということですかね。また、この下のほうのソバとかいろいろあるんですけども、資料もありますけども、ほかにニンニクとかクネブとか、いろいろソバに関すれば、かなり前から助成をされてやっておられますが、五木のソバというイメージも課長はどういうふうに思っておられるのか。また、よそのところに行っても、五木のソバという認知度があるのかどうか、ちょっとそのあたりお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えいたします。

ソバにつきましては、以前からですね五木村イコールソバのイメージがあるんですけども、もともと焼畑とかで自家製でつくっていたのがほとんどでございます。ただ、イメージとしまして、子守唄も併せてですけども、ソバのイメージがあるということで以前から村内のソバ、できれば五木に来られてソバを食べられるときに五木産のソバが少しでもということで支援をしております。

現在もですね村内の食堂で出させていただいておりますけども、それも100%というところには至っておりません。ですけども、やはり五木に来られたときにソバを食べたいというお問い合わせは多いので、何らかそういったイメージを残して、併せて生産される方の支援もしていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 今のところですけども、ソバとかいろいろ作物がつくられておるわけですけども、有害鳥獣被害対策で防護柵等ということで130万円の予算が上がっております。この資料を見ますと、シカネットワイヤーメッシュということで数量が465メートルとなっておりますが、130万円の中で465メートルの理解でいいんですか、メートル数として。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

資料の2ページですけど、まずは資料の訂正というか、こちらのもともと項目がですね、予算書にもあります有害鳥獣被害対策防護柵等の補助金ということですね

ども、すみません、頭が突然マイナス130万円ということになっておりますけど、資料が分かりにくくなってしまいました。今回、130万円マイナスはですね6年度の補正を表現しております、実際は執行予定が30万円ということで、465メーターを30万円で現在のところ、6年度でしたということで、申し訳ございませんけど、現予算160万円に対して30万円の執行で130万円の減額を6年度補正予算で上げたということです。

本年度につきましては130万円を予定しています。数量は今からですので、7年度は。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） その上のところの中山間地直接支払交付金がありますが、これの利用がなかなか進んでいないと思うんですけど、そのへんの利活用の考え方と、もう1点は耕作放棄地の対策ですが、年々やっぱりそういったところが見受けられるようになってきたんですが、その対策を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

中山間地直接支払交付金につきましては、五木の中では4カ所指定を受けております。こちらは県の補助金をいただいて、この4地区で皆さんがその団地内で耕作をされないところを維持管理するというふうに活動していただいているところでございまして、現在のところ、この4団地につきましてはそういう活動をしていただいておりますので、今後も継続をお願いしたいと思いますし、指導も県のほうから来ていただいているしておりますので、お願いしていきたく思っております。

併せまして、耕作放棄地につきましては年々やはり増えてまいっております。本来であれば、他地域であればほかの方が耕作を依頼を受けて代わってするというのが本来でございまして、五木の場合はそこもなかなか至っていない状況でございまして、先ほども少しありましたが、ブドウ山椒等はですね機械化も難しい、他の地域と同じようなところでございまして、標高であったりそういったものもあまり差がありませんので、そういったものでできないかということで耕作放棄地対策の皆さんに今、試験的に栽培を行っていただいております。そこで、本当に五木でですね栽培が可能であれば、今後、対策をもう少し広げていきたいなと思っております。

○議長（岡本精二君） 72ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 12の委託料でお尋ねいたしますが、五木村産材のPRですね、活動の業務委託料、これは今、林業が非常に不況であります、戦後最低の不況であります。五木村にとってはまさに大打撃の林家の皆さんだと思います。そこで、担

当としては五木村の材をPRして高く売ろうという計画だろうと思います。しかし、五木村の材を高く売ろうとしてもですね、今、市場が人吉市にある、相良にある、あるいは多良木もある、そういうところで一緒くたになって2メートルもの、3メートルもの、4メートルもの、そして計数によって一緒に市場をするわけですね。五木産材だけ取って市をされるわけじゃないわけです。どうして五木の材だけが高く売れるかという、やはり枝を打って年輪を刻んで、そして適期適伐の間伐をしたい材が安く売れるわけです。ほかに五木材だから高く売ると、そういう技は非常に難しいと思います。どこにこのようなことで五木の材が安く売られていたか、それに越したことはありません。それができるかどうかということをおもひは懸念しております。どこに委託されるんですか、これは。その効果があるかどうかですね、疑問です。400万円がた、材を出した人に還元したらどうですかと言いたいぐらい、非常に難しい話です。どう思いますか、担当課長として。安く売れますか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木産材PR活動業務の委託につきましては、これは現在、元々は葉枯天然乾燥材、こういった形で、今議員がおっしゃるように市場、製材所全部通しますと、五木にはございませんので、全部移動費がかかります。そういった経費を少しでも削除できればということで、五木産直材の事業を行っております。

ただ、なかなかそういった、この事業だけでですね五木の木材流通が全部高くなるということではございませんので、併せまして五木の木ですね、こういった木が、杉、ヒノキありますけども、五木でこういうふうには育ちましたと、ぜひ、買われるときは五木のものを、同じ値段であっても流通を増やすような形で買っただけであればということでこういったPRをしていながらですね、少しでもと。

また端材活用ですね、100立米切って70立米だけが市場に行くと、じゃあ残りの30立米もお金にできないかとかそういった活動も行っているところでございます。

この委託先につきましては、山村活性化協議会のほうに委託をして、現在もはがらしであったり、端材活用、こういったものをしていただいております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 土肥課長、話は分かるんですよ。400万円もかけてですね五木の材が相良村のよりも、あるいは人吉市のよりも1%でも10%でも安く売れるということはあり得ないと思いますよね。材質がいいなら、それは安く売れますよ。これは商売上、何でも品物がよければ高いわけですから。そういう効果があるのかどうかということですから。これだけの費用をかけて効果がないなら、別の方向を考えたほうがいいのではないかと、林家の皆さんが少しでも意欲を持つために、いい

材をつくってください、そうすれば高く売れますよ、補助しますから間伐してください、枝も打ってくださいということになれば、将来高く売れる木になることは事実ですよ。そこで、下にモデル林の育成ということでかなりの委託料をしておりますが、そういった方向の制度のほうがかえっていいんじゃないかなと思いますので、ひとつ申し上げておきます。

それから、林業の自伐林業ということでしておりますが、これはマニュアル的なものをですね林家の人に示して、山江のようにですね広告にも出したり、あるいは林家の皆さんにチラシを出したりして山の育成を図っていく、災害の起きないようにする、そしていい材をつくる、そして高く売れる、林家も喜ぶ、そういうシステムをやはりしなければ林家の方は希望を失っていますよ。そういうふうな考えはないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

自伐型林業育成の定住促進事業につきまして、昨年度から予定いたしておりました、今言われるようにですね山江村が行っている自伐林家と目的的なものは一緒でございます。ただ、山江は自伐林家の方が今おられるので、その方々に指示をしよう。うちの場合はなかなかそういう方がおられないのでですね、県有林に協力いただきまして、将来は県有林を使ったりして新たな自伐林家になり得る方を育てられないかということで、協力隊の皆様を今、現状は募集しながら育成して、後々は五木の山を守っていただきたいというのが目的でございます。

ただ、昨年につきましては、御説明しましたが、なかなか人材が集まらなかったということで、今年度も引き続き、人材確保を行っていきたくております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 72ページの予算とは関係ございませんが、五木村の主産業というのは、戦後、植えよ増やせよで、先輩たちが一生懸命努力して植林をして将来に夢を託しておったわけです。ところが経済の変動によってですね非常にこういう窮屈な林家になってしまったわけですから、少しでも打開してやるのは私たち行政の仕事だと思います。考えて、いろいろよその町村もやっておりますが、五木村では飛躍的にですね、よその町村よりも先駆けて、このように林家の所得の増大を図っておるということも、ひとつこの中で泳いでいただきたいとお願いして、そういう考えがあるのかどうか。終わります。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

林業全般につきましては、五木村94%が森林でございますので、主要産業としま

して活動を行っているところでございます。

ここの林業振興費には、今モデル林であったり、こういった見せる活動、またモデル林とか見ていただいitてつくったりですね、自伐林家として育てる、こういった活動を行っているというふうに今説明しました。

あとは、後ほどあります、森林環境譲与税を使いましてですね、五木村としては他の地域にありませんように保育までの補助事業を100%で行うというような事業でありましたり、森林整備の雇用体系を応援しようという事業でありましたり、こういったものにつきましては県内でも唯一と思っておりますし、併せて、こういった財源確保におきましても、村有林の活用でございましたり、J-クレジットの活用をして資金の確保もしていきたいと思っておりますので、そういったこと全て合わせて林業振興につなげていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 73ページ。1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 狩猟免許取得補助金関係なんですけど、おかげさまでですね狩猟は五木村は結構ワナの免許を取得された方が多くなりました。しかしですね、数年経ちますと、また高齢化になって少なくなっていく可能性もあります。それで、五木村に若い人たちですね、今ここにいらっしゃる役場の方、公務員の方、ぜひ取っていただきたいとともにですね、五木村でぜひですねワナの免許の講習でも開くような状態に持っていくのが一番いいんですけど、振興課長、どうですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

狩猟免許につきましては、村のほうでもですね鉄砲、ワナ、助成しております、ワナのほうは増えております。鉄砲については減っております、正直。ですけども、ワナの捕獲のほうは駆除では多くなってきておりますので、今後もこういった形で支援をしていきたいと思っております。

ただ、免許につきましてはですね、これはまだ正直、相談とかはしたことはございませんけども、県のほうで実施する試験でございます。それに併せまして、県猟友会のほうで講習を行っていただいております。現在でも振興局単位で行っていただいて、なるべく移動幅を小さくしていただいて、球磨郡でも。ただ、ほかの地域でもできるというような形を取っていただいておりますので、そういった斡旋を行って、球磨郡でできなかったときは近くに行って取れますよというような御指導とかしながら免許の所持者を増やしていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 74ページ。75ページ。76ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 昨日もちよつと話が出ました、田山議員からお話がありました。ヤマメのですね委託料、これは最初は契約も見せてもらいましたが、修理するのは

ここの責任ですとか、そういうのは書いてないようですね。当時、やらせてくださいませんか、熊本からの魚屋さんの、それはいい話だということで、その当時間も議会も了承したと思います。1年以上経って修理の代金をお願いしてきたということは大変私どもびっくりしておるわけですが、そういうのは契約する中では話が出なかったんですかね、担当課長どうですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

昨日の全員協議会でもちょっとお話をさせていただきましたけども、こちらの施設につきましては村の指定管理委託ということで、村の施設を管理いただくという契約をさせていただいております。先日、契約書も見ていただいたと思うんですけども、契約の内容でですねコストの配分ということで、費用配分ですね、何らかあったときということで、その中で小規模なものにつきましては借りている指定管理者が管理をすると、ただ、それ以上ですね、小規模でない場合は施設の所有者である村が行うという契約になっております。もちろんですけども、なるべく村は支出が少ないほうがいいんですけども、今回は村の施設の部分の工事になりますので、しかも、新たないろいろな考えを持って現在も活動いただいておりますので、村としても支援したいということで、契約の中にもうたっている内容で進めていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 当時はそういう話はあるまじなかつたような気がいたしますが、本来なら行政としてはですね貸付して、向こうが引き受ける、第三セクターに五木村は今までヤマメを十何年委託して相当金も突っ込みました。ところが民間からそういうやらせていただきたいと、喜び勇んで私どももおったわけですが、こういう結果になった。やはり、そういった場合には行政としてはですね保険、建物しかできないという話もありますが、やはり安定した魚を養うためには水が必要でございまして、魚には水です、ホースとかそういうものですね、やはり保険とかあるのかどうか知りませんが、お互い迷惑をかからないように、そういったものも配慮しておくべきではなかつたですか。そうせんと、お互い不愉快な思いをし、出費がまた嵩んでいる。貸さないほうがよかつたじゃないかということにもなりますよ。それは五木村のお金を出さなきゃいかんわけですから、出すということで予算が出てきておりますが、本当にそれでいいのですか。村民が見ておりますから、個人でやっておられる方もおられますよ、自分で自腹で切ってやっておられます。そういうことも考慮しながら、やはり村民の生活の安定のためには、あるいは産業振興の促進のためには、今まで苦い経験でやってきたわけですから、そういった水

の関係、災害の関係、施設の破壊、そういう保険とかいろんな、実際の保険がないなら任意保険はできないのか。行政としては最善の気配りをして取りかからなければならぬのではないですか、村長、どう思いますか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今のヤマメ養魚場の今回の改修ということで予算をお願いしている件でありますけども、昨日の全員協議会でもいろいろものは申し上げましたけども、先ほど土肥課長のほうからその経緯等には若干触れていただきましたけども、今、下梶原のヤマメの養魚場の施設に入っておられる業者についてはですね熊本でいろいろ事業展開をされて、熊本県内でヤマメの養魚施設を探している中で五木村の養魚施設が空いているということで来ていただいて、現地も見させていただきました。

そういうことも議会の皆様をお願いをして、あそこを使うならと、今、西村議員おっしゃるように、使ってもらおうかということでスタートした経緯がございます。その中で、今度入ってこられた業者が全て行政に甘えてですねいろいろ全てを行政が負担してくれという話じゃありませんで、これまでも1年以上、いろんな災害のときでも内部の施設の、例えば掃除とかいろんな改修とか全て業者が負担をしてやっておられまして、主に週に4日ぐらいは熊本市内のほうからずっと社長も通われて、そういう中には役場にも寄っていただいて、とにかく五木のヤマメというのは魅力があるのでやっていきたいと、そういうお話をされておりました、その中で若干新しいものもということでニジマスもやってみたいと。その会社については勢いを非常に私どもは感じておりました、すぐ来られてから、五木村の商工会に会社を立ち上げて入っていただきました。

川魚をですね、いろんな業があったと思いますけども、民間の方が熊本から来て、その業のなりわいとして五木の商工会に加盟いただいて腰を据えてこれをやりたいという意気込みでありますので、その中で、去年のちょうど夏場過ぎの大雨のときに非常に水源が荒れまして、それで非常に水槽が濁ってまいりました。そのときにですね徹夜で来られて、全ての稚魚と、ニジマスも含めて全部回収されまして、徹夜で。それは全て民間で商品化をされて、いろんな流通先を持っておられますので、例えば国内はもとより、アメリカのほうにもですね流通先を持っておられます。そういう中で、今回は新たに、ヤマメもそうではありますけども、五木村で鰻を養殖したいと、やっと認可が取れて、これは国のほうから認可をいただきますけれども、やっと抽選で認可を取られて、その意気込みのもとにですねあそこで事業拡大をやりながら雇用の拡大、それと五木村のやはり川魚をこれから日本中、世界中に売っていききたいという意気込みがあっておられますので、そういう熱い、村外から来た

企業の方が思いがある以上は、村としたらしっかりですね五木村の振興を支える、本当に優良の企業だなと思っておりますので、また地場の会社も立ち上げられましたので、五木の業としての支えもやっていくと、これは行政は当たり前かと思っております。

それで、契約書はありますので、村が最低できるところはですねしっかり、水源の確保、これはやらない限り業が成り立ちませんので、それ以外については自社で頑張っておられますので、今回、令和7年度については安定した水をですねしっかり届けてやると、そういうのは行政の使命だと思っておりますので、それについてはぜひお願いをしたいというふうに思っております。

あの企業を中心に、新たなですね水産業の業が広がって行ってですねいろんな商品価値が生まれて、そこに雇用が生まれる。そういうものを私はしっかり期待をしておりますので、これについては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 私どももヤマメの養魚場が反映することを願ってはおるわけですが、例えばですね、今、球磨郡でも山江村がやっております、球磨村でもやっています、村がやっているというわけではありませんが、もともと山江は村がやっておったのを、今、ヒグマさんがやっておられますが、非常に盛会で釣堀までやって成果を上げておる。民間でやっております。やはり行政でやるとですねそういうふうな安易なおんぶにだっこの的な考えが出てくるからですね、できれば民間でやって、その当時、民間から、熊本からやってやろうというようなお話で、私ども大賛成でしたが、地域にはですね個人でやっておられる方もおられるんですよ。100%村がバックアップするということは、地域エゴからいってもですねどうかなということ質問をしておるわけですので。何でもかんでも故障したから村がということで、よその地域では民間がやっているわけですから、蘇陽でもそうですよ、個人でやっていますよ。努力ですよ、努力。そういうことを本人が今の話でいくとどうかなと思うことは、鰻の話も出ましたがですね、ヤマメというのは14度以下でないと育たない。鰻はですねできれば20度以上のぬるい水でないと大きくなる。あそこで鰻をやるといったら大抵な努力が必要です。もともと難しいと思いますよ。あれもし、これもしじゃいかんですと私は思いますが、ふらふらじゃいかんですから、やはり本腰を入れて、ヤマメならヤマメをやることが一番大事な話ではないかと思っておりますので、二股掛けちゃだめだと思っております。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、業について、いろいろ、これは民間の話になりますけども、私ども行政の考

え方からすれば、西村議員と同じような考えで、行政に甘えてもらっても困るというふうに思っております。しかしながら、今の流通とか今の事業所、来ておりますけれども、彼たちの考えからしたら、いろんな売り先を持ちながら、そういうものにもチャレンジをしながら、また、五木の商工会にも入って商工振興補助金等も活用して自分たちも負担をしながらですねいろんな策の中で、やはり五木村の水産、例えば川魚とかそういうものを世界に売っていききたいという、そういう希望がございますので、何もふらふらした感じでとか、腰が据わらない事業所ではありませんので、これは五木村の事業所として登録をいただいて、今、商工会に加盟いただいておりますので、これからもですねしっかり行政が支援できるところはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

そしてまた、よそから、これから、また将来にかけてもいろんな業種の方が入ってこられるかもしれませんが、そこはやはり1年、2年して入ってきた事業所の姿勢を見ればですね、本気で考えているのか、考えていないのかというのは私ども若干分かるような気がしますので、今回の件についてはですね五木をどうにかしたいという彼たちの思いもありますので、法に則ってですね甲乙の契約もしておりますので、行政ができる最低限なところはしっかりやってやりたいというところでございます。

○議長（岡本精二君） ここで暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後3時59分

再開 午後3時59分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、一般会計77ページから行いますので、よろしくお願
いします。

異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時00分

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月13日（木）開会

（第7日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第5号）

令和7年3月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 質疑
- 日程第2 討論
- 日程第3 採決
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 園 田 良 治 君
- 2番 早 田 吉 臣 君
- 3番 中 村 俊 也 君
- 4番 川 邊 正 美 君
- 5番 田 山 淳 士 君
- 7番 西 村 久 徳 君
- 8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 麦 田 健 一 郎 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 北 原 仁 司 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建 設 課 長 黒 木 光 重 君
- 会計管理者 大 岩 留 美 君
- 教 育 長 西 龍 三 郎 君

教育課長 山尾 浩二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木野 徹也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

皆様方に言いづらいことでございますけれども、御不幸をお伝えしなければならぬようになりました。6番の藤本議員が御逝去されました。故藤本新一議員に対し黙祷を捧げたいと思いますので御起立をください。

黙祷、始め。

[黙祷]

○議長（岡本精二君） 黙祷、直れ。着席。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 質疑

○議長（岡本精二君） 日程第1 質疑を行います。

前日に引き続き、議案第16号の歳出76ページから行います。質疑ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ヤマメの養魚場の話がこの前も出ておりましたが、これはやっぱり契約書をもう少しはっきりした契約書でないかと思っておりますが、担当課長どうですか。次から次にいろんなことが出てくると思いますよ、災害があったり、あるいは一番の水ですから、そういったホースの破損とかそういうのがありますからですね。向こうが請負をさせてくれということですからですね、どうにもならないような村がはめに入らんようお願いしたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。お答えします。

まずは、契約内容につきましては令和5年9月に締結しておりますので、まだこの契約の期間がなされております。内容等をもう少しということであれば、現状で行けば、この協議の中でですね疑義が生じたときは甲乙で協議するということになるとは思いますが、現在もいろいろ協議は行いながら進めておりますので、この協定書、これは指定管理の場合、協定書という形になりますので、他の指定管理の内容等も踏まえて、当時つくらせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは全体で1,500万円ということになりますですね。貴重な

お金だと思えますよ。それで、成功していただきたいのは私たちの願いですけども、ああいう急峻なところではいろんな災害が想定しております。それから相当年数が経っておりますので、施設もですね、浄化槽も古くなっておるようでございますから、そういうものを次から次に出てくる予想があります。そこを勘案しながら、契約書をもう一回ですね見直して分担の割合等も含めて検討していただきたいと思えます。どうですか、検討する余地ありますか。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時07分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。76ページ、ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 林業担い手の助成金ですが、1,800万円ですが、補正予算では500万円の減額になっていましたが、これは森林環境譲与税を使っていますのでしっかりと使ってほしいところなんです、当てがあるのかどうかですね、事業体が新しくできるのか、それとも事業体で人を増やす予定があって担い手の予算を満額にするのか、そのところを伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の13ページに林業担い手育成補助金の関係に掲載しております。現在の6年度につきまして、内容を若干変更させていただいています、当初予算のときにですね。これは林業担い手を確保するために月給制をという条件をもともとあっておりました。これを日給月給の方も条件として入れて整備を増やしたいということで、当初はそういう方を増やせば対象人数が増えるということで、昨年予算を上げさせました。そして、実際行ったら、やっぱり相手の人数とかで、普通の月給制の人ほどの補助金が必要ないということで減額になりました。

ただ、今回はやはりうちとすれば、月給制にそういう人を変えてほしいということで、日給制の人は月に10日とか少なくなりますので、それをやっぱり月給のように20日以上働いていただきたいという要望もありまして、単価的には月給制と同じようにまた計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 日給の人は月給に固定の給料があって、プラスを目指したいか

らまた戻したということなんです、もう1つ、林業大学校の件があって、今年、林業大学校を卒業した人が五木に残るかと思って私は期待していたんですが、なかなかそういうのがなくて、やはり林業大学校を出て、五木に事業体に残ってほしいなというのがあるんですが、そういうのを含めて担い手事業に何かできないのかと思っているんですが、そのへんの斡旋というか、そういうのはあったのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

林業大学校につきましては、今年度、県南校では6名卒業されます。その中で1名の方が協議中というところがございますけども、どちらに行くか分かりません。ただ、そういうのも含めてですね、一番は県の大学ですので五木だけということにはいきませんが、県南でほとんどの方が県南校は就業していただいておりますので、今後できれば五木に就業していただきたいと。

ただ、一方では、今、在り方検討会がございます、この中で熊本林業大学校の考えを若干変えながらいっております。その中に、今、五木に特化したショートコースというのをつくれなかと。これで、五木の暮らしを行いながら勉強も行えと。卒業したら、そのまま五木に住めるというような、まだ中身は今からかなり検討されると思いますけど、五木に学校を置くという意味を拡充する上でも、そういったコースをつくりたいというふうに今、検討・協議をいただいておりますので、今後、期待していきたいと思います。

○議長（岡本精二君） ようございますか。1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 一番下ですね稚鮎放流助成金30万円してありますけど、大体これはどのくらいぐらい補助されるのか、去年の例でも結構です。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業課資料の18ページにですね様々な事業の経年の資料を付けておりますけども、18ページの下から2番目に稚鮎の放流の実績、6年度がですね鮎が6万匹、ヤマメが1万3,500匹、鰻が800匹という放流の実績となっております。

○議長（岡本精二君） 1番、園田議員。

○1番（園田良治君） 結構放流をされているわけですけども、実際、獲れ高というのどうですかね、鮎を捕られる方がなかなかいないと、鵜に喰われてですね張り網をしても捕れないと。やっぱりそういう対策をですねしていかないと駄目ですから、やっぱりそういう成果が出るようにですね、そういう感じで今後やっていけるのか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

捕獲量につきましてはですね組合員さんは漁協のほうに報告されると思うんですが、そこからうちのほうに、これだけ捕ったとか、特にうちは販売は道の駅で数名の方がされているだけですので、ほとんどないと、自家処理になってしまいますので、そういった漁の数量は把握は行っておりません。ただ、今言われるように、カワウの被害が多いと。これは、今度は鳥獣被害防止対策協議会の中でも協議があっておりまして、今はどうしても県の許可になりますので、かなり厳しい条件の中での駆除ということで、こちらは各市町村、うちだけはございません、うちは被害が少ないほうでなっておりますので、球磨郡全体で今協議をしておられますので、今後、カワウの被害、また駆除については、また別途検討していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 2番議員さんから担い手の話がありましたけど、私は省略して申し上げますと、担い手育成の1,800万円という、これは担い手は五木村でもどこでもですけども、林業の担い手がおられません。深刻な問題だと思います。それに対する補助金だと思いますが、助成金だと思いますが、この表を見ますとですね、13ページですかね、事務員が17人と、6事業体の中の17人と解釈していいですか。

それとですね日給制、月給制いろいろありますが、平成6年度での事業体というのではないわけですが、数字がないわけですが、これは把握ができないんですか。今現在、6事業体で66人、非常に少ないという、働き手がないということをお聞きしますが、この数字は間違いございませんか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは13ページの資料の6年度の詳細がまだ区分ができておりませんが、昨年度でいった場合に事務員さんの17名は6事業体かということで、これは6事業体になります。17名の事務員さんがおられると。月給制が27名、日給制が16名。

令和6年度の実績としましては、申し訳ございませんけども、内訳はまだあれなんですけど、5ページでですね6年度の実績としましては、これは補助事業を対象とした分は5事業体で48名となっております。ですので、もう少し増えると思っておりますけれども、13ページの分は村内の6事業体、全部の数字を記入させていただいております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 確認しておきますが、6事業体で66人を1事業体当たりが数字で割ってみれば分かるわけですが、非常に少ないということですが、この数字は間

違いありませんかという、把握をしておられるんですか。これは補助金をやるわけですから、1,200万円、事務員とは、あるいは月給制とか、それから日給制とかに分けて、どのようにして分けてやるんですかね、事業体に一括して何名だからというところでやるんですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

資料13ページの数字につきましては、聞き取りにより、あくまでも年度末の数字になります。

補助事業につきましては、この中で月給制の森林整備員さん、日給制の整備員さんが対象となった補助事業となっております。ですので、年度の中でも流動がございます。ですので、毎月の支払い、これをもってどれだけ支出をしたかという申請書を出していただいたものに対する補助金となっております。

○議長（岡本精二君） ようございますか。76ページ、ほかにもございませんか。77ページ。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 77ページです。ねたくさんあるわけですが、この中でですね商工振興補助金1,000万円、それから次世代を担う事業者支援補助金が2,000万円組んでありますが、内容を村民も知っている人と知らない人がいるですね、常会あたりで通知はされたと思うんですが、聞けば知らない人がほとんど、ああ、こういうのもあったのかという感じで、よく見てないのか分かりませんが、その内容を議会のほうにも資料とかやってありますか。休憩をとって、この2つの資料ですね、基準とかどういうものがあるか知りたいものですから、資料を請求したいんですけど。お願いします。

○議長（岡本精二君） ただいま、5番議員さんから、商工振興補助金、次世代に伴う事業者の支援補助金等々についての資料をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） まず、1点は、皆さんがなかなか周知していないということですが、そちらにつきましては年度初めですね予算が通りましたときに、一応区長会の中では農林水産業補助金のこういったものがありますというのは区長会を通じて流しておりますし、一方、商工会の協力を得ながら行っておりますので、商工会のほうでは商工会員の皆さんにも、また事業所の皆さんにも周知をお願いしますということしております。

こちらの資料につきましては、後ほど、昨年度同じですけど、実績が若干代わっている資料がありますので、そちらの方をお持ちします。

○議長（岡本精二君） 暫時休憩します。11時10分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、5番議員さんから資料の提出がございました。産業振興課長より提出がそれぞれあっておると思いますので、説明をお願いします。土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 御説明します。

先ほど資料の提出依頼がありましたので、お手元に今配付させていただいております。

まず、商工振興補助金ですけれども、こちらにつきましては目的が商工業を営む組織、団体が行う事業に助成することで、村の商工業の振興を図るということで、対象事業が業務改善、効率化の支援、また新規業種、事業導入、施設整備支援ということになっております。

対象経費は、その事業に対する企業となっております。

対象外ですけれども、総事業費が20万円に満たないもの、または事業内訳の中の経費が2万円未満のものなど、事業以外にも転用が簡易にできる事業経費などが対象外となっております。

補助率が2分の1。小規模事業者が3分の2となっております。交付限度額が100万円。また、補助の要件としまして商工会員及び加入予定者となっております。そのとき経営支援プログラムの申請への添付が必要となっております。

下のほうに、平成30年度から令和6年度実績を記入しております。

7年度予定が5事業所、補助金としましては1,000万円を予定しております。申し訳ございません。

次世代を担う事業者支援補助金につきましては、目的が、村内で事業を営んでいる事業者及び後継者予定者で次世代を担うべき年齢層の者が行う事業に助成することで村の産業振興を図るということで、対象事業としましては、事業を継続するために必要な事業、後継者対策に必要な事業、新たな取組に必要な事業としております。また、令和9年度までの時限立法となっております。対象経費につきましては、今の事業に必要なものとなっております。対象外経費としましては、事業費が200万円を見ないもの、また事業以外にも転用が簡易な事業経費、事業内内訳が2万円未満の消耗品、簡易な備品等というのが対象外となっております。補助率が3分の2。交付限度額が1,000万円。

補助の条件ですけれども、次世代を担う事業を対象として、おおむね50歳までの事業者及び後継者が属する事業所。対象者は五木村商工会員。既に2年以上、年間を通じて村内で事業を営んでいる者が、今後も事業を継続すること。また、交付申請時には確約書を厳守するということが添付をお願いしております。当事業の補助金は、1事業に対して1回の交付としておりますので、5年間の中で一度しか利用ができないということになっております。5年度と6年度の実績が、1事業所ずつとなっております。令和7年度、現在、1事業所が相談を受けております。また、そのほかということで2事業を予定しておるところです。

以上です。

○議長（岡本精二君） ただいま説明がありました。ようございますか。77ページ、ほかにご覧いませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 一般質問でもしておりますので、委託料の買い物支援の実証事業業務委託ということで、いろいろ説明書に書いてありますが、やはり、この間申し上げましたように、これは早くというか、委託されるほうもありますので、どういう選択肢があるのかなと思って。村内の事業所、そういうことが果たしてできる事業所があるのかどうか。また、そのときに言いましたように、協力隊とかそういうところまで、それは特殊な業務ですから余り望むというのも難しいかも分からないんですけども、村外の大手のスーパーとかそういう結びつきをいろいろアイデアとか逆にもらったりして、こういう支援金をうまく使った利用の仕方とか、今回、新年度にその事業を始められるということですが、一番最初に出だし、そういう情報とかそういうのが一番大事だと思いますので、その辺りどういうふうにお考えかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

資料としましては産業振興課の15ページに掲載しておりますけれども、イメージとしましては、まずはですね、今回商工業ということで、これの事業でですね、本来収益性があれば一番いいことですので、そういったことはできれば村内の事業所にさせていただきたいなど。最初から村外を考えますと、そのへんがちょっと厳しくなると思っておりますので、まずは村内の方々に協議を願いたい。ただ、その中でも新たな事業というのは厳しいかとも思われますので、現在、こういった事業に似たことをやられたり、仕入れの相手先をお持ちであったり、そういった方々に別途、今回こういう事業を行うのに必要な経費を村から試験的にお支払いして、今の事業プラスアルファでできないものかというのを、まずは御相談していきたいとは思っております。

そういう中で人手が足りないとかそういったものが対応できればということであれば、また協力隊であったり、先ほど言われたようなものも追加で検討はしているものかとは思いますが、まずは、この事業について村内で対応いただける方々がいらっしゃれば、試験的にお願いしたい。全協でも説明しましたけども、1年とか、これがすぐすぐできるものもありますので、厳しいところもありますので、一、二年行いながら、本当に村内で可能なのかということも併せて検証していきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 次世代を担う事業支援というのはですね、実際、今見ていたら農水省のほうでこういった制度がありますよね、後継者を育成する、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成ということで27億円ぐらい予算を組んで、国のほうから制度があるんですが、国・県を通して入ってくるわけですが。これとは関係ないんですかね、村単独ですか、そこら辺確認を。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、その事業とは関連せず、村単独の事業でございます。国庫補助等になりますと要件等もありまして、厳しいところもありますので、今回は既に五木で行っている事業所を応援したいということで、村単独事業で計画しております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） せっかく国にこういったすばらしい制度があるからですね、村の金というのは、できれば1人でも多くの方にですね使っていただきたいという思いがあるわけですが。事業所といっても、五木の場合は人口も少ないですから、わずかな人ですよ、対象になるのはですね。ですから、やっぱりそれに1,000万円という大金を使うということであれば、国・県の制度をせっかくあるんだからですねもっと勉強して、農水省の次世代を担うという項目があるんですよ、だから何でそういったのを使わなかったのかなと思うわけですが。せっかくある制度をやっぱり使うほうが村の負担も少なくなるしですね。村の事業所がやっていくのは結構ですが、この中にですね例えば事業所の規模とか雇用人数が何人いるとか、そこら辺のものはないのかですよ。事業所の人数ですね、従業員さんが何人いて、年商幾らぐらいしているとか、そういう規定は全然ないんですか、これに書いてある以外の規定というのは。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

この規定につきましては、今ここに記載しているものだけでございまして、規模

だったり人数、そこはうたっておりません。先ほど議員さんも言われたとおり、本村、小さい事業所が多いので、そういったところまでもお手伝いしたいということで、しておりません。ただし、商工会のほうからいただく経営支援プログラム、こちらで現状と今後の目標、そういったものを計画をつくっていただいて添付していただいておりますので、それを見て継続していただきたいということで支援をしたいということをつくっております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） これを見ますと、今までに5年もやっているということですよ、今まで5年からですか始めたのは。5年、6年とやってみて、その事業所が現在はどうなですか、これを機会に活性化して伸びているのか、相変わらずのようなものなのか、そこら辺は調査とかされていますか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

令和5年度から2年間、現在実施して2事業所が利用されております。この2つの事業所もですね、1つの事業所は新たな商品の運用に必要なものとして、以前からも頑張っておられますし、今度も規模拡大を図りたいということで現状も行っておられます。1つの事業所は雇用環境を改善したいということで、従業員の確保に向けた雇用体制、そういったものを改善しておられまして、村内で頑張っておられるところでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 上に行ったり下に行ったりして申し訳ないんですが、同じページですので。商工振興補助金ですね、これは平成30年から7年か8年ぐらいですね、これも100万円補助金をもらって、やっぱり皆さん頑張っていますと思うんですが、実際に、100万円はいただいたけど商売はやっていないという示させるというところもあるんじゃないですかね、そこら辺は、さっきと同じように現状はどうなですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

こちらの商工振興補助金については、始まったのは平成24年から行っています。ただ、内容をいろいろ変えておられまして、令和元年度に大幅に要項を変更しております。令和元年度からですけど、利用者のほうが申請が41件ございます。41件で、申請された団体は、現在も全て五木村内で事業を営んでおられます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。78ページ。4番、川邊議員。

○4番（川邊正美君） 78ページの中で端海野自然公園の、資料にもありますけどもキ

キャンプ場内の施設の改修再整備を実施すると書いてありますが、全協あたりでも説明があったかもしれませんが、あそこの中の運動場ですね、これはどういうふうに、グラウンドとして使うのか、ほかの活用を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

令和7年度で再整備にかかる改修の計画をつくりたいと思っております。こちらにつきましては、設立当初はグラウンドとしての利用もあったんですけど、現在、端海野のキャンプ場公園併せまして、利用が、マウンテンバイクが終わって以来はありません。ですので、これは7年度に調査して、どういう利用がいいかということから検討はしたいと思っておりますけども、現時点ではグラウンドとしての利用は余り価値がないのかなと思っておりますので、違う形にできればと考えております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は全協でもお伺いしましたが、アクティビティ環境整備業務委託料ということでございますが、令和6年度で検討したアクティビティ導入調査に基づいた実施の可能性の高い事業を、再度検討して実行するということですが、この間聞いたような質問ですが、どういう調査をしたのか、また、可能性の高い事業というのは何なのか。また、名称ですね、今バンジーありますが、何をするのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、令和6年度にアクティビティの導入検討ということで、大きくはですね、これは資料的なものですけども、40項目ぐらいの中から実際五木でできるのはどのくらいあるということで、10項目ぐらいに絞りまして、その1つ1つの実行性等を調査させていただきました。

その中で、以前説明もいたしましたけども、中学校議会でもですねいろいろありました、ジップラインであったり、も検討の中には入っております。ただ、この中でですね、最終的には運営者が村以外になりますので、どういう事業所が運営ができるのか、そういったものも検討しまして、そういう意味での実行性の高いものを、まずは令和7年度に行いたいということで、その今一番近いという中身ではシャワークライミングという、谷を上ったりするようなものとかがございます。キャニオニングですね、そういったものを今検討しております。ジップラインであったり、今、サウナテントとかいろいろ活用してはありますが、そういったもの、複合的なものについては継続して検討したいと。今、現状行っているサップであったりカヤック、こういったものとも複合して何かできないかということで、事業所あたりも今後誰

が運営するということでも7年度は検討できればと思っております。

内容としましては委託で、そういったことを含めた運営性を含めた調査を7年度はしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） この中にたくさんあるんですが、まずですね公園の管理ですね、瀬目公園管理委託業務がありますが、この前、全協の中でまた公募するようなことをちょっといわれてましたよね。今、実際やっていないということですか、一回も開いているのを見たことないです、先月から。だから、やっていないのか、今から公募するという事は。やっていないだったら片付けてきれいにして公募しないといかんけど、現況を教えてくださいませんか。国交省がわざわざつくってくれて、やっぱり申し訳ないですよ国交省に。それも直してくれと言っているんでしょう、国交省に。やっぱりそれをやる以上はちゃんと使ってあげないと失礼だと思いますけど、どんなですかね、現況は。みんな何でだろうか、何でだろうかと言いますよ、あそこが閉まっているから。現状どうなっているのか、今後どうするのか説明してください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

瀬目公園につきましては、例年ですね行政財産使用許可で1年、1年の相手方を決めまして更新しておりますので、また募集するというのは4月からの分を募集して、また契約していきたいという意味での公募でございます。

前は1者でございました、今回どうなるか分かりませんが、併せまして施設の管理もお願いしております。現在ですね店が開いていない日が多いということですが、トイレの管理、そういったものについてはさせていただいております、確認もさせていただいて、こちらかもまた追加で要望等もさせていただいているところでございます。

今後につきましては、令和7年度、また募集しまして、来られた方と協議を行いながら、なるべく利用が高いような運営体制をお願いしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 年度末から今までですね開いているのを、1日か2日ぐらいしか開いていないんですが、そこら辺は話し合っているんですか、これだけ閉めている理由とかですね。そこら辺の、やっぱり借りた以上はですね。五木の玄関口になるわけですから見苦しいわけです、ずっと閉まっているのはですね。ですから、そこら辺の理由は把握されていますか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 回答いたします。

現在利用されている方は、村内で本業をお持ちで商品の販売先としてあそこの場所を利用させていただいているところがございます。そういった状況を確認しまして、お話等をしている中でですね、人をかなり募集されて、以前はおられて、その方が店のほうを行っていただいていたと。その方が辞められてから、なかなか人材不足ですね、本業を止めてまではちょっとできないという日があるということで、現在に至っているということで、人がいればということで、反対に、人が村内におりませんかというような御相談を受けている状態でございますけども、なかなかいないというのが現状です。

今後については、そういった全体的な運営も含めてですね来年また利用されるのであれば、どういう計画を持って利用されるかは相談していきたいと思えます

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） それは今後注目していきたいと思えます。

その上でですね公園管理業務委託料というのがかなり高額で270万円あるわけですが、これは公園の、てんぐ巣病も聞きましたけど、これはどういうもので、どこの公園を、どんな管理をされるのかお願いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

この公園管理につきましては、自然公園以外の公園、大通りとか白滝、横手とかこういった公園の清掃、またトイレの清掃、そういったものを委託しているものがございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 掃除とかいろいろあるということですね。公園というのはですね私が前、一般質問で言った大通りの例えば公園ですね、あそこの中はとても、結構平日でも人が来るんですよ、中に入ったりして座ったりして弁当を食べたり、いろいろする方がおります。土日は大分来る人はくるんですけど。やっぱり気になるのは、前も言いましたけど、シカがいっぱいおってですね、あの辺は。今の状態では入っているのも気の毒なくらい、正直言ってダニがいっぱいおるんですよ、めちゃくちゃおります、あそこは。ああいった対策をしてあげないとですね、知らないで座っているから、私は言い切れないんですよ、ダニがいますよと。やっぱり気の毒な感じもするものですから、せっかく来ていただくのに、ああいうようなことでは、本当駄目だと思いますよ。あそこに網を張って管理したらどうかということをお私提案したことがあるんですが、そういう考えはないですか、あのままずつとやるんですか。あのまんまではちょっと駄目ですよ。その考えはどんなですか、ない

ですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

昨年は半年ほどはあの公園、周りの森林整備のために一部を使われておられまして、そういったときに情報等もいただいております。今、トンネルができてから利用者が少ないと言うところもありますけども、現在、その横の村有林をモデル林として整備しております。そういったものも含めてですね、またトイレも老朽化というのと、水道の管理が厳しいというような御相談を受けておりますので、県道から上部にかけて全体的な利用の計画をしたいというふうに現在は考えております。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） あれから上ずっとということで、あれはずっと村の土地ですか、あの辺りは全部、道路から。そうだったら、それでまた新たな公園をつくるという考えもあるんでしょうが、そのうちとか、いつかとか、はっきりしていないわけですから、やっぱりとりあえず私は、というのはですねあそこに車を入れる人がいるんですよ、あれを乗り越えて。ジープみたいなのか知らんけどわだちができたこともあります。だから入られないようにですね本当はしてほしいんですよ。結構、下のトンネル出来てから少なくなったというけどちょこちょこ来てますよ、あそこは。今から花も咲く時期になってくればですね必ず来ますよ、土日行ってみてください、かなりいますから。だから中に入る人があれせんように、網を張っても幾らかかりますか、金の網を張ってもですね、こんな今の使い方をしているものに比べれば安いもんですよ、一回つくっておけば10年、20年は持つわけですから。やっぱりそこをですね村長考えてください、そうせんと、あのままじゃもったいないですよ、草払いをして管理をしていかんといかんわけですから、どうせある以上はですね。網を張ってぴしゃっと、鍵はかけんでもいいから、開けて自分では入れるようにしておけばですね車なんかも入らんしですね、シカも入らんし、虫を焼くかしてダニを成敗してぴしゃっと管理しておけば、また使う人も出てくると思いますよ。村長の考え方を教えてください。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

五木村の公園全体については予算の中にもありますので、今回は桜のてんぐ巢病の管理とか、あと横手公園については設備が傷んだということで、その改修とかやるようにはしております。

今ありましたように大通り峠の広場ですね、もともとあそこには展望台とかも昔はあって、そこからちょっと上って有明海のほうが見えたという展望台もあったわ

けですけども、あれからちょっと年月が経ってですね、今、土肥課長のほうが言いましたように、トイレについても地盤が下がってきたり、今、議員がおっしゃるように、あの広場については、私どもも一回、緑の少年団で食事をしたときもですねやはり鹿の糞がかなり落ちておって非常に環境的には悪いなというふうに思っております。

それで、あそこ全体については、今ちょうど正面側は国有林と提携してモデル林の整備をしております、年に4回か3回はですね熊本市内のほうからお客様も来ておられます、バスで。それも含めてトイレとか水道とか、公園広場全体と、あと展望所が本当はあるんじゃないかなろうかという話もあってですね、そういうのも含めて計画はしたいというふうに思っております。

それともう1点は、大滝の歩道もヒルのほうが多いということで、そういうのも全体を見てですねその対応はしていきたいというふうに思っておりますので、それは順次、スピードを持ってやっていきたいというふうに思います。

○議長（岡本精二君） いいですか。ほかにございませんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は、先ほど5番議員さんがお聞きになっておりますが、公園管理業務委託料、また、そこに森林公園委託料、上の公園委託料は三、四件以上の箇所を管理委託するということですが、自然森林公園というのは、名称は書いてないですけど端海野ということなんですよ、多分。端海野にはいろいろ整備とかありますが、危険な建造物の解体とかで、公園管理業務委託料の270万円と自然森林公園管理料の195万円、約200万円で、単価的にはこの1カ所で200万円ぐらい、また、どういう管理の仕方を委託されるのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

公園管理につきましては、先ほど御説明したとおり、道路の近くにありますが公園でございます。自然森林公園につきましては、現在、五木村大滝と端海野、この2カ所でございます、自然森林公園につきましては遊歩道管理と道路管理、トイレ管理、端海野につきましては水道の管理までをお願いしております。

ただ、端海野につきましてはキャンプ場のところは、去年から施設を利用を行っているところをお願いしておりますので、キャンプ場以外の部分の遊歩道、作業道、先ほど言いました水道等の管理をお願いしているところでございます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今詳しく説明がありましたが、遊歩道とか水の管理とかいろいろあったんですが、これはどこに委託をされるのか。あそこには、今、村外から来てやられておりますが、面積が広範囲の部分もあると思いますが、どういう管理の

委託依頼の仕方なのか。もう一回、その辺りをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

自然森林公園の管理につきましては、今言われたとおり、遊歩道、また作業道とか範囲も広域ですね、管理にも重機とかが必要になってまいります。そういった面で、去年は振興公社のほうに委託をしております。先ほど言いましたようにキャンプ場の部分の利用の部分につきましては、施設管理等は利用されている方に、今回分けて行っているということで、自然公園は大滝と端海野の公園部分ということになっております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） これは詳しくお聞きしましたが、今、実際、公園の中のキャンプ業務をされている方と、あと、遊歩道とかほかの部分の予算の組み分けはわかりますか、振興公社の分は幾らだとか、もし分かればお伺いしたいんですが、よろしいですか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

キャンプ場につきましては、村の財産の使用許可でお貸ししております、その分につきましてはただで管理をしてもらうということで、自分たちが利用する分は自分たちで管理してしていただくということで、今回ここに出ています公園につきましては、全部、自然公園とした部分の、先ほど言いました遊歩道とか道路とか水道とかというような管理になります。

○議長（岡本精二君） 先に進みます。79ページ。お願いします。時間がないんですから。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 先ほどのところで大滝のトイレの管理が、私が聞いたところによると管理がよくないという話を聞いておりますので、そのところはお願いをしておきたいと思うんですが。地域自然保全活用事業の業務委託が出ていますが、これはどこの地域保全の委託なのか、仰烏帽子なのかヤマメのところなのか。それと五木源パークの維持管理が出ていますが、350万円、これで冬祭りのときにフェンスが倒れましたが、あのときの修理とかは別によかったのかどうかですね。その3点、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、大滝のトイレの件ですけれども、管理者のほうともまた協議をしますけれども、あそこが便器がないものですから、簡易水洗で結局は浄化槽もないという状況と、

水を谷から引いて、そのまま使っているということもありまして、なかなか管理が難しい面がございます。そういった御意見につきましては、委託先と相談しながら管理の方法を検討していきたいと思っております。

地域資源保全活用につきましては、こちらは従来は梶原川のキャッチアンドリリース、また仰烏帽子ももともとです、杣形山の遊歩道といったところを管理いただいております。令和2年の災害前までは仰烏帽子と高塚山の登山道の管理、看板等の管理もお願いしておりました。ただ、現在はそこにはまだ行けない状況のところは除いて、他の部門で管理を行っていただいているところでございます。

五木源パークにつきましては、冬祭りのフェンスにつきましては、フェンス自体は大きく損傷がなく、基礎自体から倒れたという状況でしたので、また布設置しをさせていただきまして、こちらは令和6年度で完了いたしております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） フェンスの修理の負担はどこがしたのか、保険が入っていたのかどうか。それと、その要因としていろんな噂が出ているんですが、テントと一緒に括っていたから倒れたんじゃないかとあったんですが、そういったものの注意とかそういうのがあったのかどうかも伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、修繕につきましては、先ほど言いましたように、布設置しだけ、約30メートルですけども、だけで済みましたので部材購入等はほとんどありませんでしたので、こちらにつきましては既存の修繕費で対応ができましたので、そちらで早急に、シカの被害等もありますので実施させていただきました。

原因につきましては、今言われたように、一部テントをそこに括りつけておったというのが実際でございます。ただ、前面は杭であったり重しであったりしておりますので、何せ普通ではないような突風でしたので、そこについては特段、原因としてなり得るものはないと思っております。

先ほども言いましたように、施設自体ではあったので保険も厳しいということになっております。

今度はテントのほうも一緒に飛びましたので、被害がありましたけども、それは業者さんのほうで、自社の分は自社で負担するということになりましたのでお願いしているところでございます。

○議長（岡本精二君） 79ページ。7番、西村議員。78ページありますか。

○7番（西村久徳君） 今いろいろ観光関係で議員さんありましたが、私はちょっとお尋ねをしてみたいと思っております。委託料からですね始まりまして観光の宣伝費とい

うのがあります、これはかなりの額であります、やはり宣伝費というのは貴重なものでございまして、どこに委託されるのかですね。効果がなければ無駄使用ですので、一番効果のあるのはどういうことを考えておられるのかお尋ねをして、そして1、2またお聞きしたいと思います。どういう方法で宣伝をやられるのかということ。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

観光宣伝広告料という800万円の件でよろしいでしょうか。こちらは委託ではなくて広告料ということで役務費でございまして、1件1件、用途に合わせて発注すると、1カ所に発注するものではなくてですね。現在、令和6年でいいますとSNSとか、皆さん若い人が今見られる中での短いCMを週に一度ずつ流すとか、もちろん紅葉とか新緑の時期には新聞とか冊子とかそういったものも使いながら行っております。またラジオであったりというのを、単発、単発と、時期にも合わせまして、必要なものに対して行っております。

来年におきましては、半年をかけましてCMのほうを、これは鹿児島でございませうけども、できないかなというふうに考えているところもございませう。

以上でございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） これは広域的にですね人吉球磨観光協会、あるいは観光宣伝、そういうものもあるわけですが、これも五木の単独ですか、それが1つ。それからアクティビティという環境の整備委託料がありますね、これは500万円ということですが、委託して、これ以上のお客さんが入ってきて五木の活性化を図っていただくというのが狙いのためにこれだけの予算を組んでおるんだらうと思いますが、ただ、金があるから、この際、整備と、委託ということではですね活性化が図られませんが、どこにどのような委託をされて、これだけの金額が上がるのかですね教えていただきたい。

○議長（岡本精二君） 答弁ははっきりと答弁してください。産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、観光宣伝については連携ものか単独化ということですが、こちらは村単独のものでございます。

併せましてアクティビティの環境整備業務委託でございませうけども、先ほど3番議員さんからも質問がございましたけども、令和6年度に実施しました実証実験の中でですね今後、できれば民間の方々が自立してやれるようなものからですね、今回運営の試験をして、そういったものができれば民間にお渡ししていきたいという

ようなことを取り組んでいきたいということで、来年度、まずやりやすい事業として、今時点で計画しているのはシャワークライミングとかキャニオニングといった、五木の谷を使って体験するようなアクティビティができないかというふうに計画しているところでございます。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 民間に委託をする将来の考えのようですが、バンジージャンプもですね相当金をかけてやっております。業者に委託という形で今なっておると思いますが、利用客、採算、そういうものも含めてですね見込みのあるのかどうかお尋ねします。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、順番はずれますけども、バンジージャンプのお話ですけど、バンジージャンプにつきましても施設準備を村のほうで協力しまして、その後の運営につきましても委託ではなく、会社が独自で運営するというやり方でございます。

先日もありましたけども、昨年度、バンジージャンプにつきましても2,600名の方たちが飛ばれておりまして、補正のほうで歳入の増額をさせていただきましたけども、村に1人当たり500円の収益がありますけども、そちらを村に払っていただいている状態で民間が運営をいたしております。

先ほど言いましたアクティビティにつきましても、将来的には民間が運営できるようなもの、村から委託ではなくてですね。そういったものになり得るものを探したいということで、今回調査をしたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 確認しておきます。バンジージャンプ、去年が2,600人ということですか。500円が村に入ってくると。それに何でバンジージャンプのメンテナンスの委託料を村が払う、村の設備だから払うということですか。確認しておきます。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今言われたとおり、バンジージャンプの台のメンテナンスにつきましても、村の施設でございますので村がメンテナンスを行うと。昨年ですけど、点検を行いまして大きくメンテナンスが必要になったことはありませんので、調査だけで終わっておりまして、この金額でございます。

そういったものも含めましてですね、村も支出ばかりではなく収入もということですので、先ほど言いました1人当たり500円の収入を村にいただいていると。そ

ういったものを財源にメンテナンスを行っているという状況でございます。

○議長（岡本精二君） ようございますか。12時になりましたので、78ページまで終わって休憩をします。午後1時から開きますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

79ページ、質問ございませんか。79ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 五木の祭り、これは五木の祭りになったようですが、これは季節に分けてやるようですが、その分でしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木のまつり実行委員会助成金としまして、例年行っております新緑祭り、秋の祭り、今年は中止になりました冬の祭り、計画しております。そのほかにも夏の各地域の祭りの協力であったり、秋の阿蘇神社の例大祭などの協力なども計画いたしております。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 今までの1カ所と違って、季節にあるということですが、どちらのほうが一番効果的ですか、村にとって、村民にとって、今までやってみて。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、各四季折々の五木村の良さを知っていただくということもできますし、お客様を分散させるということで1年中お客さんをお呼びするようなイベントができるということを考えておまして、現在のようなやり方をしております。また、実行委員会でもこういう形で承認いただいておりますので、現時点では分散したほうがいいものと思われまます。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 負担金、補助は交付金で県南のフードバレー推進協議会の予算が出ておりますが、これは当時の副知事がリーダーになっていろいろ頑張られましたが、今はどうなっているのか。八代地域では若干そういう話を聞きますが、どうなっているのかと、その下ですね委託料で、道の駅の保守点検業務委託料がございます。先月、シャワーポンプが壊れたと、いろいろそれ以前にもかなりそういう故障で休業を余儀なくされたという例がありますが、今回は全般的な改修も視野に

入れているんでしょうが、そういうメンテナンス関係をもうちよつと詳しく調査、管理をしていただきたいなと思いますので、そのへんをお聞かせください。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、熊本県南広域観光連携推進協議会の件ですけれども、こちらは八代から県南の自治体が集まりまして、言われるように副知事が代表しまして行っているものでございます。今もですね、各、その中で商品開発をされる人の応援であったり、そういったツアーの応援、こういったものを含めて行っております。ただ、コロナ禍ですねなかなか動きが悪かったと。コロナ前のインバウンドですね一時期は動きが高まったところでしたけど、一旦収まったと。ただ、先日会議がありまして、今年度もインバウンドのほうはかなり進んできているということで、こういった面と、熊本県の今年度の観光立県の推進計画では、やはりその場所場所、また、この時期でしか見れないものとか、そういったもの。今、漫画、アニメ、こういったものも大評価されております。そういったものも含めて強化していこうということで、今年度も動きを進めるということになっております。

温泉施設の保守点検ですけども、点検のほうは随時していただきながらですね、もちろん経年劣化で危険ですよというものは事前に教わっております。ただ、ものによりましては高額なものでありますので、壊れる前に入れ替えるというのはなかなかどうしても難しい面もあります。ただ、簡易なものにつきましては事前に交換しながら、現在も行っております。どうしましても、突然予想もつかない、見えない部分の故障もありますので、今後も定期的に維持管理は行っていただきたいと思っております。ただ、言われるように、今後、大きな改修を計画しておりますので、そことの調整も行いながら運営をしていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） 先に進みます。80ページ。ございませんか。81ページ。82ページ。83ページ。84ページ。ございませんか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 84ページですね、この前もお聞きをいたしました、頭地団地の新築工事ということと、竹の川の仮住宅じゃなくて本住宅ということでございますが、これは大体土地とかその他、竹の川あたりは完全にできるような自信があるんですか、確認をしておきます。

○議長（岡本精二君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

竹の川の住宅の件でございますけども、一応候補地の宅地につきましては所有者の方に内諾はいただいているところでございます。

○議長（岡本精二君） 85ページ。86ページ。87ページ。88ページ。89ページ。90ペー

ジ。91ページ。92ページ。93ページ。94ページ。95ページ。96ページ。97ページ。
ございませんか。98ページ。99ページ。100ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 旧二中のですねイベントをするということでありましたが、閉校式は昔やっているわけですね。いよいよ最後の公共施設だろうと思いますからイベントをやるということですが、これはあそこの土地の利活用ですね、地域の活性化も含めて、希望を持ったところの、解体して消滅して、今度は希望を持ってどうかするという夢も持ってイベントをしてもらいたいと思いますが、その考えはどうかですか。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

前回の全協のほうでも御説明させていただきましたけども、旧二中の校舎の記念イベントの業務委託ということで、今年度100万円、7年度予算で100万円計上させていただいております。こちらにつきましては、校舎が解体するという前にですね地域の校舎の解体に向けて、地域の卒業生や住民の思い出を振り返る大切な機会という形で記念イベントを実施するという形でするものでございます。

その後の解体後の活用はどうなるのかということですが、こちらにつきましては宮園振興の協議会ですね、そちらのほうで地域の中で利活用のほうについては検討しながら、どういったものに使うのかを今後、協議していくものと考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 大体分かったようで分らんようですが、長年、ここの卒業生もおるわけですね、相当おります。そこで、解体して寂しさを感じるわけですが、あとの活性化も含めたところのイベントを、皆さんに希望を持たせるようなことでやってほしいと、そういう案があれば教えていただきたいなと思ったんですが。やはり解体したりなくなったりすると地域は寂しく感じます、我が母校ですから。そこで、次の段階ではこういう、先が見えるような、明るいようなこともイベントだけでなく、計画書というものもあってほしいということですので、そこを考慮しながらやってほしいということです。そういう考えはありませんか。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の記念イベントにつきましては、校舎の解体を行うということで校舎がなくなるということで住民の思い出、校舎の思い出を振り返るという記念をするイベントという形で考えております。その土地の活用について、希望を持ったことをした

らどうかということもありますけども、一応、地域の中でですね今後利活用については協議されていくと思いますので、そういったことも踏まえてですね協議の中で検討しながら、イベントの中にも取り入れることも出てくるかもしれませんので、そういったところも含めて協議をして検討して、実施をしていきたいということで考えております。

○議長（岡本精二君） 101ページ。102ページ。103ページ。104ページ。105ページ。106ページ。107ページから先は地方債及び債務負担関係、あるいは人件費関係等が記載されております。後で全体的なことは聞きたいと思いますので、目を通してお願いしたいと思います。

歳入に移りたいと思います。歳入については13ページからお願いしたいと思います。13ページ、ございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 固定資産税は800万円ほど増えているんですけど、この要因をお願いします。

○議長（岡本精二君） 北原住民税務課長。

○住民税務課長（北原仁司君） お答えします。

これは昨年度の当初予算との比較でございますので、本年度の調定額が1,895万円程度になりますので、同額程度を見込んで計上しております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 14ページ。15ページ。16ページ。17ページ。18ページ。19ページ。20ページ。21ページ。22ページ。23ページ。24ページ。25ページ。26ページ。27ページ。28ページ。29ページ。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） ふるさと寄附金の件で、企業版と2つあるんですが、補正で2,000万円減額して、今度また4,000万円とあるんですが、見込みがあるのかどうですかね。その見込みはどう積算されたのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

ふるさと寄附金につきましては、補正予算で減額の際に御説明させていただきましたけども、まずは普通の分ですけども、こちらにつきましては共通品の開発であったりを行いたいと。また、企業版も合わせてですけども、もう少し五木村のPRを行っていききたいというのと、今、金額等を余り問わない部分もありますので、以前は余り高すぎるものは上げておりませんでしたけども、今後はちょっと検討しましてバンジーであったり、ヴィラとかそういったものを入れてですねちょっと高額なものも検討していききたいとは思っております。

ただ、これはあくまでも予定ですので、目標として頑張っていきたいという数字

を計上させていただいております。

○議長（岡本精二君） 2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 目標として設定するのはいいと思うんですが、やはり前年度並みにしておいて、あとプラスがあったらという形のほうが私は予算をつくるときにはいいのではないかなと思うんですが、そのへん、絶対頑張るという課長の努力次第なんでしょうか。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

正直なところ、査定の折りも協議されました。その中でも前年並みという考えと、やっぱり目標を持ってという考えを査定でもありまして、先ほど言いましたような改善点がある程度分かっているのであれば、やはり目標を持ってということで今回は計上させていただいているところです。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。30ページ。31ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 先ほど歳出でも質問いたしましたが、バンジージャンプの分担金収入が約3,000人の予定で500円なんです。これは大丈夫でしょうか、これはたくさん入って、利用して収入が入ってくるような宣伝効果もですね。

○議長（岡本精二君） 31ページです。31ページ、ございませんか。32ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） バンジージャンプの収入がですね、今初めて140万円ということでしたわけですが、換算しますと、500円して3,000人ということで、これ以上オーバーするような対策をお願いしたいと思います。大丈夫ですか、これ。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

バンジージャンプの分担金につきましては、補正予算のところでも令和6年度増額させていただいております。昨年度からですね、やはりコロナの影響が薄れまして集客も上がっております。ですので、昨年実績並みで2,800人当たりを予定して計上しておりますし、それ以上の集客をお願いしたいという期待も持っておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。33ページ。34ページ。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 土木費の中でですね折立から下の九折瀬線までですが、過疎債が多いようでございます、横手の公園もそうですが、それから白滝公園、これは借金ですからですね十分注意されて、過疎債は返還しなければならない、助成もありましようが、これは大丈夫ですか、過疎債、財政上、総務課長。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

過疎債のルールと申しますか、まず過疎計画というのに載せてないと過疎債は借りられません。過疎債がですね今一番、五木村にとっては有利かなど。御存じのとおり、7割は交付金で地方交付税に加算されるということで、3割は手出しにはなるんですが、それも振興基金のほうから繰り入れられるということで、一番有利なもの起債を発行しています。

○議長（岡本精二君） 7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） ついでにですね過疎債のトータルは今年は幾らになるか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 予算書の9ページにありますけども、2億2,940万円でございます。

○議長（岡本精二君） 35ページ。以上で、歳入は終わります。

歳入、歳出で聞き落としがあった場合には御質問を受けたいと思います。ございますか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 27ページの財産貸付収入が本年度出ておりますが、前年度よりも約1割ぐらいマイナスになっております。この要因は何かお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 多岐にわたってですね、総務課ばかりの貸付じゃなかったりするものですから、後からペーパーを用意してよろしいですか。会期中にはお渡しできると思います。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

先ほどの財産収入が26万9,000円減になっているということですが、こちらにつきましては歴史文化交流館のカフェスペースの貸付ですね、こちらが今現在入っている事業者が、今度の3月末で終了するというので、次の事業者は決まっていないということで予算立てで1,000円今回上げさせていただいたところでございます。その分が減となっております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今、教育課長が言われましたヒストリアのカフェ、それは分かったんですけど、その関連を、ヒストリアの見込みはないかなと思って、その辺りをちょっと。

○議長（岡本精二君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

現在、次の事業者に向けて公募を行っておりまして、今週末が応募の期限という形で現在進めております。ただ、申し込みのほうはまだ来ておりませんが、今後また、決まらなければまた延長しながら公募をしていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） 歳入のですね24ページをお願いしたいんですが、ここに電源立地地域特別対策交付金というのが582万5,000円ありますが、毎年これはこれだけで、いろんなものに使わせていただくわけですが、今年は何に充てられるのか、説明は一回受けているんですが、すみませんがもう一回お願いします、どういう予定だったですか。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

小中学校のLED工事に充当します。

○議長（岡本精二君） ほか、ございませんか、歳入歳出。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 私は歳出で43ページの、よく毎年聞かれると思いますが、交通安全費でいわゆる自動ブレーキと、そのときに常々ドライブレコーダーはどうなるんだと、多分入っていることを聞いたような感じがするんですが、またこの予算が出ております。これが利用される頻度、これは若干待っている部分もあると思いますが、今どういう状況か。また、これはオートマチック車の限定だと思いますが、ドライブレコーダーはマニュアル車でもきくもので、そのへんをお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） まず、後のほうの質問でございしますが、急ブレーキのやつはオートマチックに限る。ドライブレコーダーについては両方、マニュアル車もオートマチック車も大丈夫です。

利用が、ドライブレコーダーが昨年度がちょっと減って、7件ぐらいだったと思います。急発進のほうはゼロ件です、ここ数年あっておりません。というのが、新車で買われたりすると今は付いていますので、それで設置補助を受けないということと、あとは、以前ですね、多分二、三年前、話したと思うんですが、今は電子制御ですけど、電子制御でない車については急発進の対策はできないということで、昔の車に付けようとしたら駄目でしたという話はメーカーさんから聞いたことがあります。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今の答弁はよく分かりました。かなり年代の前のやつは対応ができないということですね。

44ページのダム対策費でダム建設促進協の負担金が出ております。これは、今、ダム対策促進協の今のスタンスといたしますか、球磨地域格差があるように感じておりますので、これも令和2年のあの災害からダムの用途が変わったということで、いろいろ足並みが乱れているんじゃないかと思うんですが、その辺りが現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

ダム促進協についてはですね、令和2年の発災からいろいろ活動いただいて、その中に私も参加をしております、これは毎回申し上げますように、五木村についてはダム上流域ということで五木の振興に流域全体で応援していただきたいということで入っております。

今、全体で12市町村ありますけども、毎年、年に一回総会を行うようになっております。総会の折に、いろいろこれからの新年度の活動についてはですねいろいろ御意見、またいろんな目標値があらうかと思っておりますけども、今の現状については一致団結をして球磨川流域のそういうものの治水についてはしっかりやっつけようということで、ダムについては皆さんでやっぱりつくっていただきたい、私からしますと五木の振興をお願いしますと、そのスタンスは変わってはございません。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今お答えになりましたが、五木の振興はということで、かなり強く述べているということですが、五木村の安心・安全、川辺川のいろいろな河川整備計画とかいろいろありますが、これはまたもっと声を強く発言をしていただいて、五木村の安心・安全の強度も高めていただくように、また強くですね言うべきではないかと考えておりますので、そのへんも、村長、どういう考えか。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御指摘の、五木村内の安心・安全の確保についても強く言うべきと、それは当然かと思っております。それでまた、これは五木村独自もですね、私ども、また議会も一緒になって昨年も上京したり、県にお願いしたり、また、流域でも促進協でも要望もしておりますし、また、流域の球磨郡全体でもですねいろんな要望をさせていただいて、その結果についてが今回の五木村の国管理河川、また県管理河川のいろんな事業の取組が行われていると知っておりますので、今後についてもですね強く要望していきたいというふうに思っております。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 村長も言われましたが、12市町村の首長さん方は思いは1つなのかどうか、確認をしておきたいと思います。

○議長（岡本精二君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えをいたします。

思いが1つでないとはですねこの協議会から脱退ということになるのかと思いますので、そういう町村はないということで、思いは1つでございます。

○議長（岡本精二君） 5番、田山議員。

○5番（田山淳士君） この議案のですね中をずっと見ていましたが、運転代行が非常に多いんですね。全部で二十何件あります、金額して四、五十万ぐらいはあると思います。何でこんなに多いのかなど。各課負けんぞといわんばかりに運転代行をどんどん予算組んでありますが、前はこんなになかったような気がするんですけど、こういう傾向にあるのかですね。それが悪いとは言っていないけど、議会だってあるんですよ、いっぱい行政組合とかあるけど、そこら辺でそれだけ必要なのかどうかということと、そういった要因ですよ、なぜこういう傾向、前はこういうの一切なかったですよ。どうして急に増えてきたのか。各課、見てください、全部ありますよ。総務課長、特に多いですよ。説明をお願いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

何年前からかはちょっと私も覚えていませんが、昔から本当はあっております。会議の後に懇親会が行われるということで、代行代はずっと組んでおりました。令和2年から、コロナで懇親会がほとんどなくなりました。その間は代行代は少なかったんですが、今回、コロナが明けたというか、また懇親会が増えてまいりました。役場のあるところまでが最低で1万円ですよというのを今計上しております。ちなみなんです、私は家が宮園ですけど、今1万3,000円ぐらいかかります。急に増えたわけではございません。昔からこれはありました。

○議長（岡本精二君） ほかにございせんか。3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） 今回、この予算がですね当初で前年度よりも4億7,000ぐらい少なくなっておりますが、補正で大分減額されたという要因もあります。また、昨年は災害が少なかったということも伺っておりますが、単純にそこだけの要因で、この予算の収入、支出もそういうことなのか、ほかの要因はなかったのかお伺いします。

○議長（岡本精二君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） ほかの要因というかですね、議員おっしゃるとおり補正予

算でぐくっと減額がありました。それと災害関係、令和2年7月から以降の災害関係も令和7年度はぐくっと下げております。それが最大の要因ではございます。

それと、今回、令和7年度は御存じですけど、水道施設関係がぼんと上がっております。今後の話をさせていただくと、振興計画で5年間で集中してやろうという話がありましたので、令和8年度以降はまたぼんぼん増えていくのかなと。要因は、先ほど言った災害復旧が一番大きかったのかなと思います。

○議長（岡本精二君） 3番、中村議員。

○3番（中村俊也君） いわゆる災害復旧とかが特に多かった結果、こういう予算立てになったと。予算の中にもありますが、物価高騰対策いろいろあります。また、これは国の交付金が入ってからそういう組み立て組んでいれるということですが、五木独自の物価対策というのも若干予算立てをしておいたほうが、今からいろいろ電気でも燃料でも油でも、まだまだ値下がりする要因がないものですから、そういう考えはお持ちでなかったのかどうかお伺いします。

○議長（岡本精二君） それは今後のことであってですね、予算書の1年の中で話をさせていただきたいと思います。この予算書について、ないですか。7番、西村議員。

○7番（西村久徳君） 教育委員会のほうに、歴史文化交流館の常設展示とありますが、これは、文化財については、展示会については非常にどの町村も困っておるようでございまして、私ども、もともと建設する中ではですねコンサルタントが、私がやったことは大入り満員でどこも成功しておりますということで、これをやれば五木が儲かりますよということでした、だましです、結果的に言えば。

今年当初予算の中でですね385万円ということで、そのうちに五木村の振興資金が200万円。結局はこの振興資金をこれに突っ込むという解釈になるわけですが、下の欄にですねいろいろ、交流館、時代の全面改装をやるとか、あるいは子ども館の改修、木のおもちゃの更新とかいろいろ、国道沿いに案内サインをするということで、これは事業費が600万円も要るぞということで資料に載っておりますが、やはり宣伝もですねして入るようなことをやらなければ、つくった甲斐がないわけですね。ただ、金があるからこういうふうによれ、やれでは、お客さんが入ってみらんことにはですね五木の良さというのは分らんわけです。今度はあそこにキナイ食堂も辞めるということですから、それは寂しくなることでしょう。連携を取ってですね、これが五木村の活性化の原動力と、これも一端だと思えますよ。それが見えないもんですからですね、どういうお考えで、ただ予算だけをこういうふうによりますと、今年380万円、約400万円、そしていろいろな事業費が600万円ということですね、これは民間ならいつかは潰れておるわけですよ。こういう戦略を取るかですね、思い切ったことをやらんと、これは大変な将来重荷を背負って立

たなきやならんわけです。担当は別として、教育長、非常に重要な歴史資料館ですから、本当に五木村は大したもんだと、お客さんが来てですね、そういう計画を立ててください。

○議長（岡本精二君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

ヒストリアテラス五木谷ですね、来年度で8年目に入ります。当初は議員おっしゃるとおり、コンサルがいろいろ企画展とかそういうことをやられてやっておられたんですけど、いろいろ事情がありまして、途中からですね五木村教育委員会のほうで展示内容、企画展等をですね教育委員会のほうでやるということで、五木の昔の写真等をやっているわけですけども。入館者とかそういうのを見ますと、若干コロナの時期で大分落ち込んだ時期もありましたけども、今は村内の方については無料とかいろんなことをやりながら、徐々にですね元の、そういった企画展に来られる方もおられるし、そして中のいろんな子ども館、それから常設展示、常設展示も今後、今、展示替えのほうを計画してですね、その資料のほうに載っていますような形でやるようにしております。

今後、将来のことですけども、やはり、五木の貴重な、五木だけではなくてですね球磨人吉の中でも貴重な資料、展示物等がありますので、そういったところを広く取り込んだ形ですね、観光とも結びつけながら入館者数の増加を図っていきたいと思います。できれば企画展をですね、そういった集客が見込めるような特色のある企画展等を今後検討しながら、館の運営をやっていきたいと思っております。

○議長（岡本精二君） ほかにございませんか。2番、早田議員。

○2番（早田吉臣君） 保健福祉の関係で、予防費のところですね今年ちょっと見当たらなかったんですが、带状疱疹のワクチン、厚生省のネットで見ると五木村は2024年の2月から開始されているんですが、昨年でどれぐらいされていたのか。今年予算が出ていないのは、終わったから予算が出ていないのかですね。

それと、もう1点は、温泉施設の改修工事の設計があっているんですが、今回、住民の聞き取りとかあったときに、温泉の湯船を小さくするという計画で、そのときに、村民が少なくなるから小さくしてもいいんですよみたいなことを回答されたということがあったんですが、温泉を利用するのは村民だけでなく、観光に来た人も使うんで、それを小さくするというのはどういった感じで行われたのかなというのを伺いたいです。その2点です。

○議長（岡本精二君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

带状疱疹のワクチン接種ということでございまして、6年度についてということ

で、すみません、詳細の件数については申し訳ございませんが、今持ち合わせておりませんので後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

带状疱疹のワクチン接種ということで、昨年度も実施しまして、今年度につきましても実施をするようにいたしておるところでございます。65ページのですね医薬材料費というところで523万7,000円ということで計上をさせていただいておりますが、この523万7,000円の中にインフルエンザでありますとか四種混合、子宮頸がんワクチン、二種混合、麻疹混合、BCG、日本脳炎でありますとか、肺炎球菌でありますとか水痘、ロタ、带状疱疹、このようなものがいろいろ含まれておるところでございます。いろいろ種類がございますものですから、この中の1つということで今年度も予定をいたしております。

○議長（岡本精二君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木温泉の設計に関するお話ですけれども、プロポーザルです。事業所、設計業者を決めさせていただきまして、そこの方々による村民利用者、また管理者といった方々の御意見を聞いて、今後設計に入りたいということで、前回はですね第1回ということで、皆さんの御意見を多く聞くという場をつくられております。その中ですので、条件等を、こうこうしなければならないというのは出しておりません。ただですね、プロポーザルのときに、改築する場合にどういったメリットを出さなければいけないかというところで、うちが源泉がどうしてもお湯を沸かさなければならぬので、維持管理費を軽減するのが一つ目的にあるということであれば、配管でありましたり、浴槽の配置、大きさ、この辺が小さくしたほうが、あとは利用数も含めてですね管理的には良いですよというプロポーザルの資料を基にそういう打ち合わせをしたということになっております。

御意見は御意見で、今のような大きくしたほうがいいんじゃないかとか、いろんな御意見を聞いておりますので、次回以降はそういった御意見を踏まえてですね、ただ、あとはどうしても場所の問題、費用の問題、そういった制限もかかってきますので、今後はそういうのも含めて協議していくと。第1回目にしたのは、そういったプロポのときの資料を基にお話をしたものですから、浴槽が小さかったりとかいろんな絵がですねそういうふうになっていたというふうで、そういうふうに取りられたのかとは思いますが。

○議長（岡本精二君） ございませんか。それでは、質疑なしと認め、これで議案第16号の質疑を終わります。

私からお願いしておきたいと思っております。今回の一般会計の予算については、歳入を見たときに、災害普及工事で5億円程度落ちておりますけれども、その代わりに

歳入として繰入金が10億円、約4分の1繰入金です。4億5,000万円が補助金であったが、対年度から見ると少なくなってきました。このような形です。ねやっ
ていきよると大変なことになりはしないかと感じております。執行部におかれては、
財源として令和7年度の確保を、議長としてお願いしておきたいと思っております。

また、予算書の訂正等が非常にあります。これら等については、やはり執
行部はプロでございますので訂正等がないように提案をしていただきますよう、私
からのお願いを申し上げておきます。これら等については全体的に村長よりお願い
があらうと思っておりますので、最後のほうでお願いしておきたいと思ってお
ります。

それでは、次に、議案第17号の質疑を行います。17号をお開けください。歳入歳
出分けて行います。歳出11ページから行います。質疑ございませんか。12ページ。
13ページ。14ページ。15ページ。16ページ。17ページ。最後の18ページです。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） ございませんでしたら、歳入に移ります。歳入7ページをお願
いします。ございませんか。8ページ。9ページ。10ページ。歳入歳出について、
全体について何かありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳出6ページ、
7ページをお願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第18号の質疑を終わ
ります。

次に、議案第19号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。歳出12ページ、
をお願いします。質疑ございませんか。13ページ。14ページ。15ページ。16ページ。
17ページ。18ページ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 歳出を終わりました、歳入の7ページに移ります。ございませ
んか、質疑。8ページ。9ページ。10ページ。11ページ。歳入歳出全体で何かござ
いせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第19号の質疑を終わ
ります。

次に、議案第20号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。

まず、歳出の8ページ、9ページをお願いします。9ページ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 次に、歳入に移ります。歳入6ページ、7ページをお願いします。歳入歳出、全体でございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。歳出9ページ、10ページをお願いします。質疑ございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、歳入に移ります。歳入6ページをお願いします。歳入歳出、全体について質疑ございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入6ページ、7ページ、8ページをお願いいたします。質疑ございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。歳出8ページをお願いします。9ページ。10ページ。ございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 次に、歳入に移ります。歳入6ページをお願いします。ございせんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。これから企業会計です。収益的収入、支出、資本的収入及び支出、分けて行います。

まず、収益的収入と支出17ページ、18ページをお願いします。ございせんか。19ページ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第24号の質疑を終わります。

ます。

次に、議案第25号の質疑を行います。収益的収入と支出、資本的収入及び支出に分けて行います。

まずは、収益的収入と支出13ページ、14ページをお願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 次に、資本的収入及び支出に移ります。15ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） それでは質疑なしと認め、これで、議案第25号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告します。

ここで暫時休憩します。午後2時30分まで。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、本日はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時30分

第1回五木村議会定例会会議録

令和7年3月14日（金）開会

（第8日）

五木村議会

令和7年第1回五木村議会定例会（第6号）

令和7年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 討論

日程第2 採決

日程第3 議員派遣について

日程第4 閉会中の継続審査・調査について

県町村議会議長会定期総会 宣言及び決議

2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

1番 園 田 良 治 君

2番 早 田 吉 臣 君

3番 中 村 俊 也 君

4番 川 邊 正 美 君

5番 田 山 淳 士 君

7番 西 村 久 徳 君

8番 岡 本 精 二 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

村 長 木 下 丈 二 君

総務課長 竹 村 文 秀 君

ダム対策課長 土 肥 整 二 君

政策調整監 麦 田 健 一 郎 君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君

住民税務課長 北 原 仁 司 君

産業振興課長 土 肥 博 司 君

建設課長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君

教 育 長 西 龍 三 郎 君

教育課長 山尾 浩二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木野 徹也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（岡本精二君） 起立、礼、おはようございます。着席。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 討論

○議長（岡本精二君） 日程第1 討論を行います。

議案第3号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第5号の討論を終わります。

次に、議案第6号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第6号の討論を終わります。

次に、議案第7号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第7号の討論を終わります。

次に、議案第8号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第8号の討論を終わります。

議案第10号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第11号の討論を終わります。

次に、議案第12号の討論を行います。討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第12号の討論を終わります。
次に、議案第13号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第13号の討論を終わります。
次に、議案第14号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第14号の討論を終わります。
次に、議案第15号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第15号の討論を終わります。
次に、議案第16号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第16号の討論を終わります。
次に、議案第17号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第17号の討論を終わります。
次に、議案第18号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第18号の討論を終わります。
次に、議案第19号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第19号の討論を終わります。
次に、議案第20号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第20号の討論を終わります。
次に、議案第21号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第21号の討論を終わります。
次に、議案第22号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第22号の討論を終わります。
次に、議案第23号の討論を行います。討論ございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第23号の討論を終わります。

次に、議案第24号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第24号の討論を終わります。

次に、議案第25号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 討論なしと認め、これで議案第25号の討論を終わります。

以上で、議案の討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

日程第2 採決

○議長（岡本精二君） 日程第2 議案の採決を行います。

議案第3号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第7号は原案のとおり

可決されました。

次に、議案第8号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（岡本精二君） 全員賛成であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議員派遣について

○議長（岡本精二君） 次に、日程第3 議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付しておりますとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第4 閉会中の継続審査・調査について

○議長（岡本精二君） 日程第4 閉会中の継続審査・調査について議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申し出がっております。一括してお諮りします。

申し出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中にお

いて審査及び調査をすることを決定しました。

ここで、去る2月21日に開催されました熊本県町村議会議長会定期総会において、総会宣言が採択され決議文が決定されておりますので、議会事務局長に朗読し報告します。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、宣言文を読み上げます。

宣言。

我々町村は食料やエネルギーの供給、水源涵養、国土保全といった国民生活を支える役割を果たすとともに、地域資源を生かした産業を創出し、地域に根付いた伝統を継承しながら個性溢れる多様な地域づくりを進め、豊かな文化を育んできた。

しかしながら、長期的な人口減少や東京への一極集中により過疎化・少子高齢化が深刻な問題となっており、基幹産業である農林水産業が担い手不足により衰退するなど、地域活力が減退している。

加えて、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害などの大規模自然災害や原油価格・物価の高騰は、住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。今こそ、国と地方が一体となって災害からの創造的復興と物価高騰対策への取組をさらに加速させるとともに、真の地方創生を実現するため、住民自治の根幹をなす議会がその機能を十分に発揮することが重要である。

近年、議員のなり手不足が深刻化しているが、我々町村議会は多様な人材が議会に参画できるよう議会の機能強化を図るとともに、立候補を阻害する要因を取り除き、志を抱く誰もが議員として活躍できる環境を早急に整備しなければならない。

よって、本会は第75回定期総会を開催し、決意を新たに全力で邁進することをここに誓う。

以上、宣言する。

令和7年2月21日

熊本県町村議会議長会第75回定期総会

続きまして、決議文です。

我々町村議会は、さらなる地方自治の振興発展を目指し、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

1、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興及び防災・減災対策の強化。

1、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化。

1、地方創生のさらなる推進。

1、分権型社会の実現と道州制導入反対。

1、町村財政の強化。

- 1、少子化対策及び子ども子育て政策の推進。
- 1、農林水産業振興対策の強化。
- 1、地域商工業等振興対策の強化。
- 1、脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進。
- 1、デジタル社会の実現に向けた施策の推進。
- 1、地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善。
- 1、介護保険制度の充実及び高齢者福祉・障害者福祉の推進。
- 1、教育・文化の振興。
- 1、交通体系及び生活環境施設の整備促進。
- 1、消防体制の強化。
- 1、国土政策の推進。
- 1、人権擁護の推進。
- 1、過疎地域の推進。
- 1、国民保護・安全対策等の推進。

以上、決議する。

令和7年2月21日

熊本県町村議会議長会第75回定期総会

以上です。

○議長（岡本精二君） 以上で、宣言及び決議文がなされておりますので、よろしくお
願い申し上げます。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、
本日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本精二君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定いたし
ました。どうも大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時21分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五木村議会会議録
令和7年第1回定例会

令和7年3月発行

発行人 五木村議会議長 岡本 精二

編集人 五木村議会事務局長 木野 徹也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
五木村議会事務局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7

電話(0966)37-2211